

No.	意見
1	<p>1在外機関で特許侵害調査をする部署の設立 技術の集約は特許である。特許を取得しなかったら直ぐ海外で真似られてしまい、今までの開発努力・費用が報われない。</p> <p>2海外の技術調査、特許調査も実施 海外のアイデアを十分参考にして製品を開発するため、特許を避けるためにも相手国特許・技術調査も重要</p> <p>3在外機関は特定企業のための技術・特許売り込み支援の実施 大学が特定の企業と共同研究を実施することが产学官連携制度となっているように特許・技術等の売り込み活動の官側の拡充が必要(個別企業で実施はしていますが、官と連携を取ることも重要だと思います。)</p>

No.	意見
2	<p>1、問題点 1)発明の開示不十分 特許庁からわざわざ担当官が訪問され、その劣悪さが指摘されるほどに、明細書等の記述が乱雑でした。 指摘された出願は、代理人として名前が上がってはいませんが特定の弁理士事務所に依頼し、報酬を支払って作成された書類です。 その原因を追求した結果、弁理士が研究成果を理解しておらず、研究者が記載した論文風の原稿を丸写し、特許庁の審査基準では使用を避けるべきとされた表現の多用、あるいは実験データをつけるべき事項にそれが示されていない、発明の本質とは全く関係ない請求項の記載などが殆どの原因でした。 弁理士の言い分は、難解明細書が知財戦略上有利とか、ノウハウを維持するためとしていましたが、どうみても言い訳としか解釈できませんでした。 その結果、莫大な中間経費を費やしながら拒絶査定となるものや知財戦略上は有効性に欠ける特許権となるものが多発しております。 そこで、体制が不十分な中、せめてもの緊急対策として、国内出願については、出願書類、中間書類を含め、全てを NIMS 内で作成し、提出することとし、弁理士の関与を排除するとともに、その他の手続についても、研究者と私が協議し、対策方針や請求項などの主要な事項を弁理士に指示することとしました。 弁理士からはかなりの抵抗がありましたが、NIMS では現在、これを継続しており、できれば PCT や各国移行時の翻訳(理解力に欠ける者が翻訳することで、不正確な訳文が幾度となく作成されている)までも内製化できる体制とすべきである旨、長年提案しておりましたが、本年 3 月末をもって、NIMS を退職する者としては、なんとも言いたいところです。</p> <p>2)30 条適用出願と方法特許の多用 30 条適用出願と方法特許又は方法的要素を含む請求項の多用は、知財立国を標榜する我が国の国家的目標を大きく阻害するものと懸念しております。 この問題は、文部科学省が行う研究者の実績評価が公表論文の数によって行っていることによる弊害と存じます。 知財戦略からすれば、公表せずに秘密に保持し、ノウハウの実施許諾や指導につなげるべき事項までもが、論文発表や特許出願されているのは、まさしくこの文部科学省の評価制度にあるものと存じます。 中国や欧州では特許化が困難な 30 条適用出願、あるいは侵害立証が困難(国税を使って納税者のノウハウを調べ上げることなど、一機関では不可能です)な方法的要素を安易に用</p>

	<p>いた特許権は、積極的に知財立国確立を支援すべき国家的機関が行うべき行為ではないと存じますが、いかがでしょうか？</p> <p>3)外国若手研究員の雇用 文部科学省が推進する研究環境のグローバル化の一環として、日本語も理解できない若手の外国研究員を積極的に雇用し、研究現場に立ち入らせております。 彼らは、我が国のポスドクより研究能力で劣る者たちのように見受けられます。 大学などの研究機関において、研究者や学生に海外での生活を学ばせる試みとしてなされたのでしょうか、NIMS のような研究専門機関へのこれら外国人の受け入れは研究ノウハウの海外流失を招き、産業空洞化を一層助長する結果を招くのではと危惧しております。</p> <p>4)企業との連携のあり方 知財戦略を持たない体制下で、企業との接触を図ることは、まさしく餌食にされるだけであり、企業サイドがよほど自制心を働かせて、研究員との信頼を築こうとしないかかぎり、多くのトラブルが発生しかねないものと存じます。 現に、実施許諾をおわせ、サンプルや具体的な研究情報を入手しながら、その後進展しない事例や、実施許諾契約を締結しながら実施する段になって支払いを固執したり、外国企業からその国の法律により抗議される事例などがあり、今後も、そのようなことは続かざるを得ないものと存じます。 そして、研究者の成果が、いつしか他人の成果として発表され、長年の研究実績に報いることができないような事態が生じないかと懸念する次第です。 現にそのような事例も存在し、交渉により最小限の回復は図りましたが、それによる損失は計り知れません。</p> <p>5)海外の権利取得について 我が国の産業空洞化を阻止するには、欧米のみならず、発展著しい途上国にも知的財産権を取得するのは当然と思いますが、現状は、予算上の縛りから、殆どが欧米に限られています。</p> <p>2. 今後の対策 知財戦略の目的は、知恵をその性質に合致した形で商品化(知財化)し、その商品(知財)を最も有効に収益(金銭的なものに限らない)につなげることであると存じます。 その意味で、以下のような提案を行わせていただきます。</p> <p>1)各機関の設立目的に適合した知財戦略の確立。 大学は高度な研究者を育てるための教育機関であり、その研究成果は、学生を通じて、いつしか広く一般に知られることとなるものですから、公表論文をもって、研究員の個人評価を行うのも、公平な評価方法の一つと存じます。 それ故に、論文公表以前にせめて特許的な処置をする体制を確立すべきと存じます。 一方、独法系研究機関は、国益のための研究を行う専門機関であり、研究成果の公表が国益にそぐわない場合は、それを避けさせるべきと存じます。 つまり、独法系研究機関は、国益に基づき、個々の研究成果を評価し、その評価に基づき、適切な知的財産(営業秘密をも含む)として保護すべきと存じます。 NIMS を例にすれば、我が国国民の安全、安心に資する物質・材料の研究を行うのが目的であり、その研究成果が国民の安全・安心を脅かすような結果を招くように取扱ってはならないものと存じます。 そして、このような研究成果の取り扱いを実行するために知的財産戦略を整備し、それに即した体制を整え、実行すべきと存じます。 なお、大学を教育機関と位置づけ、独法系研究機関を国家戦略機関と位置づけた場合は、公開するのが国益上問題がある研究テーマについては、大学から独法系機関に、逆に公開することが国益に有利と判断される研究テーマについては大学に、それぞれ研究拠点を移</p>
--	--

	<p>動させる処置が可能な制度も必要かと存じます。</p> <p>2)研究者の表現力教育の充実。</p> <p>知的財産は、研究者個々の個性とその研鑽と意欲によって生まれる個性的なものと存じます。</p> <p>それ故に、その内容を他人に知らせ、理解させるには、自らを客観的に見つめ、彼我の違いを知り、相手に正しく意図が伝わるように表現する必要があり、自分勝手な表現をすれば、抽象画のように、受け取る側の勝手な憶測で、誤解を招くこととなります。</p> <p>そして、現段階では、各研究員の表現力の稚拙さが、開示不十分という問題を生む根幹をなしていると思われます。</p> <p>NIMSにて多くの研究者と接し、彼らの発明や研究内容を知る機会を得ましたが、身勝手な表現が目に付きます。</p> <p>彼らと接触するたびに、それを指摘し、改善策を提示しているのですが、自らの思想を客観的に見つめることが、難しいようです。</p> <p>欧米では、伝統的に芝居や討論などを通して、自らの思想や思いを表現する方法が学生達に訓練されていると聞いています。</p> <p>今のところ、特許制度、特に、その審査基準に基づき、ストーリ性をもって自らの思想を表現することで、自らの主張に論理の飛躍や矛盾が生じないようにすることを、また、請求項の記載を通じて、発明の本質を明らかにする手法を教えていますが、本来なら大学卒業時に、目的に合った表現力を身につけておいてほしいものです。</p> <p>3)弁理士制度の見直し。</p> <p>問題点で例示したように、特許庁が発行する審査基準でさえ守ることができない弁理士が多々存在するのが現実です。</p> <p>今のところ、弁理士という資格を信頼することはできないのが、私の実感です。</p> <p>一方、弁理士を使用する立場の者が、彼らに過剰な妄想を抱いているのも事実です。</p> <p>弁理士と直接接触した研究員が、自らの戦略的な意図や思想をも自動的に汲み取ってくれるよう誤解する傾向があります。</p> <p>弁理士制度は、そのような能力を保証するものではないのですが、弁理士によってはそのような能力があるかのごとく振舞う者もおります。</p> <p>弁理士の本来行うべき業務の明確化と研鑽並びに無責任な対応の自粛を、強く望むものであり、それを確立する制度が必要と存じます。</p> <p>4)知財戦略専門職の養成と部署の設置</p> <p>特許権者の主流を占めているメーカーとは全く異なった戦略が、大学等においては必要であることは、今までの説明のみならず、既にご理解いただけているものと存じます。</p> <p>また、知財戦略専門職としての能力が弁理士に存在するなどとは到底いえません。</p> <p>TLOは、第二の目標に近いもの待っていますが、第一の目標である知恵の商品化については、全く対応しておりません。</p> <p>しかし、大学等は、知財戦略の対象とすべき知恵に困ることは無いので、それらを相手に、知財戦略の目標に向かって努力する人材を養成する格好の場所ともいえますが、残念ながら腰を据えて此れに取り組もうとする機関が見当たりません。</p> <p>できれば、知的財産戦略を体系的に研究し、実務的にこれを実行できる知財戦略専門職の養成機関の設立が必要と存じます。</p> <p>また、各大学等には、その機関それぞれにあった知的財産戦略を立案し、実行してゆく能力と、その職務を果たしえる権限を持った機関の設置が是非とも必要と存じます。</p> <p>そして、これらの施策により得られた経験と知識は、我が国の知的財産立国の確立に大きな役割を果たすように存じます。</p>
--	--

No.	意見
3	<p>《要旨》</p> <p>特に一般フェアユース条項の導入について可能な限り早期に導入すること、海賊版対策条約について慎重な議論及びその検討の詳細の公表、ダウンロード違法化条項の撤廃を求める。有害無益なものとしかなりようの無いインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権の保護期間延長、補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対する。今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待する。</p> <p>《全文》</p> <p>最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、知財計画2009を見ても、このような本当に政策的な決定は全くと言って良いほど見られない。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということを、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できおらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずははっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。</p> <p>今まで通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討してもらいたい。そうでなければ、是非、各利権官庁に轡をはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。</p> <p>知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案する。</p> <p>(1)「知的財産推進計画2009」について</p> <p>a)一般フェアユース条項の導入について</p> <p>第59ページに書かれている、一般フェアユース条項の導入について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求める。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。知財計画2010においては、このようなユーザーに対する意義も合わせて書き込んでもらいたい。また、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあるはずはないことである。</p> <p>最近の文化庁・文化審議会・著作権分科会の「権利制限一般規定ワーキングチーム報告書」において、写真の写り込みや許諾を得て行うマスターープ作成、技術検証のための複製など、形式的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない著作物の不可避的・付隨的利用に対してのみ、しかも要件に「社会通念上、著作者の利益を不当に害しない利用であること」と加えるという極めて限定的な形でのみフェアユースを規定しようとしているが、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の一般規定の名に値しない。これでは、仮に導入されたところで、いつも通り権利者団体にとってのみ都合の良い形で新たに極めて狭く使いにくい「権利制限の個別規定」が追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作</p>

	<p>物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、形式的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない著作物の不可避的・付隨的利用に限るといった形で不当にその範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。</p> <p>権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害帮助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。</p> <p>個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、文化庁と癒着権利者団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。およそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、全国民を裨益するだろう新しい権利制限を潰すか、極めて狭く使えないものとして来たらこそ、今一般規定が社会的に求められているのだという、国民と文化の敵である文化庁が全く認識していないだろう事実を、政府・与党は事実としてはっきりと認めるべきであり、知財本部において文化庁における今現在の歪んだ検討を止め、知財の真の規制緩和のイニシアティブを取るべきである。また、このような国としての真の知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因をさらに増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局は、自ら解散することを検討するべきである。</p> <p>b) 保護期間延長問題について</p> <p>保護期間延長問題についても、第60ページに記載されているが、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているこの問題について、文化庁が継続検討の結論を出していること自体極めて残念なことである。これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、知財計画2010では、著作権・著作隣接権の保護期間延長の検討はこれ以上しないとしてもらいたい。特に、流通事業者に過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいである。</p> <p>c) 海賊版対策条約(ACTA)について</p> <p>第44ページに書かれている、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」についても、詳細は不明であるが、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、行政機関の決定や消費者との契約などに基づき一方的にネット切断という個人に極めて大きな影響を与える罰を加えることを可能とする、ストライクポリシーと呼ばれる対策を取ることを事実上プロバイダーに義務づけることといった、個人の基本的な権利をないがしろにする条項が検討される恐れがある。他の国が、このような危険な条項をこの条約に入れるよう求めて来たときには、そのような非人道的な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るという条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるべきである。</p> <p>プライバシーや情報アクセスの権利、推定無罪の原理、弁護を受ける権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利の保障をきちんと確保し、ストライクポリシーのような非人道的な取り組みが世界的に推進されることを止めるため、この条約に「対審を必要とする通常の手続きによる司法当局の事前の判決なくしてエンドユーザーの基本的な権利及び自由に対してはいかなる制限も課され得ない」という条文を入れるべきであると日本から各国に強く働きかけるべきである。</p> <p>また、プロバイダーの責任やDRM回避規制についても、この条約で検討される恐れがあるが、下のd)、e)、f)に書いた通り、日本において、いたずらに今の著作権の間接侵害や侵</p>
--	--

	<p>害帮助のリスクから生じている過大な法的不安定性をさらに拡大するような法改正を行うことなど論外であること、このプロバイダーの責任に関するセーフハーバーの要件においてストライクポリシーなどを押しつけるようなことは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであること、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化はなされるべきでないことを考え、危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定は除くべきであると、日本から各国に強く働きかけるべきである。</p> <p>さらに、この条約について、政府は、海外において既に政府・議会レベルで、その透明性・危険性が問題となりつつあることも考え(例えば、 http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+WQ+E-2010-0091+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN、 http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+WQ+E-2010-0147+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN、 http://techdirt.com/articles/20091123/1541197061.shtml、 http://www.boingboing.net/2010/01/26/canadian-mp-demands.html、 http://www.theregister.co.uk/2010/01/21/acta_lammy/に書かれている通り、欧米加英などでは議員から既に理事会・政府等に対し海賊版対策条約の問題について質問が出されており、http://a2knetwork.org/ja/node/558に書かれている通り、国際消費者機構も共同宣言という形で海賊版対策条約の秘密性・危険性に対する懸念を表明している)、現状のような国民をバカにした概要だけで無く、その具体的な検討の詳細をきちんと公表するべきである。</p> <p>また、このような国民の基本的な権利に関わる危険な条約は特に慎重に議論されるべきであって、特に2010年といった妥結目標の記載は知財計画2010においては削除すべきである。</p> <p>d)著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について</p> <p>第60ページには「間接侵害」の明確化についても記載されている。セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているので不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。</p> <p>知財計画2010においては、著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると明記してもらいたい。</p> <p>e)DRM回避規制について</p> <p>第61ページの「著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する」という項目において、「コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方」の検討について記載されているが、昨年7月にゲームメーカーがいわゆる「マジコン」の販売業者を不正競争防止法に基づき提訴し、さらにこの2月にゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。現状でも、不正競争法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピー・コントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。</p> <p>知財計画2010では、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討しないとされるべきである。</p> <p>DRM回避規制に関しては、このような有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的な</p>
--	---

	<p>DRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。</p> <p>f) インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)の責任について</p> <p>第61ページの「著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する」という項目において、「プロバイダの責任の在り方等法的保護の在り方」の検討について書かれているが、動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権帮助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、間接侵害や著作権侵害帮助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあり、間接侵害事件や著作権侵害帮助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害帮助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第3者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。</p> <p>ISPの責任の在り方の検討について、知財計画2010に書き込む際には、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害帮助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてもらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。</p> <p>なお、アクセスログの保存についても、プロバイダー責任制限との関係で検討されるべき話ではなく、それ自体で別途きちんと検討されなくてはならない話である。</p> <p>g) 権利者が民事的措置をより迅速かつ容易にとることができるようにするための方策について</p> <p>第61ページの「著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する」という項目において、「権利者が民事的措置をより迅速かつ容易にとことができるようにするための方策」の検討について記載されており、関連することとして、知財本部は去年12月に、「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査」において、「権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)」、「損害賠償額の算定を容易にするための方策」、「侵害コンテンツへ誘導するリンクサイト」等の項目に関する意見募集を行っている。</p> <p>このうち、「権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)」、「侵害コンテンツへ誘導するリンクサイト」については、これは間接侵害の問題であり、上のd)、f)で書いた通り、間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみ行われるべきであり、プロバイダに対する標準的な技術等の義務付けを行わず、間接侵害や刑事罰・著作権侵害帮助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入のみが検討されるべきである。</p> <p>「損害賠償額の算定を容易にするための方策」について、著作権団体が法定賠償制度の導入を求めており、法定損害賠償制度については、平成21年1月の文化庁の「文化審議会著作権分科会報告書」において、「過去の裁判例における第114条の5等の規定による損害額の認定の状況を踏まえれば、同規定はある程度機能しているものと考えられ、現行法によってもなお対応が困難であるとするまでの実態が認められるには至っていない」</p>
--	---

とされている整理を変えるべきであるとするに足る状況の変化は無く、法定損害賠償制度などの損害賠償額の算定を容易にするための方策の検討はされるべきでは無い。 さらに付言すれば、法定損害賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながっていないものである (http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0906/22/news028.html 参照)。日本においてこのような制度は絶対に導入されなければならない。	権利者が民事的措置をより迅速かつ容易にとことができるようにするための方策についても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、このような教育や公開情報の検索を行うクローリングと現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。 h)ネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル交換対策について 第61ページの「著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する」という項目に書かれている「ネット上の違法コンテンツ対策」の検討、項目番号281番の違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることを明記してもらいたい。 i)通信・放送の法体系の見直しについて 第51ページに書かれている、放送と通信の法体系の総合的な検討について、ホームページ等に関しても通信の秘密を確保し、表現に関する規制は行わないという方針を明記してもらいたい。 j)新商標の導入の検討について 第29ページに書かれている、新商標の導入の検討について、特許庁の新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ報告書で、音の商標を新たな保護対象として追加する方針が示され、特許庁の産業構造審議会・知的財産政策部会・商標制度小委員会で検討が続けられているが、音の商標は、他の視覚的な商標とは異なる特色を有しているということが考慮されるべきであり、音に、会社名を連呼するような音だけでは無く単なる旋律も含まれ得、音の商標の使用に、単なるBGMとしての使用も含まれ得ることから、音については特に慎重に検討するべきである。登録除外については公益的な音だけでは不十分であり、余計な混乱を避けるため、音について、少なくとも、他人の著名な旋律・楽曲を登録から除外することを検討すると、パブリックドメインに落ちた著名な旋律・楽曲の登録のような不当な利得を得るための登録が排除されない限り、音について、その保護類型への追加は決してしないと、知財計画2010では明記してもらいたい。 (2)その他の知財政策事項について a)ダウンロード違法化問題について 文化庁の暴走と国会議員の無知によって、今年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、今年の1月1日に施行されたが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとすれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。 総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、既に弊害は出始めている。
--	--

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ(文化庁HP <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html>)の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHP <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html>の個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。

b) 私的録音録画補償金問題について

権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそも意味を問い合わせなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではない。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそも意義についての意義が問われたが、今に至るも文化庁が、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金については既に私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展している。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後1年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不适当に厳しいコピー制限がかかるままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不适当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。

なお、世界的に見ても、メーカーと消費者が納得して補償金を払っているということは力ケラも無く、権利者団体がその政治力を不正に行使し、歪んだ「複製=対価」の著作権神授説に基づき、不正に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不正当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製=対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデータマサが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実は、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。

c) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げる事によって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不正に上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法の関係を検討するということを知財計画2010では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワン

	<p>スやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきである。</p> <p>d)著作権検閲・ストライクポリシーについて</p> <p>まだ実施されてはいないが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられており、今現在、このような著作権検閲の提案が政府レベルで検討されかねない非常に危険な状態にあるが、通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること(窃用すること)も含むとされていることを考えると、このような日本レコード協会が提案している著作権対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものである。</p> <p>また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。</p> <p>最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行う日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、技術による著作権検閲に他ならず、憲法に規定されている表現の自由(情報アクセス権を含む)や検閲の禁止に明らかに反するものであり、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである、このような対策は絶対に導入されるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。</p> <p>さらに付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しているはずであり、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。</p> <p>同じく、フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策の検討が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われ、さらにネット切断までを含むストライクポリシーを著作権団体が求めているが、このような検討も著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。</p> <p>フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、この6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定されている。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることができることが担保されなくてはならない。</p> <p>これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、</p>
--	---

このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討すべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討すべきである。

e)著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入について

また、WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたい。

f)天下りについて

最後に、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いない、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。(これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえるなら、それに超したことはない。)

(3)その他一般的な情報・ネット・表現規制について

前回の知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されたが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り広げる自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしてくることが十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べる。今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。

a)青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、今回の出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

b)児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせる

	<p>こと等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。</p> <p>児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのである、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。</p> <p>アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許氣譴覆あ 単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。</p> <p>また、児童ポルノ流通防止協議会において、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等を行うとする検討が行われているが、いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのであり、小手先の運用変更などではどうにもならない。このような非人道的な検討しか行い得ない本児童ポルノ流通防止協議会は即刻解散される歟④任△禱 サイトブロッキングについても、総務省なり警察なり天下り先の検閲機関・自主規制団体なりの恣意的な認定により、全国民がアクセスできなくなるサイトを発生させるなど、絶対にやってはならないことである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得ないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは導入されてはならないものである。</p> <p>児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではない。児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである。</p> <p>なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことであり、欧米においても、情報の単純</p>
--	---

所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ていることは決して無視されではない。例えば、ドイツのバンド「Scorpions」が32年前にリリースした「Virgin Killer」というアルバムのジャケットカバーが、アメリカでは児童ポルノと見なされないにもかかわらず、イギリスでは該当するとしてブロッキングの対象となり、プロバイダーによっては全 Wikipedia にアクセス出来ない状態が生じたなど、欧米では、行き過ぎた規制の恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、去年の1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、去年の2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、つい最近からのドイツ国会への児童ポルノサイトブロッキング反対電子請願 (https://epetitionen.bundestag.de/index.php?action=petition;sa=details;petition=3860)に13万筆を超える数の署名が集まつこと、ドイツにおいても児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、既に憲法裁判が提起されており (http://www.netzeitung.de/politik/deutschland/1393679.html 参照)、総選挙の結果与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、ネット検閲法であるとして児童ポルノブロッキング法の施行が見送られ、ブロッキングはせずにまずサイトの取り締まりをきちんと警察にやらせ、1年後にその評価をしてブロッキングの是非を判断することとされ (http://www.tomshardware.com/de/Zensur-Internet-ZugErschwG-Provider-Koalition,news-243605.html 参照)、ドイツ大統領もこの児童ポルノサイトブロッキング法に対する署名を拒否したこと(http://www.zeit.de/politik/2009-11/sperre-gesperrt 参照)なども注目されるべきである。	スイスにおいて最近発表された調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行つたものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されているのである (http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract 参照)。 欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されではない (http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en 参照)。政府・与党の検討において、このような国際動向もきちんと取り上げるべきである。 自民党・公明党から、危険極まりない単純所持規制を含む児童ポルノの改正法案が国会に提出されているという危険な状態が今なお続いているが、政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。 かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。 また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。 インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化・規制強化は有害無益かつ危険なものとしかなりようがないということをきちんと認識し、眞の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待すると最後に繰り返しておく。
--	--

No.	意見
4	<p>1. 特許調査、情報検索の専門家を認定するための国家試験がまだ存在しません。 国家試験を作成していただくことを要望します。</p> <p>民間資格の、「情報検索応用能力試験1級、2級」の他は、付加的に勉強し、技術士(経営工学部門)、知的財産管理技能検定、弁理士を受けるか、博士(技術経営、学術)になります。</p> <p>2. コンテンツ関係になりますが、著作権法、サイバー法の専門家を認定するための国家試験も存在しないので作成していただくことを要望します。</p> <p>現状では、民間資格の「ビジネス著作権検定上級、初級」になります。</p> <p>このビジネス著作権検定が国家試験になつてもいいかと思います。</p> <p>この分野も、弁護士、弁理士、行政書士が特別に勉強し、仕事をしているという印象があります。あるいは、著作権法、サイバー法で修士論文を書き、法学、学術、技術経営での修士の学位有無が専門家としての目安になっている印象があります。</p>

No.	意見
5	(No.3 と同旨)

No.	意見
6	(No.3 と同旨)

No.	意見
7	(No.3 と同旨)

No.	意見
8	(No.3 と同旨)

No.	意見
9	<p>昨年の著作権に対する文化庁の対応については、少し横暴すぎる印象を受けました。</p> <p>違法ダウンロード等は、昨今の音楽や映像等の業界衰退に関係している根拠や証明は一切ありません。にもかかわらず、扱われようによつては業界のさらなる衰退を招く恐れのあるダウンロード違法化を決定したり、欧米でも正しいのかどうか怪しまれているスリーストライク法を話題に出したり、今の文化庁は、JASRAC のいうことをただ鵜呑みにしているような印象を受けます。6割のパブリックコメントを無視してまで決定されたダウンロード違法化に、正当性はありません、即刻撤廃すべきです、この法律によってメディア業界が立ち直ることはありません。著作権は確かに大事ですが、音楽や映像は、もっと自由な環境でこそ発展すると思います。</p>

No.	意見
10	<p>【空気エネルギー】</p> <p>1. 本発明は空気中に有る電気を吸収し、放電した電気を再び使用出来る様にする事により半永久的にエネルギーを確保出来る様にする物である。</p> <p>2. 蓄電器で蓄電出来る様にし、電気吸収器を作動させる為にバッテリーには、蓄電させておく。</p> <p>これは、知的所有権協会の著作権で保存しています。</p> <p>アメリカのコピーライトオフィスにも、申請中です。</p>
10	<p>【カード】</p> <p>本発明は、顔写真と IC チップ、バーコードを融合する事により、顔写真から眼鏡認証をし、IC チップで電子マネーが出来、バーコードから個人情報をとる事により、このカードを使う事で、あらゆる免許証やパスポートなどの身分証明書の役割をはたし、電子マネーにより、お金の役割もこのカード一つで、出来る様にする。</p> <p>これは知的所有権協会の著作権で保存しています。</p> <p>アメリカのコピーライトオフィスには申請中です。</p> <p>東アジア共同体などの統一通貨として、基軸通貨に成りうる物と考えます。</p>

No.	意見
11	<p>1・インターネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル交換対策について</p> <p>第61ページの「著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する」という項目に書かれている「ネット上の違法コンテンツ対策」の検討、項目番号 281 番の違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることを明記して頂きたい。</p>
11	<p>2・保護期間延長問題について</p> <p>保護期間延長問題についても、第60ページに記載されていますが、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているこの問題について、文化庁が継続検討の結論を出していること自体極めて残念なことである。これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、知財計画2010では、著作権・著作隣接権の保護期間延長の検討はこれ以上しないとしてもらいたい。特に、流通事業者に過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいである。</p>

No.	意見
12	<p>1、【これまでの知財政策】</p> <p>資源の乏しい日本国においては、国策上特許権等知的財産権は極めて重要なものである。さればこそ、内閣に知的財産戦略推進本部が設置され、ここ10年余りに渡って、知的財産権に関する様々な制度改革が実施されてきた。特許権及び実用新案権の専属管轄化もその一つであるし、侵害訴訟の迅速な解決を目指しての裁判所における権利無効判断が制度的に許容されるようになったこともその一つである。</p> <p>2、【これまでの知財政策の効果の有無】</p> <p>しかしながら、一連の制度改革が実施されたものの、権利者たる各企業においては日本国における特許権の価値に大きな疑問を抱く企業が激増しているし、また、権利を有してい</p>

ても権利行使(現実には侵害訴訟提起)に至る企業は全く増えていない。むしろ、こと愛知県下においては減少の一途を辿っている。極論すれば、特許権等の知的財産権について権利行使をしやすいものとし、権利の実効性を高めるために実施された施策が、むしろ権利者にとって使いにくい、逆な効果を上げているとしか言い得ない実状になっている。

3.【現状の問題点、その1、専属管轄】

- ① 権利者にとって権利行使をしにくい理由の一つが侵害訴訟の専属管轄化である。
- ② 現在、特許権・実用新案権に関する侵害訴訟については、東京及び大阪地裁の専属管轄とされている。愛知県の場合は、東京地方裁判所が専属管轄裁判所である。その結果、愛知県下の企業相互の特許権等の紛争については、不可避的に東京地方裁判所に提訴せざるを得ない。愛知県であればまだしも、札幌と旭川の企業間の侵害訴訟の場合には、東京まで双方の代理人・補佐人が出頭することが必要となる。
- ③ 特許権等の侵害訴訟は、数億円もしくはそれ以上の請求額の訴訟もあるが、中には請求金額が数百万円程度の、比較的少額な紛争も少なくない。こうした紛争の場合、訴訟費用に要するコスト、特に代理人や補佐人の出廷日当や交通費の負担は、請求金額と比較したとき大きな負担感を与えることになる。これが大企業間の紛争であればまだしも、中小企業間の特許紛争の場合には、その負担感はより大きなものとなっている。
- ④ 一般的に言えば、大企業の場合には、不正競争防止法第2条第1項第1号等による保護を受けやすい。大量に商品を製造販売するため、商品等表示の周知性を獲得しやすいからである。これに対して、中小企業の場合には、まさに、特許権・意匠権等の知的財産権が企業の技術防衛のためにも必要不可欠な手段である。こうした点も考え合わせれば、特許権や実用新案権については、中小企業においてこそ、利用しやすいものである必要がある。しかしながら、こと地方在住企業にとっては、現在の特許権等については、極めて権利行使がしにくいものとなっているのである。

現実に、愛知県下の弁護士・弁理士からは、最近知財訴訟が減っているという声を聞くし、現実に侵害訴訟の提起を検討しながら、費用の点から提訴を見合させて泣き寝入りした中小企業も目にしているところである。

- ⑤ ちなみに、特許権等の専属管轄化が実施された当時においては、地方における巡回裁判なども検討されていたと聞くが、今に至るもそれが実施されたという話はない。
- ⑥ 上記の観点から、現在の専属管轄については選択式に改めることが必要であると思料するし、専門部を維持するのであれば、最低限全国の高裁所在地に調査官を配置して知財訴訟専門部を設立することを早急に検討する必要がある。

4.【現状の問題点、その2、特許権の不安定】

- ① 知財訴訟の件数が減少している今ひとつの理由として指摘できるのは、知的財産権、就中特許権が極めて不安定であり、権利者としては信頼できない点である。
- ② 現在の特許制度においては、出願人の審査請求を受けて特許庁にて出願審査を行い、従来技術と対比して新規性・進歩性が認められた上で特許査定となる。

特許査定の後は、権利者は権利を維持したければ、印紙を払い続けることとなる。特許権は、登録するのみならず、維持するについてもコストがかかるものなのである。

- ③ ところが、統計データによれば、最近の特許権侵害訴訟においては、こうして登録となつた特許権に基づいて侵害訴訟を提起しても、かなり高い確率で権利者側が敗訴している。権利者の勝訴率は1~2割とすら言われている。しかも、敗訴理由の多くは、「新規性なし」との無効理由ではなく、「当該特許権が進歩性を欠いており無効理由がある」との理由で敗訴しているのである。これが裁判所の判断ならまだしも、出願審査段階で進歩性を認めたはずの特許庁が、無効審判手続きにおいて進歩性を否定して権利無効とする例も極めて多い実状にある。

先日当職が体験した事案では、相手方が何ら主張していなかった資料を特許庁自らが探し出し、この資料に基づいて特許権を無効とした。特許庁の無効審判手続きにおいては職権探知主義が採用されており、こうした特許庁の対応が違法なものではないことは代理人としては承知しているが、権利者としては、審査段階で調べれば分かるはずではなかつたか、無駄な印紙を納めさせられてきたまではないか、との不信の念は極めて強いものであった。

	<p>④ 権利者としては、類似品の販売を差し止めるべく提訴に踏み切ったにもかかわらず、その結果権利自体が無効となってしまった場合、その受けるダメージは極めて強い。現実に、権利無効で敗訴した某上場企業の知財担当役員は「我が社では、もう日本の特許権には一切期待しないことにしました。」とまで述べていた。</p> <p>特許権侵害訴訟を経験した多くの企業の担当者は、上記と同じ思いを抱いていると聞く。こうした思いは、結果的に特許権に対する信頼を損ない、侵害訴訟の減少に拍車をかけていることは想像するに難くない。</p> <p>⑤ 権利無効に関する特許庁と裁判所とのダブルトラック問題を含め、こうした問題については現在特許庁でも是正のための検討作業が進められていると聞いているが、企業の知財担当者の信頼を回復するに足るだけの改善策は未だ示されていない。我が国の特許離れを早急に防止するためにも、特許審査については慎重に審査され、新規性はともかく進歩性なしで安易に権利無効とならないような方策が早急に採られる必要があるものと思料する。</p>
--	--

No.	意見
13	<p>検討課題：「知財教育の強化」</p> <p>(1) 現状の課題、問題点</p> <p>資源が乏しい日本において、世界と競争し、優位に立つには、研究開発を通じた新製品開発、物づくり、それに付随した知財発現が急務と考える。</p> <p>然るに、子供達を見ると、低学年からの理科離れが加速しており、日本人が最も得意としている手先の器用さ、根気強さも失われつつある。</p> <p>これは、小学校～大学までの教育内容(カリキュラム)とそれを教える教職員側にも大きな問題があると思う。</p> <p>(2) 対策</p> <p>① 知財教育の裾野拡大</p> <p>小学校～大学まで、正式なカリキュラムとして知財教育を位置づける。特に、小学校での教育が最も重要で、発明協会がリーダーシップを取っている「少年少女発明クラブ」と連動した活動が望ましいが、実態は資金不足が災いし、あまりうまく行っていない。行政サイドからのバックアップを望みたい。</p> <p>② 高専での知財教育強化</p> <p>全国に 50 を越える工業高等専門学校があり、ここの中卒業生が、高度成長時代の日本モノづくり産業を牽引してきたといつても過言ではない。現在でも就職率 100% の数字が物語るように、各企業からの期待度は高い。</p> <p>然るに、これから先、韓国、中国等におけるモノづくり産業の急速な伸びが予想される状況において、それに対抗して行くための手段として、高専での知財教育の強化を提案したい。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財教育を必須科目として取り上げ、単位も付加する。 ・教職員のマインドチェンジ <p>多くの教職員が口にしている「学生への授業が忙しく、とても研究には手が回らないし、時間もない」を、「良い教育をするには常に最新の研究に身を置いておかなければならぬ。常に研究現場に身を置いている先生程良い教育ができる」と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財出願教員へのインセンティブ <p>教授昇格基準は、現在論文の数が中心になっていると聞いているが、特許出願は、論文 3 件分(?)にするような新しい評価基準を導入する。</p>

No.	意見
14	<p>《要旨》</p> <p>まず海賊版対策条約については個人の権利が著しく侵害される危険性があるので、これを考慮した上で十分な話し合いを行う事。</p> <p>もしくはダウンロード規制等については撤廃を求める。</p> <p>そして一部の団体のみの意見を聞き、ユーザーの声を蔑ろにしている点は非常に問題であり、著作権と言う以上もっとユーザー側の権利を考慮した話し合いを行うべきである。</p> <p>《全文》</p> <p>(1)「知的財産推進計画2009」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商標の導入の検討について <p>29頁に書かれている新商標の登録については現状、JASRACと言うそれこそ音楽を牛耳る機関を見ても本来守るべきはずの製作者などの権利者などのために使われることがなく、諸機関が金儲けのために利用する危険性なども十分に考えられ実行すべきではない。天下りの温床などになりえる危険性もあるだろう。</p> <p>また音楽については単純な旋律でさえ、登録されてしまえば一般個人が創作の幅が狭められ、それこそ業界全体の衰退を招く危険性がある。</p> <p>少なくとも現状一部の利益のある人等の出来レースでしか話し合いが行われておらず、全くユーザーの声を意識していないのは非常に残念である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海賊版対策条約(ACTA)について <p>44頁に書かれている、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」については一つとして税関において個人のPCや携帯等のデバイスの内容をチェック出切る様にする事はそれこそプライバシーの侵害をする行為そのものであり、それは例え国家や国際間の条約であっても許される事ではない。</p> <p>また行政の決定において一方的にネットを切断できると言う事は少なくともその個人が情報を得るツールや機会を失う事を意味しており、やはり知る権利などの侵害にも繋がる事になりうるし、場合によっては国家が恣意的運用を行った場合には表現や言論弾圧の手段として使われる危険性もありえる。</p> <p>基本的にこの条約自体個人の基本的な権利を蹂躪しかねない危険な内容であり、日本側からプライバシーの権利や情報アクセスの基本的な権利を条約に盛り込むよう働きかけるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権侵害コンテンツを排除する取り組みについて <p>61頁に書かれている著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する項目についてだが、現状アップロード側を取り締まれば良いだけにも関わらず、今回の著作権改正において多くの反対の声がパブリックコメントにより寄せられたにも関わらず、それ等の声を一切無視して文化庁及び政府はある種の出来レースと読んでも良いような強行と言うべき手段で改正を行った事に非常に遺憾に思う。</p> <p>少なくとも文化庁の方でも事前に詐欺等が被害が予測されているのに法改正に至ったのは自己の利益を追求する事の他にならない。</p> <p>これ等を踏まえた上で項目番号281番の違法ファイル共有対策についてはプライバシーの権利や表現や言論の自由、そして情報アクセス等の権利を十分考慮して話し合うべきである。残念な話だが、一部の団体の利益追従の話ばかりが先行し、現状ユーザー側の権利が蔑ろにされている点は非常に問題である。このような一部の団体の私利私欲のための改正が行われてばかりいれば、音楽を初めとした創作物の衰退はより拍車がかかるだろう。</p>

No.	意見
15	<p>新たな「知的財産推進計画(仮称)」について言わせていただければ、現状が見えていない案件であると言わざるを得ません。現在の著作権保護に対する規制強化は全て間違っていると思っております。問題なのはネット上にて正規流通が進まないことでなく、ネットにおいて新たに出てきた著作物の公正利用に現在の著作権法が追い付いていないことであり。規制強化による天下りなどが絶えない今の状況においては国民の権利や表現の自由をいたずらに侵害するだけであると感じております。インターネットホットラインセンターについてもその透明性は低く、情報そのものを有害か否かにわけること自体するべきではないと感じます。</p> <p>また税関において個人のPCや携帯の内容のチェックや、行政機関や消費者との契約などにより一方的にネット切断などの個人に対し厳しい罰則をプロバイダーに義務付ける可能性のある海賊版対策条約に対しても個人の権利を侵害する可能性がある限り賛成はできません。</p> <p>そして保護と利用のバランスを取るうえで重要である一般フェアユースの限定的ではない導入を求めます。また、導入においては私的複製の範囲が縮小されることがないよう付け加えておきます。いずれにしてもこれ以上のインターネットにおける知財保護強化や情報の規制強化はするべきではなく、国民の目線に立って規制緩和の検討が行われることを期待して私の意見といたします。</p>

No.	意見
16	<p>著作権の延長に関しては、現行の著作権者の死後50年を70年に延長すべきではないかという議論がここ数年で、数多くなされてきましたが、著作物の流通促進のためには、むしろ、現行の50年を死後20年程度に、短縮した方が、文化芸術の深化発展促進には有効であると考えます。</p> <p>また、それに伴う経済効果や、「世界的な知の財産」の公平性や流動性も含めて、短縮の方向性にこそ、人類全体の発展やメリットが数多くあるだろうと思います。</p> <p>著作者が「生きている間に」、多くの意義ある著作物を生み出すために、様々な著作物に関する権利を行使すべきですし、また、謳歌すべきであり、「死後」に関しての議論を重視し、生きている間の権利をないがしろ、もしくは軽視するのは、本末転倒であり、文化芸術の本質をも損なう行為です。</p> <p>ほんのわずかの少数の中間搾取者の利益ではなく、世界全体と日本の文化芸術の発展を真に考える、「知の財産」の戦略のために、この問題は、最重要であるとも考えます。</p> <p>文化芸術の発展と生命力は、流動性にこそあるのですから。</p>

No.	意見
17	<p>児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて</p> <p>児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。一部の権力者に支配しやすい</p>

	<p>社会は庶民にとっては害悪でしかない。</p> <p>アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。よく悪影響を与えて性犯罪が増加するという人がいるが、ではTVや小説で暴力や殺人の描写が出てくるがそれを見て殺人や暴力は罪ではないと思う人がいるのであろうか？もし影響を与えて実害が出ていると考える人は人の命を奪う殺人のほうが問題と考えないのであろうか？そもそも架空と現実を混同する人はいるのであろうか？大多数の人は違うと思う。規制をかけようとしている人はこういうものを見るのは幼稚だと決め付けているとしか思えない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今的一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要的基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。</p>
--	--

No.	意見
18	<p>私は音楽並びに音楽産業に40年以上関わってきました。 現在日本では音楽も、音楽産業も、音楽周辺産業も危機的状況を迎えています。</p> <p>一昨年江戸の絵画展にて、ある屏風を見てショックを受けました。 二人の師匠を持った絵師が、屏風の上に描いた二つの模写。 二人の師匠の傑作を同等に描いたそのバランス。 素直さと、大らかさこそが、私たちの大事にしてきた心でした。</p> <p>パリの美術館で一日中模写を続ける未来の画家たち。 それと同じく、素晴らしい音楽を知り、打ち込み、時にはなぞって、そしていつかそれを乗り越えていく作品を作る未来の作曲家たち。</p> <p>著作権の保護は、死後50年でも充分に長いといえます。 先人の知恵や、エネルギー引継ぎ、未来に引き継いでもらう。 音楽、ことに現在での様式でのポピュラー・ソングは既に飽和状態です。 オリジナルと呼ぶ作品も、厳密に言えば多くが著作権侵害なのです。 よく考えてください。</p> <p>だから、一層厳密に。いえ、違います。 誰かが私たちに素晴らしいものを残してくれて、私たちは引き継ぎました。 未来には、それをさらに素晴らしいものにすることが、今の危機を救います。 権利者擁護は現行で充分なのです。</p> <p>紙で考えないでください。共有の財産を私物化させないでください。 70年は人の一生に近いものです。保護より前進と言わせてください。</p>

新たな「知的財産推進計画(仮称)」の策定に向けた意見募集

【個人からの意見】

No.	意見
19	(No.3 と同旨)

No.	意見
20	<p>《要旨》 コンテンツの強化方策について、著作物コンテンツ産業への(創作者個人レベルへの)直接財政支援、放送の規制緩和・放送のオープンスカイ、年金／介護問題解決目的、前政権でのコンテンツ産業振興政策の問題点と解決方法。コンテンツ産業とは、音楽、映画、書籍、アニメなど著作権法の管轄のものに限定するべきである。</p> <p>《全文》 小泉首相時代から「コンテンツ産業振興専門調査会」へ意見送付を行い、2008年6月29日、京都国際マンガミュージアムでの岸田大臣と語る。... コンテンツ産業振興シンポジウムに出席、2回発言させていただきました。 (過去の記録をご確認下さい) 今回、新政権になり、コンテンツ産業振興としての「コンテンツの強化方策について」コメントです。</p> <p>前政権時代の知材戦略本部は、経産省官僚主導であったため、経済政策として映画や音楽の振興ではなく、工業特許振興だけであった。</p> <p>今回は、内閣主導で、工業特許と音楽／映画／アニメなどの著作物コンテンツ(以下、著作物コンテンツと書いた時は、著作権所有者が作曲者など個人の創作者が利益をえるべき、音楽／映画などを意味します。)の経済振興政策を分離しないで進めて下さい。</p> <p>国立マンガ喫茶の予算停止はとても正しい政策です。</p> <p>理由は、「コンクリートから人へ」の意味で、前政権での予算は、建物だけにしか付かなかつた。従って、そこに展示したり情報発信すべき著作物コンテンツ産業への(創作者個人レベルへの)財政支援が全くふくまれていなかった。もし前政権でのやり方であると、PFI方式により建物と運営費が一部の指定業者にわたり、既得権益のある芸能プロだけによる運営になる可能性があった。</p> <p>財政支援をするのなら、著作物コンテンツ制作者に個人レベルで財政支援をしてほしい。例:音楽家が音楽CDを製作する場合、映画／アニメ製作の経費の一部支援など。</p> <p>これまで、文化事業団などの文化団体に、文化事業の財政支援をしていたが、このお金は、末端の消費者が本当に欲しいコンテンツ産業の製品のために使われなかった。これは、事業仕訳で大幅削減されたので新政権は正しい判断をしている。</p> <p>著作物コンテンツ産業への財政支援がなぜ必要かの理由は、経済産業省は、地域振興支援や中小企業財政支援プログラムを持っているが、町工場など工業製品などを作る会社や農商工連携などだけで、文化庁管轄の著作権製品を作るための支援は含まれていない。</p> <p>これは、従来 文化振興が、産業としての振興ではなく、コンテンツ産業以外の商工業による利益を、福利厚生費として文化活動に「消費」だけしてきたためです。</p> <p>この方法では、文化振興のためには、そのお金を生み出す、別の産業の収益を大きくし、その利益を文化振興に充てる必要があることになります。</p> <p>ところが、日本のような成熟社会では、工業製品などの「ものづくり」を続けると、必要もないものがたくさんでき、ものあまりになり、いつまでたってもデフレは解消しません。</p> <p>これは、雇用を工業製品を作る「ものづくり」で維持しているからです。</p>

	<p>日本は、工業をリストラし、「ものづくり」や、必要のないサービス産業で雇用を維持することをやめ、別の方で人間にとって永続的に必要な産業を振興するべきです。</p> <p>著作物コンテンツ産業は、人間がいるかぎりなくならない 必ず必要な産業で、この産業そのものの収益での振興政策が必要です。 そのためには、今までの日本では、科学技術などへ優秀な人間が集められていましたが、これからは著作物コンテンツ産業へ、最も優秀なプロ中のプロが集まつくるような政策が必要です。 前政権までのコンテンツ振興は、工業製品を作る経団連系企業の収益を上げる政策をとり、それらの企業からの広告資金などが芸能産業にまわるしくみでした。 これは、コンテンツ産業の振興とは名ばかりで、芸能産業は広告収入が収入源ですから、末端の消費者の意向が反映されません。</p> <p>この問題を解決するには、企業が使う文化振興などへの資金提供をよくチェックし、税金逃れのために文化振興をしていないかを調べる必要があります。 著作物コンテンツ産業の会社等の親会社、株主として製造業や建設業などが入っていないかを調べる。</p> <p>著作物コンテンツ産業の独立採算支援のため、政府／自治体などによる直接財政支援を行う必要があります。</p> <p>理由： コンテンツ産業ファンドが存在しているが、一般的に著作物というものは、個人に所有権があり、利益回収が10年以内などの短期で行うことがほとんど不可能である。 そのため、金融機関はこれらの産業に対する財政支援を全くしていないし、やる方法がわかる専門家がいない。従って設備資金への支援のみになりがちである。その理由で、特定の企業などのスポンサーによる文化振興支援に頼らざるをえない。 ところが、企業が文化振興に資金を拠出する場合、著作権者という「個人」にだけ資金提供すると、公開株式会社の場合、株主が反対する。 (サントリーは未公開のため文化事業にも出資していたが、キリンは公開株会社) この反対逃れのため、文化事業団など、みなし文化団体への資金として提供する方法がとられるが、その文化事業団は天下り団体である場合が多く、末端の著作者へ資金が下りてこないことが多い。 従って政府もしくは自治体が、直接クリエーターを財政支援する必要があり、前政権では絶対に不可能であったが現政権ではできるはずである。</p> <p>日本の末端のクリエーターは個人レベルで優秀であり、国際的にも十分活動できる能力があるので、著作物コンテンツ産業への直接支援さえすれば、自然とコンテンツの強化方策になります。世の中で受け入れられにくい人の受け皿として芸能産業がありましたが、これからは有能な人を入れて産業の柱にすべきです。 町おこしイベント資金のような支援ではだめで、プロの著作物クリエータで国際的にも通用するような内容のものを支援する必要があります。</p> <p>一方、日本の著作物コンテンツ産業の国際競争力強化のため、アメリカのハリウッド映画の仕事経験者の外国人クリエータを日本での仕事で積極的に起用するなど、海外の有能人材も日本で有効活用するべき。このような場合の日本の VASA 発給をしやすくする。</p> <p>コンテンツの強化方策として、収益効率を上げるには、放送の規制緩和が必要です。放送のオープンスカイです。 特に、音楽産業のため、FM局の開局自由化を総務省連携で進めて下さい。 1980年ごろ、各県1局FM放送が配備されましたが、番組内容が極めて低くなりました。 コミュニティーFMはもともと防災無線であり、音楽などのコンテンツ産業振興には利用価値</p>
--	---

	<p>はありません。</p> <p>アメリカのFCC制度と同じく、「混信しなければ通常送信電力での開局可能」が必要です。2011年のテレビのデジタル化により解放される90MHzから108MHzを、新規FM音楽放送に割り付けて下さい。（76MHzから108MHzまでFMラジオ専用）（これにより、優良な音楽番組製作のための新規雇用も生まれ、質の悪い番組が淘汰されます）</p> <p>著作物コンテンツ産業は、著作者という「人」に能力と製品が帰属します。</p> <p>従って、リストラや定年という概念が無く、高齢者になっても死ぬまで仕事が続けられます。コンテンツ産業を振興すると、年金／介護問題を一挙に解決できます。</p> <p>脳を使うクリエイティブな仕事を高齢者になっても続けていると「ボケ」にならず介護も必要ななくなります。</p> <p>博物館／美術館などと連携した文化産業に高齢者を採用できます。むしろ、過去の経験のある高齢者の方が適しているはずです。</p> <p>地方空港がある場所に特に、著作物コンテンツ産業が集積しやすくする政策が必要。</p> <p>地方活性化のための単なる文化イベントは、一時的な消費にしかなりません。</p> <p>地方でのコンテンツ産業集積は、持続的な地方での著作物コンテンツ産業振興になり、空港利用も持続的になります。</p> <p>ゲーム産業を著作物コンテンツ産業に入れることは良くない。</p> <p>ゲーム産業は、ゲーム機にゲームソフトが組み込まれた工業製品であり、ゲームプログラマは給料制であり、著作権料による収益を得ていない。</p> <p>ゲームは創作物ではないため、コンテンツ産業からゲーム産業を外すべきである。</p> <p>ゲーム産業は、スポーツ／健康などのサービス産業である。</p> <p>前政権のコンテンツ産業振興策は、著作物コンテンツをコンテンツとして扱わず食、服飾ファッショ、イベントなど、ひっくるめてコンテンツであったため根本的な問題が解決できていない。</p> <p>コンテンツ産業とは、音楽、映画、書籍、アニメなど著作権法の管轄のものに限定するべきである。</p> <p>農業振興とは食の振興であって、食という料理法のコンテンツではない。</p> <p>料理法に著作権は存在しない。</p> <p>服飾ファッショは、服飾のデザインは著作物の場合もあるが、衣服は住居の延長と考えられるので、服飾はコンテンツではなく、建築の範疇である。</p>
--	---

No.	意見
21	(No.3 と同旨)

No.	意見
22	<p>1. 国プロ(NEDO等)の研究資金の一部を特許戦略の策定、推進(例えば、特許調査・解析、特許出願、特許維持)に使用可能とする。</p> <p>2. 新規性喪失の例外規定に関して、日本は米国と同一内容に変更する。欧州にも統一規程とするよう働きかける。</p>

No.	意見
23	<p>《要旨》</p> <ol style="list-style-type: none"> 商標に機能名、モジュール名の権利が及ばない点 情報産業の契約において標準を明確にする点 特許制度の補充(強い特許の支援) 企業における知財認識の向上策 <ol style="list-style-type: none"> 知財に強い企業の認定制度 知財流通、斡旋制度 知財連携の公的支援制度 ソースコードの取り扱い <p>《全文》</p> <ol style="list-style-type: none"> 商標に関して 機能名に対する商標類似名称の取り扱い 現在、サービスについては商標の取得ができますが機能、モジュール名については権利が及んでいません。これらのうち、カタログやWeb上で宣伝している内容に対しは、商標同一の名称を排除可能であるような取り扱いが必要と思われます。 情報産業におけるモデル契約の補充 創造的な活動を誘発するためには、95%を構成する中小企業において、知財への意欲を維持し、啓発する余地のある契約で無ければなりません。 しかし、実態は発注工程の下流に位置し、継続的な仕事を得るために不利な条件に係らず契約しているのが実態です さらにモデル契約では、部品開発の契約から情報サービス業向けの契約に変わって参りましたが、瑕疵保証の期間や賠償の範囲などは法律上の根拠にも乏しいものがあり具体的には定まっていません。 したがって次の点を具体的な案として定め、世の中に提供すべきと考えます <ol style="list-style-type: none"> 業態業種、または開発内容ごとの瑕疵保証期間の提案 瑕疵保証、損害賠償に関する責任範囲とそのモデル化 権利関係のモデル化>「5. ソースコードの取り扱い」に記載 強い特許を構築する <ol style="list-style-type: none"> 補正制度の改善 現在の特許プロセスは既存製品の改修とそれに対する機能追加には対応できます。 しかしながら、真に新しいビジネスモデルや新しい技術、機能実現を目指す特許の場合はそもそも前例が無いために記述の不適格さ、時代の変遷に伴う技術表現の不備があり弁理士自身にも新しい概念を表現できないため十分な特許記載が作成できません 現行プロセスで、当初に記載されたクレームとその詳細な記載の範囲に限定しての補正、ということでは、本来意図した特許を実現できず、アイデアを露呈するのみで、後発特許に敗北してしまいます。 有名な例では「アリムラ特許」と後発「SPOM特許」 そこで、ソフトウェアおよびビジネスモデル特許に関しては公開前についてクレームを含めて概念の補正と具体化を行える制度を導入すべきと考えます 新規概念(特許)の育成支援 先行技術に該当するかどうかの判断のみならず、新しい概念を明確にし補強を支援するため特別な事前審査制度を1)とともに提案します この審査については、特許審査官だけではなく技術的な専門家(技術士、大学教授)、コンサルタントを加え、発明の概念、クレーム上何を明確にすべきかの審査を行います

	<p>審査は発明者の請求によって行い、有償としますが、中小企業支援の観点から中小企業支援プログラム対象または金額の特別待遇を設けるものとします</p> <p>4. 企業における知財認識の向上施策</p> <p>① 情報産業では大きな工数プロジェクトの受託実績、情報処理試験の合格者数などをもって評価する傾向があります。近年まで税制上の優遇策を目的としたSI登録制度がありました。これは税制優遇以外には企業のブランド化にもつながりました。</p> <p>近年、諸外国への発注、海外からの技術者の進出に伴って、産業基盤となるコア技術自体が流出し、海外でそのコピーが終わったとたんに国内におけるその企業が衰退してしまうということが危惧されています。そのため、大手ではコア技術に関しては関連会社以外への発注に留意するなどして対策をしていますがこれは同時に、産業の囲い込みでもあり、産業活性化の観点からは知的財産に責任の負える企業を明確にして受託機会の活性化、機会拡充をはかるべきと考えます。SI制度にかわり、知財に責任を負える企業の認定制度の成立を提案します。</p> <p>② 知的財産あっせん、流通</p> <p>利害関係が有り、工程の下流に位置する企業で保有する特許の具体化を行うことは雇用主の家に間借りする使用人が雇用主に権利を主張するがごとく難しい場合がしばしばあります。</p> <p>国が重点化したい技術を明確にして、または中期的に選定してその技術分野に関する特許を匿名登録させ(中小企業に限る)、ライセンス料を相場より少し安価に一律明確な基準で公開し、利活用したい事業者に斡旋する制度を提案します。事業者にとっては個別交渉の手間が省け、類似特許の比較が出来、ライセンスコストが最初から計算できるメリットがあります。なお、複数の類似特許の場合は権利配分を分割するなどの配慮も必要です。</p> <p>あっせんにあたり、技術説明および利活用の技術コンサルティングは、これも活性化の観点からなるべく民間の個人技術コンサルタントの活用支援を行いたい。</p> <p>③ 知的財産連携</p> <p>特許は主に、自社事業の縄張りを明確にするものとして機能しており他社へライセンスして収入を得ることは稀になります</p> <p>中小企業においてユニークな特許が取得できたとしても、事業化には多くの関連特許を取得する必要があり、それだけの経費とコストを掛けることはできないのが現状です</p> <p>大学では研究成果を具体化するための制度が施行され知財連携が機能していますが、大学を介さない中小企業向けの公的な連携制度が薄いと思われます。</p> <p>連携したいテーマの公募、それに伴う公的支援の制度を提案します。</p> <p>5. ソースコードの取り扱い</p> <p>情報産業において、受託者はソースコードを含む一式を納品し、かかる著作権についても発注者に譲渡しているにもかかわらず、第三者権利侵害は譲渡時点に限定されない契約が一般に流通しています。そのために交渉工数が相当発生することは国家の損失です。</p> <p>また発注者側も、完成した製品の全体を発注しているわけではなく一部分であることが多いため他のシステムへの組み込みを行い、環境変化に追従するためのカスタマイズを頻繁に行なう必要からソースコードがあり、かつ著作権を確保しようとします</p> <p>また、別の理由としては個別に権利を調整することの管理が極めて煩雑になるためにすべての権利を譲渡させて確保しているともいえます。</p> <p>さらには、ソースコードが無い場合、最初の委託先が買収されて法外な提供料金の請求を受けるというリスクもあります</p> <p>ソースコードのすべてを渡すことについては一般住居の世界にたとえるなら、ユーザである居住者に建物の詳細図面がすべて渡されることになります。現実にはそのようなことはありえず、それでは建設業も成り立ちません。</p> <p>ここで 2 つの問題があり次のように求めます</p>
--	--

	<p>1. 著作権を譲渡しているにもかかわらず、権利侵害その他の責任が譲渡段階に限定されない契約が多い点。モデル契約など、公的な標準として、譲渡した場合の責任範囲を定めておくことで、現在おきている多くの契約上の誤解や交渉ごとが解決します。</p> <p>2. ソースコード</p> <p>著作権を譲渡する必要があるかどうかにも係りますが、ソースコードの納入はソフトウェアの構築に伴う賠償と切り離し、あらたに権利と義務(保証)とのトレードオフを明確にする必要があります。</p> <p>ソースコードが受託者に留保される場合は、倒産合併に伴うその提供不全のリスクがあり、それに対するソースコード提供保証のためにエスクローすること、同時にメンテナンスの保証義務を負うこと、単価引き上げの交渉などに使用しないことなどの条件を定めておきます。こうすることで受託者が譲渡か留保かを選択することが可能となります</p> <p>また、発注者が懸念事項を元に過大な要求を出すこともなくなります。</p>
--	--

No.	意見
24	<p>《要旨》</p> <p>知的財産戦略の基礎となる知的創造サイクルに関し、「保護」に係る取り組み=知的財産権取得・管理・運用及び各種技術移転活動に傾倒しすぎていると思われます。この知的創造サイクル全体を効果的に運用するための人材が不足しており、個々の活動が効率的に連携できていないことが最大の課題ではないかと考えています。こうした人材を強化・育成し、活用するための組織横断的な制度・体制の整備が重要だと考えます。</p> <p>《全文》</p> <p>・現状と戦略の再認識について</p> <p>知的財産戦略とは、科学技術立国や知的財産立国といった国家ビジョンに基づくものと認識しておりますが、知的財産を有効活用するためには、絶え間なく知的財産を創出し、活用し、再創造へと繋げていく仕組みが不可欠であると考えています。つまり、「知的創造サイクル」を如何に高効率且つ迅速に回すか、ということに他なりません。</p> <p>「知的創造サイクル」では、「創造」、「保護」、「活用」ということが謳われていますが、「創造」とはすなわち様々な研究活動から生まれる知識に基づくものであり、また「活用」とは、企業等の経済活動に有効利用することを指していると考えられます。「保護」にはもちろん知的財産権取得・管理や技術移転等の活動を含みますが、それだけではこの「知的創造サイクル」が回らないことは明らかです。従来の知財計画及びその施策においては、この「保護」に関するものが中心であり、「創造」および「活用」に関しては、ともすれば付帯的で一貫性に乏しく、不十分ではなかったかと感じています。</p> <p>・「創造」と「活用」の強化</p> <p>「創造」に関する最大の問題点は、基礎研究・萌芽研究の軽視だと思います。過去の科学技術基本計画の中では、大学に眠る未活用の知的財産を発掘し、産業界や社会に役立てるという趣旨の下、大学の研究成果の調査・収集とそれらの権利化の為に、TLO や知的財産本部等を設立するといった施策が行われました。計画当初は、ほぼ手つかずの大学研究成果の中から発明の掘り起こしが行われたため、幾らかの成果を上げることが出来ましたが、発明を生み出す元となる基礎研究・学術研究の強化・推進が不十分であったために、やがて発明が枯渇してしまうこととなりました。実際に、研究室を訪問しても、もはや目新しい研究を見出すことは皆無に近く、また、新たな研究テーマが実を結ぶには時間がかかります。知的財産を生み出す発明を鉱石のように考えるのではなく、有用技術等の種子であると考えるべきだと思います。発掘ではなく育成と収穫だと思います。</p> <p>大学や企業の研究所で行われる基礎研究・萌芽研究の中から将来的に大きく育つ技術の種子が生まれ、それを活用し役立てる為に知的財産活動といった「保護」のプロセスがあると考えるべきだと考えます。</p>

	<p>次に「活用」に関しては、知的財産をどのように利用するかという考え方には問題があると思います。特許等の知的財産は排他権であり、第一義的に自ら実施する事業等を保護することが目的のはずです。また、発明が高度化するに従い、特許等の記載内容を実施することができる所謂当業者は非常に限られており、特許の流通や移転はますます困難になっています。極論すれば、当業者になりえるのは発明者のみということにもなりかねません。こうしたことを考えると、「活用」を行おうとする者=企業等は、可能な限り早い段階で発明の創出に関わることが望ましく、大学や研究機関との共同研究を行うことや、研究員の交流、技術指導の受け入れといった活動を積極的に支援することが必要ではないかと考えます。</p> <p>・知的創造サイクルの効果的循環のために</p> <p>知的創造サイクルは発明の創出から権利の移転、技術の活用と利益の還元といった行為で成り立っていますが、全ては知的営為であり、高度に専門的で広範な分野にまたがる知的活動によって成り立っています。幸いにして、「保護」を担当する専門化の強化・育成は相当の成果を挙げておますが、「創出」及び「活用」については、課題が多いことは否めません。「創出」や「活用」の直接の担当者である大学や企業等の研究者、及び企業等の技術者については強化・育成策がなされていますが、問題は、この知的創造サイクル全体を効果的に回すための人材が極めて脆弱であるということです。発明を見出し、特許技術として確立させ、企業等において実用化していく道筋をつけて知的創造サイクルを回す人材はコーディネーター、プロジェクトマネージャー等と呼称されていますが、その業務内容や必要なスキル、専門性等はいまだ明確ではなく、求められるパフォーマンスが発揮されていないのが現状だと思います。おそらく、こうした人材像は未だ未確定であり、理論的結論も定かではないのだろうと思われます。こうした状況にあっては、実際の業務内容や現場の実態を基にして、求められる業務内容やそのために必要なスキル・専門性を実学的・事例検証的視点で確立していく必要があると考えています。</p> <p>私が所属する地域共同研究センターは、産学官連携活動においてまさに知的創造サイクルを回すことを求められる部門であり、通常業務である地域・産業界等との連携活動を通して、実学的・事例検証的アプローチによりこうした人材像を確立するための活動を行っています。</p> <p>現在までの調査や議論の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅く広く知識のある人材が必要：イノベーションには異分野・異業種の融合が不可欠 ・基礎的学力が重要：専門家の話を理解するための基礎的能力が重要、耳学問が必須 ・キャリアパスの確立が課題：安心して働ける雇用環境の整備 <p>といった中間的結論を得ております。</p> <p>現状を鑑みると、こうした課題に対しては、もはや大学や企業が単独で対処できるものではなく、組織横断的な取り組みが必要であろうと考えています。例えば、こうした人材を雇用する組織を複数大学が連携して構成し雇用・育成する、企業と大学が共同研究等のための連携組織を形成して雇用・活用する、等の取り組みが出来るのではないかと考えています。</p> <p>つきましては、知的創造サイクルの効果的循環を支える為の専門人材（イノベーション推進人材、産学官連携専門人材）の強化・育成と、こうした人材を雇用し活用するための制度、組織の整備をご検討いただけますようお願いいたします。</p>
--	--

No.	意見
25	<p>日本の著作権の保護期間を現在より 20 年延長すべきだという意見があります。ですが、私は“今”それを実行することには反対です。理由は、まだ延長すべきか否かについて十分な議論が尽くされていないと思うからです。特に、延長賛成派の、賛成に足る理由やその研究について論理的で説得力のあるものをまだちゃんと聞いたことがありません。保護期間を一度延ばしてしまえばそれを短縮するのは現実に難しいと思います。保護機関を延長することによって貴重な文化財を将来殺してしまうかもしれません。かつそれは世代にまで影響が永</p>

	<p>続する可能性があるなか、議論を尽くされる前に安易に決定してしまってはいけないと思います。</p> <p>また、著作権は、これほど私たちの身近にありながらあまりよく理解されていない権利、法律だと思います。対象となる著作物が技術の発展などによって日々進化や変化をしている現実もあります。そのような現実に調査や研究、周知活動や教育をすることなしに、その一段上にあることを決定することはできないと思います。</p> <p>保護機関の長い国が文化を大切にしている国だ、とは、一概に言えないのではないでしょうか。他国がそうだからと言って「右に習え」をして決めてしまうことが文化を大切にすることだになるでしょうか。日本には日本独特的文化があります、ですから文化政策も知的財で貿易を行うことも日本独特なものになり得るでしょう。そうした背景を踏まえて、日本の、創造を振興し流通を促進させる文化政策とは何かという意見を出すことが大切であり、それこそがほんとうの「文化を大切にする」国の姿勢の表れだと思います。</p>
--	---

No.	意見
26	<p>《要旨》</p> <p>1、模倣品・海賊版拡散防止条約(以下 ACTA)の見直し、廃止を求めます。 特にストライクポリシーなるネット規制はプライバシーの侵害、検閲です。</p> <p>2、一般フェアユース条項の早期成立を求めます。</p> <p>3、情報取得の自由と権利を保障するために著作権法第30条改正(ダウンロード規制)の見直し、廃止を求めます。</p> <p>4、著作権の保護期間を延長しないことを求めます。</p> <p>5、知的財産推進計画(仮称)は規制強化による特定の者が私腹を肥やすものではなく、文化の発展に寄与するという当たり前の基本に立ち返ってください。</p> <p>《全文》</p> <p>1、ACTA にてストライクポリシーの導入は、情報アクセスへの自由と権利を侵害します。このネット規制は国際人権規約にも反する行為です。なぜ中国のグリーンダムを否定したわが国が、これと同じものを運用するのに何ら問題になっていないのか不思議です。情報取得者への検閲となる ACTA の見直し、廃止を求めます。鳩山内閣の政治主導で、是非とも各省庁の ACTA 推進を止めていただきたいです。</p> <p>2、一般フェアユース条項は限られた範囲ではなく、すでに運用している他国を参考にして範囲を多く広げられることを望みます。特に情報へのアクセスは自由と権利によって保障されるべきであり、侵してはいけないとお決めください。</p> <p>3、今年の1月1日に施行されました著作権法第30条改正(ダウンロード規制)の見直し、廃止を求めます。誰がどの情報にアクセスしたのかを調べられることはプライバシーなど自由と権利を侵害します。パブリックコメントにて反対意見が多数ありましたが、これを再度考慮し情報取得者への規制見直し、廃止をしてください。</p> <p>4、著作権の保護期間はこれ以上延長するべきではありません。20年延ばしても利益を得るのはごく一部の作品だけです。コンテンツは何かしら過去の作品の影響から作られています。常に新しいコンテンツを作るためにも、多くの人たちに利用できるようにするため現状の50年を支持します。</p> <p>5、知的財産推進計画(仮称)は、情報取得者が規制強化でネット利用が萎縮されようとしています。情報はたくさんの方に知られ伝えられるべきです。特定の者の利益のために規制を強化し萎縮まで招くようなことはしないでください。知的財産戦略本部の構成員の方々は、今後の日本のインターネットを生かすか殺すかお決めになられる非常に重要な立場にいらっしゃることを再度ご自覚ください。</p>

No.	意見
27	(No.3 と同旨)

No.	意見
28	<p>【要旨】: 具体的な施策支援 知的財産推進計画 2009(2009 年 6 月 24 日知的財産戦略本部)においても「国際標準化活動の強化」が取り上げられていますが、企業の理解が希薄な分野(例えば半導体)においては、この施策一覧の具体的な実施行動計画を各工業会の各事業分野単位で提出させることが必要です。 (実際には、総論賛成で各論及び腰が一般的。確実に効果があると理解していない殆どの日本の企業に対する「国際標準化活動の推進」のためには、日本国家戦略として必要とされる事業における日本(企業)の国際競争力強化のためにも、特にこの御時勢では、活動が軌道になるまでは、国からの強力な支援とともに、民間企業にはある一定の強制力が働かせる必要があります。</p> <p>【提案:検討課題】:</p> <p>①「国際標準化活動強化」を「国際標準化戦略推進」との言葉に発展させて頂きたい。 ・近年漸く知的財産推進活動は、各企業においても「知財戦略」として根付いてきたと思われます。一方事業戦略において知財活動(=市場の中でシェアを広げる)と標準化活動(=市場規模を広げる)とは車の両輪としての機能があるはずです。企業の技術戦略を「国際ビジネス」で有効に駆使して「国際ビジネスにおいて競争力優位性を確保するためにはこの車の両輪をうまく働かせることが必要である」との啓蒙が必要。 ・知的財産推進計画においても「国際標準化推進」明確に謳って頂きたい。(「知的財産・国際標準推進計画」として)</p> <p>②49 頁の推進計画 2009 施策一覧の実活動支援 #166～#181 に挙げられている施策が具体策として、近年実活動に反映されつつあることは大きな励みとなっています。</p> <p>●今後工業会として取り組む具体的な活動への、さらなる支援をお願いしたいと思います。 日本の業界の競争力優位性確保のため、業界企業に本格的に国際標準化活動が根付くまでの間、国からの強力な支援を行って頂きたいと思います(近年の不況に企業の活力がなくなっている現状では、目の前の予算確保が精いっぱいで、二次的な戦略となる「標準化戦略」への取り組みまでには目が届かない状況です) そのために、国際標準化活動は各企業から派遣されたメンバの奉仕活動で行われている(企業が国際標準化を明確に認識していないため、活動メンバへのインセンティブがなく、事業部長に遠慮しながら活動している場合がほとんどである)のが現実です。</p> <p>1) #166 経営者層・管理職層の意識改革 a) 事業戦略実務者への啓蒙活動 本当に、日本業界の国際競争力強化のための国際標準化戦略啓蒙活動を目的とするのであれば、「一般的なコンセプト」だけにとどまらず具体的な「正しい国際標準化戦略の意義、使い方・使われ方等」を、また各企業のトップだけではなく、 ・事業部長クラスを対象とした国による教育(講習受講と事例研究と国家試験、あるいは業界の試験による資格授与)の奨励が必要だと思われます。 →受講したメンバが多い企業を公開する等の何らかのインセンティブ、受講したメンバが少ない企業への指導等によるモチベーションが望まれます。</p>

	<p>(今までのような自由応募では、参加する場合でも、企業の事業戦略部門ではなく、標準化窓口部門或いは規格作成部門の方々が参加することが関の山で、実際の事業戦略部門とは乖離された自己満足的な活動となる)</p> <p>b) 工業会における分野の応じた啓蒙活動への支援</p> <p>例えば、JEITA 半導体部会ではビジネスセミナと称して経営トップ、事業部長クラス等へ国際標準化戦略に関する活動を開始したが、例えば、国としてのお墨付きをもらう(講習修了証等)ことで、さらに強化できます。</p> <p>2) #167 国際標準化提案及び国際議長・幹事職の引き受け</p> <p>#168 国際標準化活動に関する支援</p> <p>企業の理解が希薄な状況では、国際標準化活動への人的・経済的負担(国際役員制度への協力、国際会議派遣費用の補助)を企業が出し済るところが一般的な傾向になってきているため、さらなる半官半民の支援制度が必要。</p> <p>a) 国際役員引き受けを容易にするために、</p> <p>国家戦略上必要な分野での国際標準化活動において国際役員を獲得するためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業から離れた業界の立場で活動できる体制への補助制度(対応メンバを出す企業への優遇制度)、 ・経験者 OB 活用への活動費用負担制度(定年後においても必要とされる場合には活動できる個人への支援体制) ・また、国際役員となる資格制度を設ける(インセンティブと共に何らかの保証制度)ことも必要(時間を要するが) <p>b) 国際標準化提案の積極的活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際活動標準化活動メンバのインセンティブ資格制度・国際活動メンバを支援する企業への優遇制(補助金制度や情報公開する) ・厳選された派遣者(プロジェクト提案者)への補助制度強化(プロジェクト提案企業への活動費補助施策:国際会議派遣費用の一部負担) <p>3) #169 研究開発と標準化活動の一体的推進</p> <p>(公的研究機関において、その分野の特性に応じて、その国際標準化を明確に位置づけるよう促す)</p> <p>a) 事業に結び付く国際標準化戦略の具体策研究の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例研究等への補助金制度を設ける <p>過去に例がなく、成功するか否かが不確かであるが、事業に結びつくと考えられる分野において、「事業に結びつく国際標準化の事例を作るための基礎研究」を推進支援が必要</p> <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> →一般企業では、余分な事例分析・研究活動に費用人材が出せないのが実情であるが、国際標準化を理解させるには、事例がないと納得しない →ビジネスモデルの構築をする必要があり、達成するまでの期間を要する <p>b) 公的研究機関の研究活動において、具体的な国際標準化(IEC,ISO)活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する工業会の活動委員会との合同活動を推進する(具体的な TC 国内委員会あるいは関連業界活動委員会との活動を明記させる) <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> →公的研究機関等における活動は、得てして閉鎖的であり、内部で完結した努力で実行しようとするが、「国際標準化」は名ばかりで、せいぜい「コンソーシアム標準化」が検討されることもあるが参加企業の事業戦略部門との「事業に直結した標準化戦略」を検討する気運がない。 →IEC 活動の専門部隊(工業会の IEC 国内委員会)との協力関係がほとんどないのが実情で、国際標準化の実務、方法が理解されていない。 <p>付 記</p>
--	--

	<p>●半導体業界の現状</p> <p>1. 日本の電子機器業界の強み弱み:</p> <p>日本の電子機器業界においてはプリント配線板、実装、部品技術、超小型電子機器開発力などに世界トップの技術を有する強みがある(あった?)が、EDAを含む統合的設計力・システム力、知財戦略、協調・競争戦略が弱いため力を発揮できていない(技術開発をしてもコスト力によって苦戦をするスパイラル。付加価値をしっかり確保できていない。)</p> <p>世界の動向は、欧米はサプライチェーンでの標準化の仕組みを作り、個々この技術を上手く活用することが仕掛けられている。</p> <p>日本は技術開発志向で個々の分野での技術開発を行う性向があり、標準化も個々の技術標準である。これらは素晴らしい人材とそれなりの成果をあげていると思われるがビジネスとして生かされているとは言いがたい。むしろ利用されているのが現状である。個々の技術を使ってシステム全体をまとめるコーディネータ／クリエータ(企業をビジネス上の胴元となしえる人材)が各企業でも、工業会でも極め手少ないので原因であると思われる。システムとして構築できる人材教育が必要。標準化は技術開発の妨げ、製品の差別化の妨げになるという固定観念に縛られている。</p> <p>10年前に「Jisso」の概念を作り国際的には認められてきているが、日本企業では個々の技術を有機的に結び付け最適化するシステム統合の実際成功例が少ない。同一企業内でも「シナジー効果」の重要性が言わされているが。言葉だけで終わり事業部間の壁は厚い。一つの原因是、経営トップがトップダウンで、或る目玉製品化のために事業(開発、知財、標準化、生産、マーケット)を統合して引っ張るケースが弱いことにあるのではないかと思われる。</p> <p>2. 半導体業界の現状:</p> <p>それぞれの企業に差別化志向が強く、国内での技術の差別化競争に凌ぎを削っているだけで、国際市場で戦うための道具としての「IEC 等の国際標準化」によってビジネスを取るという考え方は、極めて薄弱であるのが現状。</p> <p>その中でも半導体部会技術委員会に標準化戦略 WG を設けて、半導体・実装に関わる国際標準化戦略活動を開始している。その中で大阪工大平松幸男教授(大学院知財研究科、元NTT、ITU 活動)が紹介されている「技術標準と知的財産の関係(技術標準は市場を拡大させるための効果があり、知的財産は市場シェアを確保するための効果がある。国際ビジネスでは、両者が車の両輪となって働く必要がある)」ことを、今まで国内市場での競争に明け暮れていた半導体業界もこれから国際市場において販路を開くためには理解させていくことをし始めている。</p> <p>3. 標準化による差別化提案(国際標準化で我々が『胴元』になれるように);</p> <p>現在検討中ではあるが、</p> <p>1)製品の品質・性能の差別化のため、ある試験・評価方法の標準化を行い、それら評価方法を使った評価レベルで分類をし、「評価認証システム」、「実製品の差別化」を図ることが可能ではないか</p> <p>2)国際標準 IEC/ISO は欧州が主導、世界ディファクトである米国工業会規格 IEEE, SEMI, JEDEC は米国が主導であるので、日本は、主役でありえるアジア圏で規格(JEITA)を立ち上げ(普及させ)日-アジア間のビジネスで活用する必要がある</p> <p>3)具体的な例(技術、製品認証、サプライチェーンも念頭に)としては、①トレーサビリティは手遅れ? ??(既に中国も CCC で?)、②新しい分野:三次元デバイス、ナノエレクトロニクス(CNT 等)の品質／製品性能、純度等、③現分野:ユーザとして(特に、アジアで製造させる立場)の原材料の標準化、出来上がった製品の品質／性能の認証などがあげられる。</p> <p>4. 国際標準の課題:</p> <p>国際標準開発期間が長過ぎて、半導体のビジネスのスピードの追いつけない現状で米国の工業会規格が成功している。米国工業会は活動がオープンで基本的には誰でも参加できる仕組みであるので、標準化の普及には向いている。日本でも、日本が胴元になれるア</p>
--	--

新たな「知的財産推進計画(仮称)」の策定に向けた意見募集

【個人からの意見】

	ジアで(アジアにモノづくりをしてもらっているユーザは日本の企業)ユーザの立場を上手く利用してビジネスにおいて JEITA の規格を普及させることが出来る筈。(並行してその JEITA 規格をアジア関係国と IEC 提案を行い、WTO/TBT 協定対策上国際標準規格化を誇っておくことが必要)
--	---

No.	意見
29	<p>日本を真のコンテンツ大国にするために、著作権法を緩和し、市民が情報化社会の恩恵をフルに受けられる状況を作っていくべきである。</p> <p>私は、作家・ライター業に就いており、著作物で収入を得ている側の人間であるが、その立場からしても、昨今の著作権法はあまりに厳しく、また、期間が長過ぎる。</p> <p>本来、著作者を守るために作られた法律であるにも関わらず、現在では自由な著作・表現活動の妨げになっており、また、有名著作者の優れた作品が、自由に公開されることへの障壁になっている。</p> <p>近年の「ブロッキング」や「スリーストライク」規定と一般に呼称される様々な規定は、海外では、極めて大きな混乱と問題を呼んでおり、その反発から、徹底した著作物の共有化を志向している「海賊党」が、各国で大きな支持を得るまでになっている。情報化社会の到来により、誰もが自由に情報を得られる状況になったというのに、その科学技術の有効運用を、法律が妨げているような状況がある。また、いわゆるダウンロード規制によって、多くの市民が、賠償と刑事訴追の脅威にさらされてもいる。</p> <p>日本は、こうした海外での問題の多い施策、法規制を真似ることなく、逆に、著作権法を緩和し、作り手や受け手である市民が、情報の恩恵を受けられるような方向性を志向していくべきである。海外の作り手やユーザーが、厳し過ぎる著作権法の脅威にさらされている状況は不幸だが、逆説的に言うなら、法律上の優位を活かして、日本が世界一のコンテンツ大国になることも可能だということもある。また、日本において、著作権法の緩和が有効だと立証されれば、海外諸国の方針転換を促すこともできる。我が国が、コンテンツのみならず、関係法令においても、世界的な主導を握ることができたとあれば、非常に画期的で、喜ばしいことだと言えるだろう。</p> <p>知的財産を保護するに際して重要なのは、関係法令を厳しくすることではなく、表現の自由を保護することであり、作り手と受け手たる市民が、作りやすく、自由を享受できる状況を作り上げていくことなのだ。また、法律上の相対的な優位性は、最も簡単に、日本が世界のコンテンツ市場をリードする基盤にもなり、低迷している景気を好転させるきっかけにもなるだろうと思われる。</p>

No.	意見
30	(No.3 と同旨)

No.	意見
31	(No.3 と同旨)

No.	意見
32	<p>自分は知的財産に関する法律等に関して無知であるが、日々著作物等の使用する者として意見を述べたいと思う。</p> <p>知的財産の活用について戦略を練る場合には、JASRAC などの利権管理団体ではなく、著作者やクリエーターを中心に練る必要があると思う。</p> <p>例えばミュージシャンであれば、自分達の音楽を不正にダウンロードされて聴かれいたら、あまり気持ちのよいことではないだろう。しかし、学生が自分達のコピーバンドを結成して文化祭で発表していたら、それは嬉しいことだと思う。どんな人であっても、誰かに影響されて、誰かの真似をしてプロを目指したりするものである。</p> <p>JASRAC などが中心となって話を進めると、不正ダウンロードも非営利のコピーバンドも同じ知的財産の悪用として扱い、才能の芽を摘み取ってしまう恐れが多いと思う。</p> <p>何かを作った人は、なぜそれを作ったのか。</p> <p>それは誰かに伝えたい何かがあったからだ。</p> <p>誰もお金を稼ぐためだけに創造をしているわけではない。</p> <p>自分の作ったモノに影響された誰かが新たなモノを作っていく。この連鎖をうまくまわす環境やシステムの構築が必要だと思う。</p>

No.	意見
33	<p>1) 本来広く流布することが目的の文書(例えば、科学技術論文)の著作権は廃止して自由に再配布・加工できるようにすれば、日本の情報発信力が増進し、国の発展に大きく寄与するだろう。</p> <p>現在、著作権は欧米の大手出版社が情報流通を支配し、不当な利益をえている。逆に、研究者は論文を読むために、相当な金額の負担を強いられていて、研究の世界に情報格差を生み出している。</p> <p>近年の Wikinomics の隆盛は、公開の重要性をはっきりさせており、日本がその方向で世界の先鞭をきれば、世界から RESPECTされるであろう。</p> <p>2) 法律によって、文書作成ソフトウェアに、著作権の選択機構の実装を埋込み、CC を DEFAULT とすること(あるいは逆に著作権を主張するマークの創設)を義務化できれば、今後作られるドキュメントの著作権問題を軽減できるだろう。</p>

No.	意見
34	<p>Web の爆発的な普及の結果、ネット上には膨大な量の言語、音声、映像情報が蓄積され、流通しています。これらの情報は人類共通の財産と見なすことができますが、世界中のネットワーク上に無秩序に分散しているため、これを本当の意味で有効に利活用するためには、ネット上の情報を自動的に収集し、その意味内容を分析し、目的に応じて編集加工する言語・画像情報処理等のテクノロジーの開発、そしてそれを利用した情報サービス事業の発展が不可欠と考えます。しかしながら、我が国におけるネット上の情報の取り扱いには米国等と比較しても制約が多く、そのためテクノロジーの開発や情報サービス事業の発展が阻害され、国益を損ねかねない状況が続いている。そのような中、聞くところでは、政府内では日本版フェアユースの導入等についても活発な議論が行われているとのこと、時機を得た非常に重要な展開であると期待しています。ぜひ、我が国にもフェアユースの考え方を導入し、人類共通の財産としてのネット情報の高度な利活用に道を拓いていただきたいと願っています。</p>

No.	意見
35	<p>《要旨》</p> <p>知的財産権をめぐっては規制強化の論調が強いが、成長戦略に導くビジネスもできるの議論はほとんどない。Google 図書館にしても、文句は言っても、対策はほとんど出せず、出版業界は現状維持に汲々として将来的な成長戦略が不在である。一方、集合知の実現として成果があがっている多言語 Web 百科事典 Wikipedai も、日本語は弱体である。仮に、Wikipedia のこういった基礎情報を充実する方向に国が制度的、予算的支援を行えば、知識レベルの向上や国内コンテンツの宣伝効果も見込め、少ない予算で大きな効果が期待できる。</p> <p>《全文》</p> <p>(1)規制強化の論調</p> <p>知的財産権に関するこれまでの議論では、著作者側からの規制強化の意見が団体として整理された形で強力に主張されているのに対して、コンシューマ側からの規制強化への懸念の意見は散発的で弱いもののような状況と見受けます。中国のように知的財産権の保護を無視するような行動が目に余るという意見も多いようです。が、これを規制するような国としての行動はほぼ不可能と考えられます。</p> <p>(2)ビジネスモデルの不在</p> <p>論点として弱いのは、知的財産権を制作者とコンシューマの双方にとって有効利用できるようなビジネスモデルの提案がほとんどできていないことです。つまり、現状維持的な意見はあっても、では成長戦略を促進するビジネスモデルとは何かがあまり議論されていないことに危惧を覚えます。</p> <p>以下では、ビジネスモデルという問題に関して、昨今話題を集めている Google 図書館に関連した話題を考えてみたいと思います。</p> <p>(3)Google 図書館の問題</p> <p>これは昨年来、世界的に大きな話題となり、Google の意図はだいぶ後退したものの、少しづつ前進しているようです。日本語の著作物は除外されることになり、日本の出版社は安堵しているらしいのですが、もし Google の情報資源のナビゲータとして現在のような強い地位を維持するなら、日本の著作物はますます世界の中では存在感が薄くなり、緩やかな衰退を続けることになるでしょう。現実に、日本語の著作物はランキングは非常に低い状態です。つまり、知的財産権の保護以前に、知的財産が事実上存在しない状況になってしまっているということではないでしょうか。</p> <p>(4)Google の独占への懸念。しかし、対策には巨額の資金が必要</p> <p>Google という私企業に巨大な情報を抑えられてしまうことに懸念を示す意見が多く聞かれます。これは正論なのですが、では、対策があるか、という問題を真剣に考えないといけないわけです。私の所属する大学でも、Google に対する感情的な反発が多く聞かれるものの、対策として具体的なものが提言されているわけではありません。国会図書館では長尾館長の下で、いろいろな対策が考えられているのですが、結局は巨額な予算が必要になるような状況であれば、現在の財政状況から見て実効的な対策が打てるかどうか疑問が残ります。</p> <p>(5)出版業界の後進性</p> <p>より問題なのは既存の出版業界の後進性です。たとえば、ある学会で辞典を作った場合に、それを Web アクセスできる状態にするという計画には、出版社の収益性を損ねるということで、ほとんど拒否され、せっかくの学問的コンテンツは少数部数の紙の書籍としてあまり流通されないままになってしまっているわけです。こういった内容の辞典が Google 図書館でアクセスできるようになるなら、専門家にも非専門家にも大きな情報的恩恵があるのですが、既存の出版社のビジネスモデルには合わないため実現しません。</p> <p>(6)Wikipedia</p> <p>こういった状況で、著作物に関するコンテンツ普及は全くインターネット時代に乗り遅れてい</p>

	<p>るわけですが、逆に非常に成功した例は、Wikipedia でしょう。Wikipedia は世界のさまざまな言語でボランティアによって書かれたインターネット上の百科事典ですが、英語で 300 万項目、日本語では 50 万項目が記述されています。たとえば、数学における非常に難しい概念も英語の Wikipedia であれな手際よく記述されているものが多く、調査の効率が著しく高まります。その信ぴょう性に疑問を呈する人が多いのですが、Wikipedia に記載されている原論文や原著に当たればよいようになっています。私の所属する大学の学生も、調べ物をします、 Wikipedia にアクセスしている人が大部分です。余談になりますが、お堅い記事ばかりではなく、「笑っていいとも」という人気テレビ番組は英語の Wikipedia にも記述されています。そのような意味では Wikipedia は宣伝効果も高いものになっています。</p> <p>(7)言語間格差の解消へ向けて</p> <p>Wikipedia はまた言語間格差の大きい情報源でもあります。上記のように、英語と日本語の記述項目の比は 6:1 です。さらに数学に限っていえば、日本語より中国語のほうが充実度が高いです。このような状況を放置しておけば、知的財産云々の前に日本自身の知的レベルがどんどん途上国化していくのではないでしょうか。日本語 Wikipedia の充実を国が支援することは少ない予算の投入で、国民の知的レベルの向上に寄与できる可能性があります。たとえば、学会や産業界に Wikipedia への書き込みを推奨ないし評価、あるいは報償するような制度的、財政的支援を行うのは、コストパフォーマンスの良い予算の利用方法ではないでしょうか？昨今の言葉でいえば、「集合知」を形にする行為を国が支援するということになります。</p>
--	--

No.	意見
36	(No.3 と同旨)

No.	意見
37	<p>1 インターネットラジオ・インターネット TV 事業者も既存の放送事業者等と同じスタートラインでコンテンツ制作を行えるように、事前に許諾を得ずとも後に二次使用料を支払えば商用 CD 等に収録されている楽曲を BGM 等で使用できるようにする。</p> <p>2 「放送対象地域」という考え方をやめ、各放送事業者に対し、その制作した番組を、日本全国ないし全世界に配信するように、放送免許の剥奪をちらつかせてでも促す。インターネットを通じて情報が国境を超える時代に、放送コンテンツのみ、「放送対象地域」に情報が閉じ込められるのは不自然である。</p> <p>3 テレビ放送については、通信販売のために公共の電波を用いることを禁止し、テレビ局が独自の放送番組を容易出来ない放送枠については、放送枠をオークションにかけることを義務付ける。</p> <p>4 芸人、芸能人等について1週間の労働時間の上限を定める。才能が短期間に集中的に費消され消耗されてしまう現状では、継続的な知財立国実現は困難である。</p> <p>5 日本版フェアユースを早期に導入し、世界に先駆けて新しいビジネスモデルを開発した日本企業が、それを法的に可能とする個別の権利制限規定が立法されるのを待たずに、米国企業に先んじて、これを市場に提供できるようにする。</p>

No.	意見
38	<p>《要旨》</p> <p>○「科学技術」という造語の使用を止める(→「科学・技術」とする)。</p> <p>○大学は「科学」と「技術」を扱うところと再定義する。</p> <p>○「产学(官)連携」は、知的活動及びその成果の経済的価値を高める手段と再定義する。</p> <p>○「真の知的創造サイクル」を実現し、「オープンイノベーションの時代」を創る。</p> <p>○「グリーンイノベーション」と「ライフイノベーション」という成長戦略実現の為に。</p> <p>《全文》</p> <p>○「科学技術」という造語の使用を止める(→「科学・技術」とする(※1))。</p> <p>元来、科学(science)と技術(technology)は違う。科学の一部は、技術になる可能性があるが、すべての科学が技術になるはずがない。「科学技術」という言葉は、科学と技術の違いがわからない文部官僚の造語としか思えないので、言葉使いを改めて、「科学政策」と「技術政策」は分けて考える。「科学政策」は文科省、「技術政策」は経産省、農水省、厚労省、環境省等、根本的な立ち位置を再定義すべきである。民主党が標榜する「科学技術戦略本部」は内閣府に置くのだろうから、その本部が「科学(政策)」と「技術(政策)」の橋渡しをすればよい。スパコンや GX ロケットは、「科学政策」つまり、経済的価値の外側で議論すべきである。</p> <p>※1)意見書を書き始めたのが2/3であったが、2/9付け朝日新聞が、総合科学技術会議の決定として「科学技術」という言葉の表記を「科学・技術」に改めると報道。</p> <p>○大学は「科学」と「技術」を扱うところと再定義する。</p> <p>国立大学も法人化したわけだから、そのくらい考えるべきだが殆ど無策である。「科学」と「技術」を両方やる大学もあれば、そのどちらかに限定したり、注力したりする大学があっても良い。「科学」と「技術」をごちゃ混ぜにすることが一番の問題であって、税金(交付金、競争的資金)の使い方として間違っている。また、ごちゃ混ぜにすることで、結果的に「科学」としても「技術」としても中途半端な研究成果しか創出されないという事態が続出する。文科省は、付け焼き刃的に「技術政策」に加担すべきでは無いし、況んや、大学人に対して「技術予算」を振りかざすべきではない(F/S 的な予算はあっても良いかも知れないが)。文科省は「科学予算(=科研費; 余談だが科研費の正式名称は「科学研究費補助金」である。「技術」という言葉は入っていない。)」に責任を持ち、我が国が「地球上の科学(知)の源泉」で有り続けるための施策を立案、実行すべきである。また、当然ながら「教育」に関して文科省が責任を放棄すれば、我が国の「科学」も「技術」も崩壊する。「教育」と「科学」を所管するという重大な使命を見つめ直し、我が国の基盤を創ることを誇りとすべきである。</p> <p>○「产学(官)連携」は、知的活動及びその成果の経済的価値を高める手段と再定義する。</p> <p>委託研究あれ、共同研究あれ、知的財産権のライセンスあれ、それは大学の知的活動及びその成果を金銭価値、つまり経済的価値で評価することに他ならない。产学(官)のうち、経済的価値を高めるのは産の仕事である(大学発ベンチャーも産である)。だから、大学における「产学(官)連携」は、大学の経済活動に対するコミットであって、委託研究費(=税金)は国(=国民)、共同研究費(=企業利益)は産業界(=株主、国民)に対する責任を負っていると理解しなければならない。つまり、「経済的に評価しうる成果」を求められているのである。これらの研究原資は、寄附金や補助金とは性格が違うことを認識しなければならない。</p> <p>一方、産業界における「产学(官)連携」は、大学がコミットして創出した知的活動の成果(=知的財産権)を活用して経済的価値を最大化することと理解しなければならない。価値を最大化するということは、我が国及び世界の人々の生活を豊かにし、持続的経済成長を支え、収益の一部を納税することによりいわゆる「真の知的創造サイクル」を廻すことである。「技術政策」を担う経産省他の実務官庁は、大学が創出した「科学」に基づいて国や産業界の抱える課題を解決する「技術」の創出や、「技術」と「技術」の融合を促進することによる新しい経済的価値の創出のための施策立案、実行に注力すべきである。</p> <p>○「真の知的創造サイクル」を実現し、「オープンイノベーションの時代」を創る。</p>

	<p>我々が使ってきた「知的創造サイクル」という言葉は、「大学が企業からカネを取る仕組み」としての意味しか持っていないかった。外国の一握りの成功事例を引き合いとしてそれが我が国の大が目指す姿であると喧伝するような狭い了見で施策を立案実行した行政、真理を見極める学問の府であるにも拘わらずその喧伝に疑問すら持たずに加担した大学(この動きの中で多くの大学が企業人を招き入れて大学のあるべき姿を自らの手で歪めた事実も忘れてはならない)、大学が経済活動の一翼を担うことの意味や姿勢を問うことなく頑なに大学の知的活動と一線を画し続けた産業界はそれぞれ深く反省する時期に差し掛かっている。いまこそ、共創の社会を実現し、「真の知的創造サイクル」をそれぞれの立場で廻す努力を始めなければならない。それこそが、来るべき「オープンイノベーションの時代」である。「知的財産戦略」は、「真の知的創造サイクル」を廻す為の戦略として策定されるべきである。私の仕事上、中小企業、ベンチャー企業との付き合いもあり、そういった観点では、例えばSBIRに限らず、中小企業との共同研究成果については特許料等の減免措置が適用されるとか、中小、ベンチャー企業が大学の所有する知的財産権を使うにあたっては、特許料等の減免措置が適用される等の施策があるとインセンティブとなる可能性がある。ただし、ここで重要なことは、「サイクルを廻す」ということである。特許料等の減免はサイクルの一部分のことであって、全体からすると片手落ち、不十分である。なぜ、「サイクルを廻す」ことが重要かについては、IT化、ボーダレス化によって技術の普及速度が飛躍的に高まり、その結果として技術の寿命が相対的に短くなっていることが一因である。つまり、新しく、価値ある技術を持続的に生み出さなければサイクルは止まる。また、技術を生み出しても、使われないのであればその技術は経済的価値が無いということであって、サイクルが廻っているとは言えない。「サイクルを廻す」とは目標を定め、それを実現することの繰り返しである。世界、我が国、世の中、企業が必要とする技術は何か、その技術を創る為のチームはどうあるべきか、期限、予算の制約はいつまでにどれくらいかについて、効果的な戦略策定と効率的なマネジメントが期待されている。「知的財産戦略」はこういった実情に鑑み、実験的なアプローチを経ながら策定されていくべき(=結局、現状で正解を出せない)ものでは無いかと考える。</p> <p>○「グリーンイノベーション」と「ライフイノベーション」という成長戦略実現の為に。</p> <p>政府が掲げた新成長戦略2本柱「グリーンイノベーション」、「ライフイノベーション」は高く評価できると考える。環境の問題に対しては、我が国が培ってきた科学と技術を駆使することができ、健康の問題に対しては、我が国は(望んだわけではないが)地球上でどの国も経験したことのない高齢化社会を迎えようとしており、この局面をどのように舵取りするかが世界的な注目の的となっている。環境、健康、いずれの問題も失敗が許されない問題であり、失敗すれば我が国の沽券を下げるどころか、国が滅ぶに等しい事態となる。この難局に立ち向かい、乗り越える為には、産学(官)が「新たな知的創造サイクル」のもとで職責を全うし、イノベーションを実現していくより他の手段はない。</p> <p>ただし、「イノベーション」という言葉を単に「技術革新」と解釈する限りにおいてはこの難局を乗り越えるのは困難である。「イノベーション」は「革新」であって、「テクノロジー・イノベーション(技術革新)」と「ソーシャル・イノベーション(社会革新)」は別個である。我々が生きる時代、これから迎える時代は、技術の革新だけでなく社会制度の革新を伴ってはじめて課題を解決するに至る。これが来るべき「オープンイノベーションの時代」であって、実社会の事象から課題を抽出すること、課題解決のアプローチを実験的に示すこと、解決策を実社会に適用させること、新しい社会制度を創ること、といったプロセスを意識して課題解決に向かわなければならない。</p> <p>例えば、介護の問題を例とした場合、単に「被介護人口が増えるから介護労働需要が見込める」ということであって良いのか。被介護者とは、「命(心臓、脳)の寿命と、体(骨、筋肉)の寿命のミスマッチ」に依るところが大きく、「命の寿命を延ばす医療」に注力した結果の現代病とも考えられる。この捉え方に立てば、「体の寿命を延ばす」という考え方があつて良い。雪国においては、体の弱い老人が冬期の積雪により外出機会を奪われ、その結果として、寝たきり(被介護者)となるケースが多いとされている。車道は行政によって除雪されるが、玄関から車道までのわずかなエリアに残された雪が老人を被介護者としているのであ</p>
--	--

新たな「知的財産推進計画(仮称)」の策定に向けた意見募集

【個人からの意見】

	<p>る。老人がわずかな労働負荷で除雪できる技術を創るか、又は、老人宅の玄関先まで行政やボランティアが除雪する制度を創るか、方策は色々考えられている(※2)が、「被介護人口の増加を緩慢にする」という考え方も重要である。</p> <p>※2)http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/toukei/chousa/h20keikaku/01.pdf</p>
--	---

No.	意見
39	(No.3 と同旨)

No.	意見
40	<p>《要旨》</p> <p>知的資産活用の情報を収集し公開する。知的資産活用のインセンティブとなる制度を設ける。各国の特許法の足並みを揃える。知財活用に関するガイドライン、事例集を充実させる。</p> <p>《全文》</p> <p>特許権を取得するだけで活用できていないといわれて久しい。この原因の一つに特許法があるのではないか。現在の特許法には、特許創出の情報を集めて公開する機能がある。これに、特許活用の情報を集めて公開する機能を強化すると良いのではないか。特許の延長登録の出願による存続期間が延長は、特許活用情報の公開の対価と考えることもできる。さらに、特許権も、商標権のように、継続して3年以上使用していなければ、取り消し審判のリスクがあるようにすると良いのではないか。特許権者にとって知的資産活用のインセンティブとなり、第三者にとって知的資産活用戦略の参考になる。知的資産をどうやって有効に効率的に活用していくかについて、多くの者が悩んでおり、秘匿化されたままである。行動に結びつく情報を集め、広めていかなければならない。また、2007年4月発行の特許戦略事例集は大変役に立っている。しかしながら、内容が古くなっている。この特許戦略事例集のような、知的資産の有効活用に関する事例集やガイドラインを継続的に発行していくことが、啓蒙となり、産業の発展に役立つと思われる。そして、各国の特許法が足並みを揃え、連携して取り組むよう先導いただきたい。</p>

No.	意見
41	(No.3 と同旨)

No.	意見
42	(No.3 と同旨)

No.	意見
43	(No.3 と同旨)

新たな「知的財産推進計画(仮称)」の策定に向けた意見募集

【個人からの意見】

No.	意見
44	(No.3 と同旨)

No.	意見
45	<p>1 権利保護重視制作の転換 特許庁がプロパテントからプロイノベーションへの政策転換を図っている状況下において、特許だけでなく知財全般について、保護重視の政策から脱却する時期に来ている。特に著作権においてもプロコピーライトの政策を大きく変換しなければならない。著作権法においては、著作権法第1条に記されているように、「文化の発展」を実現する為に、権利の保護と利用促進のバランスを考えた政策を行う必要がある。</p> <p>2 著作権保護期間の延長は行わないことを明言する 文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会において、保護期間を延長する為の合理的な理由が提示することができなかつたことを踏まえ、文化の発展に寄与することが認められなかつた著作権保護期間の延長については、保護期間を延長しないことを内外に向けて宣言すべきである。</p> <p>3 フェアユースの導入 著作権の保護と利用をバランスを取る上で、フェアユースは必要不可欠である。昨年の知財推進計画に盛り込まれた日本版フェアユースの導入を積極的に推進すること。</p> <p>4 過去の法改正の効果の検証 これまで行ってきた著作権法改正について、当初の目的を果たしているか、その結果どのような事態が生じているか、など、しっかりと検証し、必要に応じて再改正を行うこと。 特に、音楽 CD の還流防止措置については、アジア市場に積極的に展開する為に必要だという理由で法改正が行われたが、その後音楽業界はアジア市場に積極的に展開しているのかどうかをしっかりと検証しなければならない。もし、アジア市場に展開していないのであれば、還流防止措置を設けなければならない理由は無い。そうであるならば、還流防止措置を撤廃すべきである。</p>

No.	意見
46	<p>利用と保護のバランスを考えて欲しい。 著作権団体は保護期間を延ばし、保護を厳密にする方向を希望するけれど、実際に利用しようとした場合、全ての著作権が管理されていない状況では著作権団体に登録されている少数の商用著作権しか手続きがとれず、大多数の管理外の著作物は著作権処理をするのが難しい。</p> <p>例えば、現役の書籍の著者であっても一般の市民の場合には刊行期間中に連絡がとれなくなることもある。また、著名作家であれば、著作権保護期間の終了を明示的に知ることができるが、無名作家の場合には死亡年月さえも不明なため、パブリックドメインとして扱うことも難しい。</p> <p>一方で、著作物の流通がインターネットなどによりハードルが下がっているため、多くの著作物に対して簡易的な利用許諾がとれることが検索サービスやアーカイブサービスなどを展開する上で必要になっている。</p> <p>以上の状況から考えるに、著作権管理する著作物であっても、その商用的な価値に見合う利用の自由が必要になるだろう。保護だけではなく、利用とのバランスが必要だと思うし、それの実現のためには例え保護期間中であっても自由に利用できる道を開いて欲しい。</p> <p>例え保護期間中の楽曲であっても、ネットにあげた子供のムービーの背後で聞こえている</p>

	<p>曲の利用許諾をもとめることは適正な著作権保護とは言えないのではないだろうか？</p> <p>保護だけでがんじがらめの状況だけは作り出さないで欲しい。</p> <p>私は50年だ70年だという著作権保護期間だけが問題ではなく、保護期間内であっても合法的にバランスよく利用できる事の方が大切だと思います。</p> <p>そうでなければ、知的財産を無闇に使えなくなるだけの悪い状況になるでしょう。</p>
--	--

No.	意見
47	<p>私はコンテンツ関連の意見を提出します。現在、情報インフラの整備や動画投稿サイトの興隆などでコンテンツを取り巻く環境は変化しています。私はこの状況下では従来のコンテンツそのものを売って利益を得ると言うビジネススタイルは通用しなくなっていると思います。コンテンツそのものを商品とするのではなく、例えばそのコンテンツを利用して広告収入を得る、コンテンツそのものを広告と位置づけそれに関連した商品を販売するなど、現在の情報インフラにあった展開が必要だと思います。</p> <p>コンテンツそのものを広告として位置づける場合、ユーザー・メイドの二次利用のコンテンツは非常に有効な広告手段になると思います。そのためにもフェアユースという制度は重要になると思います。私は日本におけるフェアユースの確立を強く求めます。また、二次利用の際の制限について私はそれが丸ごとの複製でない限り最大限にユーザー側に自由を与えるべきだと思います。二次利用のコンテンツの中身についてそれが原作者の意図とするところから遠く離れていた表現だったとしても、それを許容することによって新たな顧客の開拓、元となったコンテンツの新たな可能性に繋がると思います。また利用に対する過度の規制はユーザー側に対して表現の萎縮やコンテンツそのものに対する負のイメージを抱かせてしまう場合があると思います。私は絵を描く職業ですが、あらゆる作品が自由に創作できるという環境こそが表現を拡張させる最大の要因だと思います。表現に貴賤はなく全てが許容されるべきであると思います。</p> <p>最後にダウンロード違法化やフランスにおけるスリーストライク法などエンドユーザーを取り締まる法律が各国で成立しつつありますが、受け手側を罰する法律は冤罪を助長しやすく、また現在の情報インフラにおいてインターネットに繋げられる権利とは表現の自由や民主主義の観点から非常に重要で、これらを侵害する可能性のあるスリーストライク法などの法律は非常に問題があると思います。このような法律が成立しないようにお願いします。</p>

No.	意見
48	<p>《要旨》</p> <p>主に著作権問題への意見を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトブロッキングへの反対 ・著作権保護期間の延長への反対 ・ダウンロード違法化条項撤廃の要請 ・著作権の侵害帮助への意見 ・スリーストライク法への反対 ・私的録音録画補償金の対象範囲拡大への反対 <p>また、最後に念のため、以下の意見も述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権侵害の非親告罪化への反対 ・児童ポルノ規制への意見

<ul style="list-style-type: none"> ・創作物規制への反対 ・出会い系サイト規制への意見 <p>《全文》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトブロッキングについて 	<p>著作権侵害を理由としたウェブサイトブロッキングについては、これに関する取り組みや法案の提出を行わないことを要望いたします。(これはまだ検討されていないようですが、一部著作権団体の過去の言動からして言い出しかねないので先に提案しておきます)</p> <p>理由としては5つあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在の技術ではオーバーブロッキングの問題が解決できない 児童ポルノ流通防止協議会の構成員やインターネット・ホットラインセンターが思想的に偏っている 次に、「児童ポルノ」の基準が曖昧である(児童ポルノ禁止法第2条第3項第3号、いわゆる「3号ポルノ」) 現状のままでは「児童ポルノ」の基準が個人の主觀によって決められ、恣意的にブロッキングが行われる危険性がある 憲法にも違反している(第21条第2項、検閲の禁止・通信の秘密。創作物までブロッキングの対象とする場合は第19条(思想の自由)と第21条第1項(表現の自由)にも違反) <p>E. アドレスリスト作成管理団体が不透明である(公表されるのが統計情報と寄付などの資金提供に関する情報だけ)</p> <p>・著作権保護期間の延長について</p> <p>以下の3つを要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 文化庁による著作権保護期間の延長の検討を中止する 企業の著作権は発表後25年間とする(ただし、消費者が正規品を買う権利を守るため、正規品とそうでない物の区別ができるようにはする) 著作者の著作権は存命中または発表後25年間とする <p>以下がその理由です。</p> <p>(1)については、現在でも著作者の著作権は死後50年と長過ぎる。死後50年も著作権を保持することによる得られる利益がコストを上回る作品は極一握りであり、文化の多様化のためという観点に立てば、これ以上の著作権保護期間の延長はほとんど何の役にも立たないことが予想される</p> <p>(2)と(3)については、この長い著作権保護期間を短縮するものである。</p> <p>ただし、著作者の所在を明らかにするために、発表後25年間は保護期間とする。また、発表後25年を過ぎても、著作者の存命中は著作者人格権の保護のため、保護期間とする</p> <p>・ダウンロード違法化について</p> <p>ダウンロード違法化条項(著作権法第30条第1項第3号)については、即座に廃止し、施行前の状態に戻すことを要望いたします。</p> <p>ダウンロードが違法になるのは、著作権侵害コンテンツだと知っていてダウンロードしたときに限ることだが、現実にはそれを証明する手段がありません。</p> <p>リンクを踏んだが最後、知らないうちに違法コンテンツを勝手にダウンロードされることも考えられ、危険といえるでしょう。また、憲法に違反している(第21条第2項・検閲の禁止)恐れもあります。</p> <p>そもそも、この条項はパブリックコメントにおいて多数の反対意見が出されたにも関わらず強行されたという経緯があり、この点からいっても問題です。</p> <p>また、この方針を進めれば、行きつくのは「検閲」であり、憲法に違反しております(第21条第2項)。</p> <p>・著作権の侵害帮助について</p> <p>たとえ、作られたソフトウェアが結果的に著作権の侵害帮助になったとしても、それだけでは</p>
--	--

	<p>罪に問わず、自由なソフトウェア作りの環境を提供することを要望いたします。</p> <p>著作権の侵害帮助を目的に作られたのではないことは証明できないので、結果的に著作権の侵害帮助になってしまったものまで罪に問うと、ソフトウェア製作に萎縮を来す可能性が大です。</p> <p>著作権と技術の進歩のいずれがより大事かという問題になてしまふが、著作権も当然大切であるが、ここはやはり技術の進歩をとりたいところです。</p> <p>・スリーストライク法について</p> <p>一部著作権団体が、「違法コンテンツをダウンロードするユーザーに対して、2度目までは警告を行うが、その後も違法ダウンロードが続く場合は、ISPが該当ユーザーの通信回線を遮断する」という「スリーストライク法」の導入を主張しておりますが、これを聞き入れることないよう以し、導入に関する取り組みや法案の提出を行わないことを要望いたします。</p> <p>違法コンテンツだとわかっていてダウンロードして場合はともかく、違法コンテンツであることを知らなかつた場合や、コンピュータウイルスやブラウザクラッシュなどの不正サイトで知らずにダウンロードしていた場合も無差別に処分の対象とされる可能性があります。仮にそれらのケースを処分の対象から除外するとしても、証明する手段がありません。</p> <p>また、知らない間に複数回ダウンロードさせることは容易であるため、一発でこの法律に引っかかる危険性もあります。</p> <p>結局、表現の自由(憲法第21条第1項)や検閲の禁止・通信の秘密(同第2項)を侵すだけになります。</p> <p>・私的録音録画補償金の対象範囲拡大について</p> <p>一部著作権団体が既得権益の拡大を狙つて私的録音録画補償金の対象範囲拡大を主張しているが、これを受け入れることのないようにしていただきたいと思います。</p> <p>ブルーレイ課金やアナログチューナー非搭載録画機への課金について、一部著作権団体はダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしましたが、移行後1年以上経つ現在においても、ダビング10の実施による被害の増加を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておりません。</p> <p>また、わずかに緩和されたとはいひ、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままであります。</p> <p>こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、さらに不当といえるでしょう。</p> <p>私の意見は以上ですが、念のため、以下の点についても指摘いたします。</p> <p>・著作権侵害の非親告罪化について</p> <p>今のところ法案の提出の検討は考えられていないようですが、過去(2007年)に著作権侵害の非親告罪化が考えられていた経緯があるので(最後は見送られたようだが)、先に意見させていただたいと思います。</p> <p>以下の2つを要望いたします。</p> <p>(1)著作権侵害の非親告罪化は今後一切これに関する取り組みや法案の提出を行わない</p> <p>(2)最悪、著作権侵害を非親告罪化が行われたとしても、ストーリーが完全に一致している模倣品や違法コピーに限るものとする</p> <p>作品には大なり小なり模倣が含まれていることと、著作権侵害の非親告罪化が行われると、既存のキャラクターを使ったパロディ作品が作れなくなってしまうということから、非親告罪化はストーリー完全一致の模倣品や違法コピー限定でお願いしたいと思います。</p> <p>・児童買春・児童ポルノ禁止法について</p> <p>以下の6つを要望いたします。</p> <p>(1)児童ポルノ禁止法の管轄官庁を警察庁から厚生労働省に移す</p> <p>(2)性的虐待に対応する部署もしくは機関を設立する</p>
--	---

	<p>(3) 第2条第3項第3号(いわゆる3号ポルノ)を廃止するか、もしくは最低でも「児童の裸および下着姿」など厳密化し、「児童ポルノに準ずるもの」として第1・2項とは区別する</p> <p>(4) 3年ごとの見直しを廃止し、明らかに問題があるとき以外は見直さない</p> <p>(5) 児童ポルノと児童買春は区別し、できれば別々の法律で扱う</p> <p>(6) 単純所持および取得は禁止しない</p> <p>理由は以下の通りです。</p> <p>(1)については、被害児童への肉体面および精神面のケアが必要であり、医師などが関わる必要がある</p> <p>管轄官庁が警察庁である現状では取り締まることに重きが置かれ、被害児童へのケアが不十分であり、これからもそうなるであろう。</p> <p>(2)については、(1)を実現するためには、官庁と医師などの連携が必要である</p> <p>したがって、被害児童のケア対策としての部署もしくは機関を設立し、そこに医師などを置く必要がある</p> <p>(3)については、第3号の示す範囲が広く曖昧であり、「Santa Fe」などの写真集や家族が持つ子供の写真までもが入りかねない。</p> <p>これで単純所持や取得が禁止されたら冤罪や行き過ぎた取り締まりが続出する危険性がある。</p> <p>子供の人権と一般人の人権のいずれに偏重してもいけないのであり、そのバランスを考えると、曖昧な部分は切り落とさざるを得ない。</p> <p>また、裸および下着姿を写したもののは、被害度が低いため、第1・2項と区別するべきである</p> <p>(4)については、不必要もしくは過度な規制の強化に繋がる</p> <p>改定は明らかな問題が出たときのみに限定するべきである。</p> <p>(5)については、援助交際を取り締まるためか、児童ポルノに置ける「児童」の年齢の上限が「18歳未満」と異様に高くなっています、不自然である。</p> <p>また、海外における児童買春と日本の援助交際は、売り手の能動性および目的などにおいて異質のものである</p> <p>(6)については、(3)で述べた3号ポルノの問題があるほか、コンピュータウィルスやブラウザクラッシャーなどの不正サイトによるダウンロードによって、意図せずに取得・所持してしまう危険性があり、意図的な取得・所持と区別がつかず、証明もできない。</p> <p>そのほか、プライバシーの侵害の問題もあるうえ、さしたる効果も期待できない</p> <p>・創作物規制について</p> <p>児童ポルノ法禁止法や新法による創作物(漫画・アニメ・ゲームなど)の規制を行わないことを強く要望いたします。</p> <p>創作物規制への動きが活発化している中、創作物の表現の自由を守るために憲法だけでは心許ないと思います。そこで、できれば、表現の自由を保障し、それに反する活動を制限する法律を制定していただきたいと思います。</p> <p>理由は以下の通りです。</p> <p>A. 創作物には被害者が実在しない</p> <p>B. 強力効果論(暴力表現や性的表現が受け手に無条件に悪影響を及ぼす)は限定効果論(悪影響は元々犯罪的傾向がある者にのみ及ぼされる)や受容文脈論(影響を受けるか否かは受け手がどのような状況で表現に接したかによって変わる)により否定されている</p> <p>C. 一部の者は性的表現そのものが「女性差別」「女性蔑視」であると言っているが、差別・蔑視を目的に創作がなされているという根拠がない</p> <p>D. 18歳未満に見せるのが問題だというなら、ゾーニング・レーティングで十分である</p> <p>E. 憲法に違反している(第19条・思想の自由)、(第21条・表現の自由)</p> <p>F. 如何なる表現でも規制すればそれだけ表現の幅が狭められる</p> <p>創作物規制については、かつての自民党・公明党政権ですら「議論するデータがない」としている</p> <p>G. 政治・経済の分野で中国が脅威になっている以上、日本は文化で勝負するしかない。創</p>
--	---

	<p>作物を規制することは日本の文化の力を、ひいては日本の国際競争力を弱めることに繋がる (だからといって、海外にアピールするために表現規制するのは本末転倒である) あと、児童ポルノ法禁止法はあくまで「実在の児童の人権を守るための法律」である。創作物規制は本来の目的から外れている</p> <p>・出会い系サイト規制について 出会い系サイト規制法を 2008 年 12 月改正前の状態に戻すことを要望いたします。 理由は以下の通りです。</p> <p>A. 「出会い系サイト」の基準が曖昧である。普通のコミュニティサイトまでもが規制の対象とされかねない。それゆえ、別件逮捕の道具および利権の温床となる危険性がある B. 18 歳未満を交際の対象とした書き込みを行うと 18 歳未満でも犯罪になってしまう。これは、不自然かつ行き過ぎた規制である C. 憲法に違反している(第 21 条第1項・表現の自由、同第2項・検閲の禁止および通信の秘密) D. そもそもこの法律のために、被害が出会い系サイトから拡散しているという弊害が起こっている。今度は規制の範囲をどんどん広げていくつもりだろうか? でも、そうなると規制が強まるにつれて弊害も大きくなるだろう。それよりも、改正前の状態に戻したほうが児童買春も発覚しやすくなると思われる</p>
--	--

No.	意見
49	<p>国際標準化戦略の推進方策について</p> <p>【意見事項】日本工業規格(JIS)の制定主体の、政府から民間組織への完全移管</p> <p>【意見要旨】日本工業標準調査会(JISC)が制定主体となっている日本工業規格の制定主体を民間組織に移行するなど、国家規格の標準化体制を見直し、標準化の作成過程への政府の関与を撤廃すべきである。</p> <p>【意見全文】JIS を制定するに当たり、主務大臣は JIS 原案を工業標準化法に基づいて JISC に付議し、JISC は JIS 原案について調査審議を行い、当該 JIS 原案が JIS として適切であると判断した場合、その旨を主務大臣に答申し、主務大臣は当該 JIS 原案を JIS として制定する旨官報に公示する、という手続きが行われている。</p> <p>国際標準化競争が生じている現在、わが国から国際標準を提案するための JIS 原案の作成の促進が望まれ、国の審議会である JISC 主導の標準化体制では国際競争に耐えられないことから、民間への規格制定を求める声があった。この点、平成 12 年に JISC 標準会議が公表した『21 世紀に向けた標準化課題検討特別委員会報告書』では、民間提案に係る規格原案作成者に著作権を残す等、規格作成に係るインセンティブを高める方策を探るとしつつ、JIS の規格制定主体は引き続き政府とすると報告された。</p> <p>しかし欧米先進国では、ほとんどの国が JIS 同様の国家規格の作成を覚書や契約により民間に委ね、政府は、作成された規格の利用に関して政策的な活用を図る立場となっており、日本のように政府が規格制定の主体となる例が見当たらない。また法令、通達、告示については著作権法で保護されないが、政府が主体となって作成される JIS も同様であり、著作権が規格作成のインセンティブになる</p> <p>とした上記報告書は誤ったものである。なお、ドイツや米国では法令に準じるとして、国家規格の著作権を否定した判例があり、このうちドイツでは 2003 年に国家規格に著作権を認めための著作権法改正がなされたところである(鳥澤孝之「国家規格の著作権保護に関する考察 一民間団体が関与した日本工業規格の制定を中心に」知財管理 Vol.59 No.7 (2009 年 7 月号) 793-805 頁参照)。なお国際標準化機関の ISO/IEC については、民間機関であることから、規格に著作権が認められ、多くの先進国の国家規格についても制定主体が民間団体であることから、著作権が認められている。</p>

	<p>また、JIS の制定が国主導であった背景には、終戦直後の生産の遅れと荒廃から立ち直るためにという目的があったもの、現在では制度疲労化したとの指摘が企業・業界団体からなされているところであり、国主導の弊害が著しくなっており、早期の民間主導体制が望まれるとの意見が、既に 10 年前になされている(日本工業標準調査会標準会議 21 世紀に向けた標準化課題検討特別委員会事務局「『21 世紀に向けた標準化課題検討特別委員会報告書案』に対する意見募集の結果について 頂いた御意見及び御意見に対する対応」(平成 12 年 6 月)4-7 頁 http://www.jisc.go.jp/newtopics/2000/21c_0.pdf 参照)。</p> <p>以上から、政府主導の標準化体制では国際標準化競争に乗り遅れ、また規格に認められるはずの著作権が世界の中で日本だけ否定され、わが国が誇る高度な科学技術を国際標準化することは困難となり、「新成長戦略(基本方針)」が掲げる「アジア経済戦略」の達成から遠のくことは必至である。</p> <p>したがって、JISC を速やかに廃止して、民間団体(例えば財団法人日本規格協会)主導による新たな標準化体制の基盤を整備し、国際標準化を推進すべきである。</p> <p>【関連法令】工業標準化法第 3 条・第 11 条、著作権法第 13 条第 2 号</p>
--	---

No.	意見
50	<p>まず著作権法保護期間の延長について、2006 年から 3 年間にわたり日弁連、青空文庫、また権利者団体等様々な関係者により多種多様な議論が行われ、2009 年には延長を事実上見送るという報告を著作権分科会に提出したにもかかわらず保護期間を 70 年に延長する方向に再度持って行くというのは、その 3 年間の議論を全てすっ飛ばすかのようであり、到底認められるものではない。</p> <p>次にフェアユースについて、本来個別規定による処理の煩雑さを解消することこそがフェアユース本来の意義であるにも関わらず、ワーキングチームの報告書においては完全に個別規定だらけの骨抜きになっており、全く意味をなしていない。より柔軟かつ広範囲に解釈・適用できる一般規定を導入すべきである。</p> <p>最後に、フランスを真似て著作権侵害について三振法を導入しようという動きがあるが、フランス国内においても批判は根強くあるし、成りすましの問題や適用の難しさ等問題も多い。なにより、もはやネットへの接続を基本的人権の一つとして欧州議会も認め、また法的権利として明確に宣言するフィンランドのような国すらある中で、処分方法としてネットへの切断を持ち出すのは水や電気を絶つのに等しい非人道的行為ですらある。導入に強く反対する。</p>

No.	意見
51	<p>《要旨》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットを通じた“放送”定義の拡大。 2. 著作権保護期間について、延長の代わりに登録制度を導入。 3. 納本制度の適用拡大。 4. 私的録音録画補償金制度の廃止。 5. レンタル CD の見直し。 <p>《全文》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットを通じた“放送”定義の拡大。 <p>近年、実在の放送局による放送との同時再配信が“放送”として認められましたが、今なおインターネット単独での配信が放送とはみなされません。このため、日本のネットラジオは simulradio のような放送局によるものだけで、米国における live365 のような個人ベースのネットラジオを開設できません。このような“同時再配信”(および地域制限)の要求をイン</p>

一ネット“放送”の定義から外して、JASRAC や RIAJ が、個人のネット放送局に対しても著作権および原盤権の再生に関する包括契約を結べるようになることを希望します。なお、ネットラジオなどの登場により、既存の著作権ビジネスにネガティブな影響を与えることを意図していません。法律上の放送の定義が拡大された場合でも、著作権管理団体は“オンデマンドを含まないストリーミング配信”や“十分な能力を持つ DRM の強制”といった条件をネット放送局に課すことで、十分な権利保護を維持できると考えます。あるいは、これらの条件を外す代わりに高額の許諾料を設定することもできます。地域制限を廃止することによる地方局への影響についても、「配信数の上限(または配信数に比例する包括許諾料金)」を設定することで事実上の影響はないか、極めて軽微なものに抑えることができます。※live365 における非商用ネットラジオでは「同じアーティストの曲を連続させない」「一定時間内に同じアルバムから使えるのは 3 曲まで」「ストリーミングの録音不可」「同時配信数の上限(数 10 程度)」といった条件を課しています。	<p>2. 著作権保護期間について、延長の代わりに登録制度を導入。</p> <p>著作権保護期間の延長については、従来の 50 年から 70 年に単純に延長するのではなく、ベルヌ条約の規定(50 年)を上回る分については登録制の導入を希望します。</p> <p>著作権者が判明している場合の著作権保護を重視することに反対ではありませんが、単純に著作権保護期間を延長すると、権利者が不明の“孤児作品”を利用できなくなる期間も延長されることになります。権利者不明の著作物を利用する規定はあるものの、利用が敬遠されることは十分考えられます。現在の保護期間を超えたものについて登録制(一定年数ごとの更新も必要)を採用すれば、許諾を得るための権利者が不在になることはなく、一方登録や更新がなされなくなったものについては自由に利用することができるようになります。</p> <p>3. 納本制度の適用拡大。</p> <p>国立国会図書館法に規定された納本制度では「映画フィルム」が含まれているものの、現実にはほとんど機能していないと聞きます。報道によれば、フランス、カナダはすべての映像作品に納本制度があるそうですが、日本でも映像作品を含む広範な著作物に対して納本制度を強制することを希望します。</p> <p>著作権保護期間の延長に反対する理由として「著作物が失われていくことへの懸念」が挙げられています。しかし、発行された時点で保存を考慮されていない著作物は、著作権保護期間を待つことなく早い段階から失われていくのが現実です。納本制度を映像作品にも適用することは、保護期間の延長に反対する理由を減らすことにもなります。</p> <p>さらにインターネット上のコンテンツについても納本制度の適用を考えることができます。インターネット上のコンテンツは、その性質上、どこにも記録されることなく失われていくことがしばしばあります。Internet Archive(Wayback Machine)などの組織において網羅的な収集・記録は行われていますが、これらは robots.txt などで収集を拒否されている場合には適用されません。このため、管理者不在などにより失われていく情報や著作物が存在します。こうしたものについても出版物と同じような納本制度を設けることで、永続的な保存を実現できます。しかも、自動収集ではなく、自発的な登録を行うことにはすれば、ライブラリ化にかかる技術的な負担は軽くなります。</p> <p>なお、納本制度で収集された著作物を、図書館の書籍と同じように、いつでも誰もが無料で視聴できるようにすることまでを求めるものではありません。指定された施設において、資料として一部の視聴のみを開放する、全体を視聴する場合は有料化する(その一部は納本者に還元される)、保護期間内は複製を認めない(保護期間を過ぎたものは、自由に複製できる)といった制限を設けることができます。こうした制限は、誹謗中傷や不適切な表現が認められる作品に対する配慮としても必要と考えます。</p> <p>上記のように著作権法で納本制度を広範に定義した上で、その適用を逃れようとする場合には、著作権法による保護を受ける権利も制限する、という規定を設ければ、納本制度の積極的な活用が進み、著作物の保護を促進できます。</p>
---	---

	<p>4. 私的録音録画補償金制度の廃止。</p> <p>私的録音録画補償金については廃止することを希望します。</p> <p>音楽ビジネスが数千億円、映像についてはテレビだけを考えても数兆円規模のビジネス規模と言われる中、これらの補償金の規模は数億～10 億円程度のものであり、補償される金額は相対的にはきわめてわずかなものです。ピーク時ですら 40 億円程度のようです。これにより、それぞれの団体が宣伝する「文化の保護」に有意の影響がもたらされるとは考えられません。こうした金額によって文化の保護が実現できる(補償金がなければ保護できない)ということであれば、現在販売されている著作物、あるいはテレビ局が支払う著作権料などを、それに合わせて値上げすれば済む話であり、補償金という回りくどい制度をとる必要はありません。</p> <p>もともと、購入した CD を音楽プレーヤーに転送するといった場合、たしかに「複製」は行われているものの、そこに補償しなければならないような損失が生じているとは思われません(ただし、レンタル CD については後述)。テレビ番組を録画して CM をスキップされることは無料放送というビジネスモデルに影響を与える可能性はありますが、深刻な影響を与えていているという実証はされておらず、またテレビ局に支払われる補償金は、そのビジネス規模に対して数千分の 1 程度であり、補償の意義を持つ規模になっていません。</p> <p>5. レンタル CD の見直し。</p> <p>レンタルレコードに始まった現在のレンタル CD は、世界でも例のない日本固有の制度と言われていますが、それだけ特異な制度でもあると考えます。この制度を見直すことを希望します。</p> <p>レンタル CD は、貸本や貸ビデオと違って、たいていの場合に「借りた物を複製(リッピング)する」ことが推測されるものです。CD には、ジャケットや歌詞カードにもある程度の価値は認められますが、本質的な価値は CD に記録されている音楽そのものです。そして、レンタルレコードが合法化された当時と違い、現在は時間的にもコスト的にも非常に手軽に収録されている音楽を複製できる状況にあります。「借りた物を返却後も使える状態にして返す」というレンタルビジネスの正当性には疑問があります。</p> <p>たとえば、「レンタル CD 店で借りた CD の複製は私的複製としない」など、まさに「CD を借りる」、つまり通常のレンタルビジネスと同じように“正に利用できるのは借りている間だけ”という規定を追加することが考えられます。また、こうすることで上記の補償金の必要はほとんどなくなるものと考えます。</p> <p>なお、一般の知り合い同士の CD の貸し借りにまで適用することは想定していません。ただし、「CD の大人数での貸しまわし(および複製)」については議論の余地があります。</p>
--	--

No.	意見
52	<p>《要旨》</p> <p>フェアユース条項の導入、利点。著作権運用の慎重な配慮の要望。海賊版対策条約について慎重な議論及びその検討の詳細、国民の意見を取り入れること、有害無益なインターネットにおける現状以上の知財保護強化、過剰な情報規制強化の廃止や禁止の法制化。サイトブロッキング行為の禁止要望。</p> <p>《全文》</p> <p>■フェアユースについて</p> <p>フェアユースは、権利者の「金銭的利益」を損ねない限りで最大限導入されるべきである。つまり、複製品の販売・配布などの海賊版行為等、権利者に入る金銭利益に損害を与えるような事例等を除き、例えば個人による批評や記事における作品の引用等を自由に行えるようにすべきである。</p> <p>現在の制度上ではまだ少数ではあるが、著作者や権利者といった権利を保持する人、団体が作品に付随する権利を過剰に主張せず(最低限の権利は主張している)、海賊版の公</p>

	<p>開や頒布といった複製物の配布行為を除く、全ての二次利用や二次著作物等において、営利団体以外の利用を無許可で認可するという方針を示している事例が存在している。それらの作品は通常の形態で頒布されているコンテンツよりも、その性質上世界中に伝播し、コンテンツの人気が向上し、金銭的利益に加えその評判、名声においても更なる権利者の利益を産む土壤が生まれている。全てを「ほぼフリーライセンスな制度」にすべきとは言わないと、「自由である」という概念そのものがコンテンツには重要だということを見落としてはならない。昨今において、旧弊からかコンテンツというものは「可能な限り隠蔽されるべきもの」という前提で運用されているが、それでは閉塞した状況を招くだけである。人々がコンテンツに数多く触れることができる開放性のある土壤こそが、よりコンテンツの認知力を高め、コンテンツの魅力をより多くの個人に伝えることができる所以であり、つまり知的財産、コンテンツの隆盛を図るというのであれば、権利者だけではなく、利用者であるユーザーらのコンテンツ利用をフェアユースという形式で保障すべきである。</p> <p>それと共に、著作権による刑事罰の範囲も限定すべき事項である。現状では親告罪がセーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕が行われ、海外におけるミレニアム法等で保証されているセーフハーバーなしの著作権侵害帮助罪によって、サーバー管理者が逮捕されたりすることは著作権法の主旨からは完全に逸脱しており、あってはならないことである。</p> <p>■情報、ネット、表現規制について</p> <p>前回の知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されたが、常に一方的で独善的な主張を展開する自称良識派団体が、根拠や意味が不明の理屈により、知財とは本来関係のない危険な情報統制・規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしてくる可能性があるため、この場をもって危険な一般情報、ネット、表現規制強化の動きに対して反対する。今後も知財とは無関係の、一般情報、ネット、表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。</p> <p>■児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて</p> <p>児童ポルノ法規制強化問題や有害サイトの規制問題における「自称良識派」団体の主張は、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネット自体へのアクセスすら危険なものとするもので、非常識極まりないものばかりである。このような一方的かつ独善的で危険な規制強化の動きを規制するため、憲法の表現の自由、国際人権B規約の知る権利を、あらゆる公開情報に自由にアクセスする権利として、通信法に明記すべきである。同様に、憲法の検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止についても通信法にて明文化すべきであると提言する。</p> <p>閲覧、取得、所持の区別が一切つかないインターネットにおいては、例え児童ポルノであろうと、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ民主主義国家にあるまじき危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に侵害するものであり、「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定、もしくは回数による規定を加えたところで、誰であろうとこのような積極性、反復性を証明することも反証することもできず、ましてや技術的にダウンロードを複数回行わせることは容易い。解りやすい事例を挙げればワンクリック詐欺の悪質な事例に児童ポルノが利用されるだけである。このような全国民を潜在的犯罪者に仕立て上げる規制の危険性はどのような手段を持ってしても回避不能であり、思想の自由、内心の自由、また罪刑法定主義にも反しており、違憲のそりを免れない。</p> <p>また、アニメ、漫画、ゲームなどの架空の創作物表現に対する規制対象の拡大を主張する偏った宗教的、独善的理念に基づいた団体がいるが、このような対象の拡大は、児童保護、個人保護という当初の法益を大きく逸脱し、言論・文化を統制するための異常な規制に他ならない。架空の創作物における表現において、どれだけ過激な表現がなされようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。また、この点について、単なる不快感に基づいた非科学的な根拠なき批評と一方的な印象操作、誘導尋</p>
--	--

	<p>問の為された調査以上のものではなく、虚構と現実の区別がつかないごく一部の人間の主張によって、あらゆる表現を規制する権利は全くない。被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。映画作品中の「登場人物」が殺される描写をした映画監督が殺人罪に問われないのと同様である。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。</p> <p>単純所持規制も創作物規制も共に、1999年当時の児童ポルノ法が制定される際、大議論を経た末に除外された規制であり、規制を推進する団体の主張が何であれ、これらの規制を正当化するに足る科学的根拠、エビデンス、立法事実は存在しないのである。</p> <p>また、児童ポルノ流通防止協議会において、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な団体を介してブロッキング等を行おうとしているが、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、アドレスリストに関する具体的な情報は、秘密裏に保持され、国民からリストの妥当性をチェックすることが不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性、中立性を確保することは一切不可能である。総務省や警察の天下り先の検閲機関、自主規制団体等の恣意的な認定によって、全国民がアクセスできなくなるサイトを発生させるなど、民主主義国家において決して行ってはならないことである。国民に知られると都合の悪い情報を意図的に封じ込める等の利用が可能であり、事実上の検閲である以上、例えその情報が児童ポルノであれ、何であれ、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生せず、「民間」の「自主的な取組」という名目で取り繕おうとも、警察機関、国家機関の関与がその天下り団体にある以上、憲法に規定されている表現の自由、知る権利、検閲の禁止によって守られる国民の自由な情報アクセスといった民主主義国家において重要な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは、決して導入されてはならない。</p> <p>また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものであり、IT事業にあらゆる経済的損害や萎縮を招いているため、各種有害サイト規制についても反対する。インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化・規制強化は有害無益かつ、国民の権利を篡奪する非常に危険なものにしかなりえないということを認識し、国民の視点に立った知財の規制緩和の検討がなされることを期待します。</p>
--	--

No.	意見
53	<p>《要旨》 政府が支援する研究開発事業で得られた成果の特許は、国内産業の振興を行うために外国出願を主とし、国内出願は従とする。</p> <p>《全文》 知的財産による競争力強化方策について、従前は国内出願を優先し、外国出願についてはそれほど重視されていなかった。例えば、京都大学での特許出願は、国内が優先であり、外国出願についてはJSTへの申請となっている。</p> <p>このような戦略は、外国市場で展開する競争相手にタダノリで情報を提供する可能性があり、国内での競争を制限し、国外市場でのチャンスを逸する「ガラパゴス効果」を促進することがあつても、真の国益につながるとは考えられない。</p> <p>特許出願は、有望な市場(中国、欧米)を重点化し、国内は従すべきである。</p> <p>私の意見は日経新聞に先月掲載された「特許は外国出願を主に」という記事の主張の基づいております。本意見徵集の連絡があつたのが昨日ですので、当該記事を探す時間がございませんでした。</p>

No.	意見
54	<p>大学の知財処理に関して、従来、特許技術等々については、产学連携推進本部、或いは、知財本部などが学内に設けられ、徐々に態勢が整ってきてているが、〈21世紀〉に入ってからの、情報化時代に備えた、今後不可避的に増大する、大学から社会・世界に向けてのデジタル教育コンテンツのインターネットを介しての情報発信に関するIP(知的財産権)処理については、全学的な規模で仕組みを構築し得ている大学は皆無か、或いは、希少である。</p> <p>しかし、デジタル教育コンテンツの情報発信に関するIP(知的財産権)、とりわけ著作権処理を個々の大学、ましてや個々の教員に全面的に“委ねてしまう”ことは、一つには余りに危険であり、又、一つには負担が大き過ぎる。</p> <p>少なくとも、大学が学内的なそうした仕組みを作ることを国家的に後押しするか、或いは、個別大学を越えたデジタル教育コンテンツ IP(知的財産権)処理の仕組みを策定すべきものと考える。</p>

No.	意見
55	<p>・ダウンロード違法化(著作権法第30条第1項第3号)の撤廃を求める。</p> <p>この条文は知的財産保護に重点を置きすぎるあまり、ネットユーザー等の利用を萎縮させるものである。</p> <p>知的財産保護に重点を置くならば、アップローダ者の取締りを徹底するなど改正前の著作権法で十分対応でき、撤廃を求めるものである。</p> <p>・ネット切断型のストライクポリシーの導入の反対</p> <p>このような規制は明らかに憲法が保障する通信の秘密および情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものであり検討すらするべきではない。</p>

No.	意見
56	<p>《要旨》</p> <ol style="list-style-type: none"> 著作権保護期間の延長は文化の発展にとって有害無益であり、断固反対する。アーカイブ構築支援の拡充こそが喫緊の課題である 再販売価格維持制度及び新聞・出版業に係る特殊指定は直ちに廃止すべきである コンテンツ産業の違法精神欠如の温床たる独占禁止法第21条は直ちに廃止すべきである ストライクポリシーの導入に反対する 著作権法に「動画著作物」の定義を新設し、頒布権の名称を「興行配給権」に改めるべきである 「世界最強」と揶揄されるほどに厳格な同一性保持権を緩和すべきである 著作権法において広範・包括的なフェアユース規定を明文化すべきである 商業用レコードの還流防止措置は早期に廃止すべきである <p>《全文》</p> <ol style="list-style-type: none"> 著作権保護期間の延長は文化の発展にとって有害無益であり、断固反対する。アーカイブ構築支援の拡充こそが喫緊の課題である <p>推進計画では 2006 年改訂時より「アーカイブ化を促進し、その活用を図る」「自分の作品を積極的に利用してもらいたいと考えるクリエーターを支援し、他人の作品や保護期間の満</p>

了した作品を活用した創作活動を促す」等の項目が新設されたが、殊に米国政府から日米年次改革要望書を通じて、或いは日本国内の著作権管理団体が要求している著作権保護期間を死後 70 年また公表後 95 年に延長することが推進計画に謳われる「アーカイブ化を促進し、その活用を図ることと全く相容れないものであることについて、文化審議会著作権分科会に設置されていた過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会小委員会における議論の結果「青空文庫」(<http://www.aozora.gr.jp/>)に代表される草の根運動的なアーカイブ構築事業の有益性に対する評価はますます搖るぎ無いものとなり、逆に著作権及び著作隣接権保護期間延長を要求する意見は「韓国がやるから日本もやるんだ」的な場当たり的・非論理的な意見ばかりに終始しおおよそ正当性が認められないことが明確となった。従って、著作権及び著作隣接権の保護期間延長を見送った文化審議会著作権分科会の判断は妥当であるが、奇しくも EU において隣接権の録音後 95 年への延長が音楽業界の政治的圧力を背景に強行されようとしており、日本がこのような暴挙に追随しないことを強く要望する。

もし、青空文庫を始めとする民間アーカイブ事業を 2004 年にアメリカ政府の圧力で Project Gutenberg of Australia (<http://gutenberg.net.au/>) が活動不能に追いやられたのと同じ目に遭わせるのが政府の掲げる「知財立国」であるとすればそれは欺瞞と言う他は無く、英国で 2006 年 12 月に大蔵大臣の諮問に対する答申として公表された「Gowers Review of Intellectual Property」

(http://www.hm-treasury.gov.uk/media/583/91/pbr06_gowers_report_755.pdf)において詳細かつ綿密な分析をしたうえで著作隣接権の延長が経済的・文化的のいずれの側面からも有害無益であると断定するに至っていることや、EU 各国の中央図書館がその蔵書をオンライン上で公開する「European Digital Library」計画も 2005 年より正式に開始されているが、いずれの国においても蔵書のほとんどが著作権保護期間を満了しておらず(一旦、パブリックドメインになった著作物に対しても遡及適用されたため)、2010 年までに 600 万点を公開すると言う目標の達成が絶望視されており、このような状況を創出した原因である 1993 年の指令を抜本改正すべきであるとの声が業界権益の拡大のみを図る意図で延長を要求する意見に対する反発の拡大と共に日々、高まっている。そして、米国議会図書館著作権局は「Report on Orphan Works」と題する報告書を 2006 年 1 月に公表した

(<http://www.copyright.gov/orphan/>)が、その中では人為的な著作権延長により増加する一途の孤立作品(Orphan Works)の問題は「重大かつ緊急性を要する」と結論づけられており、5 月には「Orphan Works Act」と題する法案(日本の著作権法第 67 条とほぼ同内容)が議会に提出されたものの 9 月に廃案となっている。このような実情を無視して「世界的傾向」「欧米並み」「(著作権保護期間が個人の死後または法人の公表後 100 年で全世界最長の)メキシコに追い着け、追い越せ」を合い言葉に、ごく少数の(全著作物中、2% 弱にしか過ぎない)長期間、経済的価値を維持し続ける著作物の途方も無い「代償」として膨大な量の孤立作品を創出しようとしている延長賛成意見は欺瞞との謗りを免れ得ない物である。

これに対し、平成 17 年 11 月 4 日付政府答弁書(内閣衆質 163 第 34 号)ないし平成 19 年 3 月 23 日付政府答弁書(内閣衆質 166 第 118 号)において表明されている認識は、文化庁がこうした民間アーカイブ事業の存在価値を路上に転がる礫か何かのように矮小化している証拠ではないのか。このような認識は直ちに撤回すべきであり、国立国会図書館を広く一般国民の情報共有に資する施設として機能強化することを含めた官民挙げてのアーカイブ構築促進へ大胆に方針転換する姿勢を今回の推進計画改訂に併せて打ち出すべきである。

また、いわゆる「1953 年問題」では最高裁判所判決により文化庁の見解が否定される結果となつたが、映画著作物のみ延長の対象とした平成 15 年改正により、どの程度の経済効果が発生したのか第三者による検証を行なうべきである。いわゆる「日本映画黄金時代」と称される同年に公開されたタイトルで必ず名前の挙がる少数のタイトルならばいざ知らず、同時期に公開された膨大な点数のマイナー作品は映画会社の倉庫に死蔵されたままで一銭の儲けも発生させず、著作権が切れれば可能であるはずの公開もされずただ朽ちて行くのみの状態に陥つてしまつてゐるのではないか。そして、何よりそうした作品に光を当てて現

	<p>代の感覚で蘇らせる機会を人為的に喪失させているのではないかと言う観点から検証を行うことが絶対に必要であると考える。</p> <p>米国の Google Book Search や European digital library、そして日本の国立国会図書館近代デジタルライブラリーなどインターネットの出現と発展により可能となった「世界中の誰もがアクセス可能なアーカイブ構築」は今や人類的課題であり、その享受者が新たなクリエイターと成るのである。著作権及び著作隣接権の最適な保護期間を同設定するかの問題はそうした大局的・長期的視野に立って考えるべきであり、企業や著作権管理団体、ましてや外圧により選択を歪めることは断じて許されない。</p> <p>以上に述べた通り、著作権保護期間の延長は文化の発展にとって有害無益そのものであることは昨年 12 月 8 日の本部会合で有識者本部員が提出した資料における指摘こそが正鵠を得ているものであり、内閣総理大臣及び文部科学大臣が中山本部員の至言を斥け権利者団体の讒言を容れることができれば、それは「知財立国」とは真逆の「知財亡国」への一里塚に他成らないことを老婆心ながら警告するものである。</p> <p>2. 再販売価格維持制度及び新聞・出版業に係る特殊指定は直ちに廃止すべきである</p> <p>独占禁止法第 23 条 4 項に基づく著作物——書籍・雑誌・新聞・レコード盤・音楽用力セッターテープ・音楽用 CD——再販価格維持制度に関する推進計画第 4 章 I.1.(3)で「消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用 CD 等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励する」と言及されているが、この項目には基本的に賛成する。但し、技術革新による代替手段の確立を始めとするや市場動向の変化を基に近い将来の制度廃止を前提とすることを明示すべきである。</p> <p>音楽用 CD 等の商業用レコードに関しては著作権法による還流防止措置の施行を機に即時・無条件に制度を廃止すべきであり、一昨年 2 月のコンテンツ専門調査会報告書においても廃止の方針が明示されたにも関わらず、業界関係者が大量に同一文面の組織票を送り付けるなどの圧力に屈する形で「音楽用 CD については再販価格維持制度の運用実態と効果を検証し、必要に応じてより効果的な方途を検討し対応する」と当初の方針から大幅に後退した表現に留まっているが、本年の改訂では当初の方針通り「再販制度廃止」を目標時期(可能な限り 3 年以内)と共に明記すべきである。</p> <p>なお、文化庁は「還流防止措置と再販制度は無関係」との見解であるが、日本の音楽用 CD は還流防止措置の視野とされているアジア諸国と比較しての場合のみならず欧米先進国とヒットチャート上位曲について比較してもその小売価格が突出して高額であることはよく知られている。また、レコード会社が再販制度を前提にしたビジネスモデルに固執し続いていることが欧米で爆発的な人気を得ている「iTunes Store」のような低価格かつ利便性の高い音楽配信サービスの普及が日本に大きく立ち後れている理由の一つになっている現状は本末転倒との謗りを免れないものである。これまで、再販制度により保護されていると考えられて来た民謡などの需要が少ないタイトルについてもインターネットを経由した音楽配信ならば製作から流通に至るまで低コストで実現可能なうえ全国どこでも利用可能であり、もはや音楽の供給手段としては音楽配信が現行の CD 製造・販売に大きく取って代わるものとして確立される可能性は搖るぎ無いと言える。再販制度を維持すべき理由に挙げられる「文化の普及」という観点からは、技術革新により可能になった音楽配信サービスを阻害することの方にこそ問題が有るのは自明であり、少なくとも商業用レコードに関しては「世界唯一」の再販制度を維持する理由は完全に失われたと言うべきである。再販制度を擁護する意見の中には「インフラの未整備」などが挙げられているが、インフラの整備は政治の役割であり「未整備地域の解消」と言う政治の役割を棚上げしての擁護意見が政治家から出されることは極めて遺憾であると言わざるを得ず、猛省を促したい。有識者本部員が一昨年 2 月 20 日のコンテンツ専門調査会デジタルコンテンツ・ワーキンググループで述べた「レコードの再販につきましては、恐らくそういう制度をとっているのは、世界で日本だけだと思いますし、また、一昨年の著作権法改正で、いわゆるレコードの管理防止措置、つまり安いレコードが日本国内に入ってこないような措置を取りました。国内的には再販で価格を維持し、国際的な競争もしないという、世界でもまれに見る状態に置かれているわけあります。こういう状態</p>
--	--

<p>が、果たして日本の文化を守るために必要なのかと、そんなに素晴らしい制度なら、なぜ世界がまねをしないのか。現在、本当に日本のレコード産業は、世界に冠たる産業になっているのか。世界一高い CD を買わされている日本のユーザーは、本当に世界一ハッピーなのか。そういうところから、私は考え直さなければいけないと思います。アメリカよりも産業規模が小さいわが国の音楽産業、それに対してレコード会社はアメリカの何倍もあるという、言わば過当競争の状態にあるわけです。この護送船団方式を維持していくためには、やはり再販制度は必要だろうと思うわけでありますけれども、しかし、再販制度を維持してやっているうちに、実はもう大きく流れが変わってきてている。例えば、インターネットを通じた音楽の配信などのように、再販などには全く関係ない世界が出現しつつあります。たがって、再販制度で利益を得て、企業は現在はいいかもしれませんけれども、これに溺れて合理化をしないと、そのうち大きな崩壊が始まるのではないかと私は考えています。そして、この問題は、決して唐突に起きたのではないわけとして、もう何年も前から公取でさんざん議論しておりますし、独禁法学者あるいは産業構造論の経済学者の間でも、さんざん議論をし尽くしているわけであります。知的財産戦略会議の時代から、再販については直接書いてありませんけれども、競争政策が大事であるということは述べられておりまし、また知財基本法にも、競争法のことは書いてあるわけです。たがって、私は日本の音楽産業の合理化のために、むしろこの議論を始めるのは、遅過ぎるという感じすらするわけです」との見解は全くの至言であり、全面的に賛同する。</p> <p>他方、活字媒体に関しては現状では商業用レコードのような技術革新による代替的供給手段が確立されているかどうか疑義が残るもの、韓国で本年度より全廃されたことに代表される状勢の変化が有るのみならず、出版業界に関しては音楽業界で昭和 54 年の全国レコード商組合連合会事件を契機に解禁されたポイントカードの発行にすら消極的であるなど運用が極めて硬直的である点の是正を断行すべきであることは論を待たない。業界が「再販制度の盟友」と称して止まないドイツやフランスにおいてすら時限再販が採用されている事実にすら目を向けず、諸外国にも全く例が無い半永久的に小売価格を拘束する運用は、発売後相当期間を経過したタイトルの需要を逃し裁断処分が総印刷数の 4 割にものぼる「文化の墓場」とでも称すべき凄惨な現状を作り出している。この事実は、それまで「別の店に持つて行けば売れる可能性が有り、その輸送費用を国民が均等に負担する為の制度」と説明されて来た再販制度の意義がほとんど有名無実化してしまっている現状を考えても「業界の自傷行為」であると言わざるを得ない。このような極度に硬直した運用を抜本的に是正することこそが図書館や古書市場、そしてその利用者を「読者は味方・消費者は敵」と視野狭窄極まり無いプロパガンダ的フレーズを並べ立てて弾劾するよりも遙かに業界、ひいては文化の発展に寄与するであろう。最後に付言するならば、定価より割り引いて書籍を販売する行為自体が著作者の名誉や信用を毀損するものではないことは平成 13 年 8 月 29 日の東京高等裁判所・平成 13 年(ネ)第 147 号損害賠償請求控訴事件判決においても認定されているところである。</p> <p>また、上記の観点より新聞等の特殊指定に関してはや維持すべき理由は皆無であり、直ちに廃止すべきである。特殊指定及び再販制度の是非と宅配制度が密接不可分であると言う日本新聞協会の主張はミスリードそのものであり、半世紀以上にわたってほとんど変化の見られない前近代的なシステムを引きずり続けている現行の宅配制度に対する整理・合理化を進め「特殊指定及び再販制度に依存しない新しい宅配制度」の確立こそ推進すべきであると考える。</p> <p>そもそも、都市部か過疎地かを問わず過大な景品競争や事実上の値引きである「3ヶ月間無料」購読契約などが常態化している現状は、自ら「絶対護持」を叫んでいるはずの再販制度が既に足許から遵守されていないことの証明と言うべきであり、プロパガンダ的に発せられ続ける「文化水準の平準化」「知る権利の保障」が建前にしか過ぎないことの証左であり、このように「既に守られていない」制度を護持しろと言う新聞業界の主張は全く意味不明であると評せざるを得ない。また「全国同一価格」を標榜する欺瞞性は同日に発行される東京本社版と西部本社版のページ数に格段の違いがあるにも関わらず同一価格であるが故に西部本社版の方がページ当たりの単価が高額である事実を見れば明白である。</p>	
--	--

	<p>以上の理由により、再販制度及び特殊指定の廃止は急務であり、賛成意見を抹殺し、誹謗中傷する新聞・出版業界の「マスメディア全体主義」的態度を戒める為にも推進計画において「独占禁止法第 23 条の廃止を前提にした縮小」を、目標とする時期と共に明示すべきであると考える。</p> <p>3. コンテンツ産業の違法精神欠如の温床たる独占禁止法第 21 条は直ちに廃止すべきである</p> <p>公正取引委員会は独占禁止法第 21 条の適用除外規定により法律の執行を躊躇している事実は無いとの見解であるが、筆者を含む一般国民の多くはこの見解に同意していない。さらに付言するならば、仮に独禁法第 21 条の存在により公正取引委員会が萎縮していくなくとも法を執行される側である企業、ひいては業界の違法精神欠如に本条の規定が与えている悪影響は計り知れないほど大きいと言わざるを得ない。その中でも「コンテンツ産業」と総称される業種に属する企業や団体は本条を「独禁法を遵守する義務そのものの免除規定」であるかのように解する傍若無人ぶりが顕著であり、最近の事例で言えば(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント事件(平成 13 年 8 月 1 日審判審決)がその典型例である。なお、本事件審決では被審人側の主張を「知的財産保護制度の趣旨を逸脱し、あるいは同制度の目的に反するものであることはいうまでもない」と全面的に斥けており、この一文を引くまでも無く「制度の目的に反するものであることはいうまでもない」推進計画 2004・第 4 章 9(9)-2)iv が 2005 年の改訂に際して削除されたのは当然の対応であり、毎年のように関係業界より要求される同項の復活要求には絶対に与てはならないと考える。</p> <p>要するに「コンテンツ産業」と総称される業種が年々、底無しにエスカレートさせる業界権益拡大要望は「著作権を強化すればそれだけ独禁法の適用範囲が縮小される」と言う表裏一体の関係に基づき、通常ならば独禁法違反とされる行為を堂々と「著作権の行使」と称してやらせろと言っているに等しく、到底容認され得るものでは無い。何より、米国の反トラスト諸法にも EU の競争指令にもこのような執行機関を自縛する規定は存在せず「知的財産権の行使」が主張される行為を含めて積極的に是正措置が執行されているのであり、本条を「独禁法を遵守する義務そのものの免除規定」であるかのような解釈に基づいた不公正取引行為が後を絶たない状況に対する執行力の確保を行うことが絶対に必要である。</p> <p>著作権の多くが任意規定であるのに対して独禁法は強行規定であり、本来ならば日本国内において経済活動を行う全ての者が遵守する義務を負うべき性質の法律であるにも関わらず、一部の業種に従事する者の間で「著作権を保有している」ことを以て法律を遵守する義務を全く免除される特権が与えられるかのように錯覚し、或いはその錯覚を現実にしようとしゃかりきに業界権益拡大を主張する姿勢が一般国民の多くから轟轟を買っている現実を直視するよう、関係者各位に対して切に望むものである。そして、この悪弊と訣別する為に最も効果的な施策は独禁法第 21 条の廃止を以て他に存在しないと考える。</p> <p>なお、今回の意見募集に際しても(社)コンピュータソフトウェア著作権協会を中心に「権利の消尽は絶対悪である」との讃嘆が提出されることが予想されるが、そのような讃嘆を再び採用することが無いよう重ねて要求する。2004 年 5 月 27 日に当時の行政改革担当大臣が行った要求は、2001 年から 2005 年まで 5 年間の岐阜県公報に告示された内容に基づく限り大手ゲームメーカー・タイトーからの政治献金によるものであることは明白である。これは明白に「政治とカネ」にまつわる問題であり一旦、削除された項目を復活させることが「知財立国」の趣旨を「政治とカネ」によって歪曲する暴挙以外の何物でも無いことも指摘するものである。</p> <p>4. ストライクポリシーの導入に反対する</p> <p>本年 1 月 1 日より施行された改正著作権法においては違法複製物のダウンロードを禁止する規定がパブリックコメントに寄せられた圧倒的多数の反対意見を押し切る形で含まれているが、仮に罰則を設けないことを前提としているのであれ賠償金を目当てにした「訴訟ビジネス」の横行に対しては何の抑止にも成らず、一般国民がインターネットを使用して情報収集を行うこと自体を危険に晒すことに代わりは無い。とりわけ、キャッシングに関する定義が</p>
--	--

	<p>不明瞭な状態を放置したままダウンロード違法化に踏み切ったことはほとんど全てのネット利用者が潜在的債務者となることと同義であり、知る権利の阻害や冤罪の発生に対する危惧を払拭し得ない状況下での違法化を強行したことは極めて遺憾と言わざるを得ない。そのような状況下でフランス政府が強硬に導入を推進し、また模倣品・海賊版防止国際条約(ACTA)において加盟国に導入が義務付けられるのではないかと世界各国の研究者や消費者団体の間で強く危惧されているネットワークからの強制切断を伴うストライクポリシーの導入は、殊に日本国憲法との関係において「知る権利」の重大な阻害要因以外の何物でもなく、日本において導入されるべきではないことはもとより、ACTAにおいて加盟国への導入を義務付けるべきであるとの 主張にも反対すべきである。ACTAは日本政府が提唱して議論が進められた経緯がある以上、ストライクポリシーの義務化が行われた場合は早晚「日本がネットワークの発展を停滞させた大元凶である」との非難を全世界から浴びることは必定と言わざるをえず、そのような事態が現実のものとならないことを願うばかりである。</p> <p>5. 著作権法に「動画著作物」の定義を新設し、頒布権の名称を「興行配給権」に改めるべきである</p> <p>現行著作権法における「映画著作物」には頒布権(第26条)・保護期間のプレミアム(第54条)など様々な特権が認められており、それ故に「映画の効果に類似する視覚的又は聴覚的効果を生じさせる方法で表現」されている著作物が新規に登場するたびに「映画著作物」の定義が拡大解釈され続けていると言う問題が生じている。その一方、現行の「映画著作物」の定義では「物に固定されている」ことも要件とされているが、昨今では技術革新によって「物に固定」されていない「映画の効果に類似する視覚的又は聴覚的効果を生じさせる方法で表現」されている著作物——FLASHムービーなど——が登場している。また、映画著作物の権利は第16条によって主に出資者たる法人に帰属することとなっているが「映画の効果に類似する視覚的又は聴覚的効果を生じさせる方法で表現」される著作物は従来のように法人が多額の費用を投じなければ製作不可能と言う訳ではなく年々、技術革新によって少人数ないし個人が低コストでこれを創作することも可能になっており、その中には個人がインターネット上で公開していた作品がテレビ放映されるケースなども出始めている。こうした現状に現行著作権法第2条3項の「映画著作物」の定義が合致しなくなっているのは明らかである一方、個人に対して現行法の「映画著作物」に与えられている様々な特権を認める形での解釈変更はそれらの特権が与えられた理由と齟齬をきたすものであり、問題が大きい。また、これまで昭和59年9月28日の東京地方裁判所・昭和56年(ワ)第8371号損害賠償請求事件判決を契機に映画著作物と完全にイコールの存在であるかのように喧伝され続けて来たビデオゲームの場合でも、平成11年3月18日の東京高等裁判所・平成7年(ネ)第3344号著作人格権侵害差止請求事件控訴審判決において『本件著作物は、いわゆるシミュレーションソフトの分野に属するゲームソフトであり、ユーザーの思考の積重ねに主眼があるものということができ、そのプログラムによって表されるディスプレイ上の画像の流れを楽しむことに主眼をもっているものでない……本件ゲームにおいては、ユーザーがシミュレーションにより思考を練っている間は、静止画の画面構成の前で思考に専念できるよう配慮されている……以上の事実関係からみれば、本件ゲームは、映画の効果に類似する視覚的又は聴覚的効果を生じさせる方法で表現されているものとは認められず、本件著作物が、映画ないしこれに類する著作物に該当するということはできない』と判示されたケースが存在し、この時点で旧来のようなビデオゲーム全般が「映画著作物」と完全にイコールの関係であるかのように喧伝され続けて来た学説は破綻したと言うべきである。また、平成11年の著作権法改正によりそれまで頒布権とセットになっていた上映権が分離されたことで静止画像でも上映権を主張することが可能になるなど昭和59年当時と比較すれば「映画の効果に類似する視覚的又は聴覚的効果を生じさせる方法で表現」されている著作物を拡大解釈させる必要性は乏しくなっている。以上の理由により、現行法の「映画著作物」の定義を拡大解釈するのではなく言語・美術・音楽など他の著作物と同等の「動画著作物」の定義を新設すべきであると考える。当然ながらこの「動画著作物」は少人数ないし</p>
--	---

	<p>個人が低コストでこれを創作することが可能である以上、現行法の「映画著作物」で認められている様々な特権は認めないものとする一方、その保護期間については公表年でなく個人の死亡年を起算点とすることでも言語・美術・音楽など他の著作物との平仄を合わせる。そして「映画著作物」は新設する「動画著作物」のうち「劇場等の施設において公衆に上映するもの」のみにその範囲を限定し、現行法上の様々な特権もこの限定された範囲内において認める。その際、第 26 条の頒布権は後年、平成 14 年 4 月 25 日の最高裁判所第一小法廷判決により決着を見るまで長らく論争の火種となった反省も込めて昭和 45 年当時の立法趣旨により忠実な「興行配給権」という表現に改め、恣意的な拡大解釈の余地を無くす必要が有る。</p> <p>6. 「世界最強」と揶揄されるほどに厳格な同一性保持権を緩和すべきである</p> <p>2004 年 12 月 16 日の第 9 回本部会合において有識者本部員もその必要性を述べている通り、現行著作権法における著作者人格権、特に同一性保持権は最近の相次ぐ厳格に過ぎる司法判断により「世界最強」とまで揶揄されるに至っており、ベルヌ条約において許容されている公開を前提にしない閉鎖領域内の著作物(美術品等の原作品は含まない)の改変や著作者の名誉声望を害しない形での改変までもが、それにより保護される法益が不明であるにも関わらず禁止されると言う諸外国と比べて極めて不合理な状況に陥っている。このままでは表現の自由を脅かす恐れも大きく、ベルヌ条約上の許容範囲まで緩和するよう希望する。</p> <p>他方、オンラインゲームにおける改変行為は「閉鎖領域」内に該当しないことは言うまでもなく、サービス提供事業者の利益及び信用を毀損する行為であり不正競争防止法の適用も視野に対策を検討すべきであると考える。</p> <p>7. 著作権法において広範・包括的なフェアユース規定を明文化すべきである</p> <p>従来、米国著作権法第 107 条(a)項に代表される一般公正使用、いわゆるフェアユース規定は著作権法第 1 条に「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ」と有る条文を根拠に現行法でもフェアユース的解釈を取り得るとするものか、或いは日本がいわゆる「成文法主義」であることから概念そのものを否定するいすれかの学説が提唱されて来たが昨今の裁判例はことごとく後者の説に傾いており、今や「フェアユース」を持ち出した側が必ず負けると言うような状況に陥っている。しかしながら、著作権法の目的は「文化の発展に寄与」することでありこの目的を達成する為にフェアユース的解釈を採り入れることが必要な場面でも将来にわたっても延々とフェアユース的解釈に基づく法の運用が否定され続けるならば、著作権法はその目的を永遠に達成し得ないと言うことになってしまふ。よって、フェアユース規定を明文で定めるべきであると考える。なお、いわゆる「成文法主義」説では現行の第 30~49 条に列挙されている適用除外規定とフェアユース規定は全く相容れないかのように主張されているが、諸外国の立法例を見ても個別の適用除外規定と一般公正使用規定が共存している事例は少なからず存在しており、この主張は当たらない。よって、フェアユース規定を創設する場合でも、現行の第 30~49 条は将来的な整理・統合を視野に入れつつそのまま残存させることが望ましい。但し、第 38 条については「営利・非営利」ないし「金銭の授受の有無」と言った外形的な条件ではなく「学術・教育」「福祉」と言った目的別の適用除外規定にすべきである。</p> <p>文化審議会著作権分科会では「写り込み」のような小幅導入のみが提言されており、それすらも権利手段対のスクラムで導入が危ぶまれている状態が続いているが、審議会事務局が提示したような小幅導入は推進計画の理念に対する「骨抜き」に他成らず、仮に最初の導入範囲が小幅に留まる場合であってもさらに議論を続け、近い将来に広範・包括的なフェアユースを導入する道筋を明示すべきである。</p> <p>8. 商業用レコードの還流防止措置は早期に廃止すべきである</p> <p>推進計画に基づき 2004 年 6 月 3 日に成立した著作権法の一部を改正する法律における商業用レコードの還流防止措置に対して多数の音楽ファン及びアーティスト・評論家ら音楽</p>
--	--

	<p>業界関係者による大規模な反対運動が巻き起こり、衆議院に 33027 名分の反対署名が提出されたのみならず複数の新聞社説でも批判的に取り上げられたところであるが、成立後に文化庁が実施した政令において定める年数のパブリックコメントでも文化庁は大多数の意見を無視する欺瞞的態度を取り続けている。これとは別に、著作権法改正要望に関して行われたパブリックコメントでは還流防止措置の縮小に関する要望が複数の企業・団体より出され、これに賛成する意見が全 143 項目中の 1~5 位を占めるなど、依然として還流防止措置とその運用に対する不信感は根強く残っているものと言わざるを得ない。法案が国会に提出されるまでに、文化庁による恣意的な反対意見の排除や国際条約による「内外無差別原則」と言う不可避のリスクに対する一般消費者への情報開示が不十分であったばかりか業界及び文化庁が終始ごまかしとリスクの過小評価のみに徹した欺瞞的な姿勢を取り続けたこと、日本経団連が合意に際して求めた「時限立法」と言う条件を文化庁及び(社)日本レコード協会が反故にしたこと、著作権分科会において日本レコード協会より提出されたデータが極めて信憑性の疑わしいものであることなど、おおよそまともな手続きに則っていないものを法案にしたのであるから一般国民の理解が得られないのは当然である。2004 年の推進計画見直しに対するパブリックコメントで還流防止措置に対する反対意見が全体の 8 割以上を占めたことを受けて「施行後の見直し」が追記されたことは評価するが、三菱総研データの需要予測が達成不可能であると判断された場合や日本国外のレコード会社(日本に現地法人を設置しているレコード会社を含む)が輸入阻害的行動を取っている事実が認められた場合は、日本レコード協会が 2004 年 6 月末に新聞各紙で「万一欧米から洋楽 CD の輸入が阻害される場合には、還流防止措置の廃止もやむを得ないと考えています」と表明したことを見て直ちに還流防止措置を廃止すべきであるし、法律の施行前と比較して法律の制定時に業界が公約したアジア市場での販売目標枚数の達成が絶望的であることが明らかとなった場合も同様である。</p> <p>なお、大手レコード会社の一部は既に前述の表明を反故にし、洋楽ベスト盤の輸入禁止申請を「日本法人が原盤権を保有している」ことを理由に行っている事実が有ることもここで併せて指摘する。文化庁はこのような状態を野放しにせずレコード会社に対して直ちに是正指導を行うべきであり、レコード会社が是正指導を無視したり文化庁が業界と馴れ合ってこのような状態の放置を続けるのであれば「公約違反」は明白であり、還流防止措置は直ちに廃止すべきである。</p>
--	---

No.	意見
57	<p>研究開発利用を目的としたコンテンツのフェアユースを促進すべきである。</p> <p>コンテンツ産業は、コンテンツ作製者のみによって成り立つのではなく、コンテンツの管理・編集・検索等の情報処理技術によってさらなる展開が期待できる。それにも拘らず、日本国内ではコンテンツ(特に Web 上のコンテンツ)に対する法的規制が諸外国に比べて厳しいため、大学や企業の研究所等におけるコンテンツ情報処理技術が国際的な水準に到達していないという問題が生じている。</p>

No.	意見
58	<p>《要旨》</p> <p>著作物の保護期間の延長、いわゆる「ダウンロード違法化」、いわゆる「スリーストライク法」に反対します。また、フェアユースの検討推進をお願いするほか、音楽レコード還流防止措置の廃止を求めます。</p> <p>《全文》</p> <p>大前提として、一部の業界を優遇するために必要以上に大きな網をかぶせるような方策には反対いたします。中長期的に知的財産の活用が阻害されたり、国民の表現の自由、信</p>

	<p>条の自由等に支障が生じるようであれば、我が国の活力をそぐことになります。これまでの知的財産推進計画で触れられてきた事項について、個別に意見を述べます。</p> <p>(1) 著作物の保護期間の延長について、一部大臣から延長を是とする発言(著作者の死後50年間の保護期間を70年間にすることを検討する旨)もあったようですが、これについては強く反対いたします。著作者の死後50年間の保護期間が明け、今年も著名な作家の小説がパブリックドメインとなりました。それにより、青空文庫等で多くの読者がこれら作者の作品を享受できています。いわば、作品にとって第二の発表の機会となったわけで、こうした作品が現代の空気にあたり、人々の間に浸透し、新しい文化を生み出すもとなることは大変喜ばしいことと考えます。</p> <p>作者の死後50年であれば、現在においても古びない作品もある程度存在しますが、作品は等比級数的に古びます。死後70年では、時間のギャップを超えられず文化に寄与できなくなる作品も増えてくるでしょう。保護期間の延長については、慎重に検討されるようお願いいたします。</p> <p>(2) いわゆる「ダウンロード違法化」について。本年から施行された著作権法の改正ですが、インターネットを利用する国民の行動に大きく網をかける、副作用の大きい施策であったと考えます。技術的には送信可能化権(アップロード側)を取り締まることの方が容易であるにもかかわらずこのような改正が決まったことに、非常に疑問があります。また、アップロード側を取り締まる活動を十分行ってうえでの施策であったかどうかにも疑問符が付きます。罰則なしという点についても、罰則がなければ国民の自由は侵されないのか(たとえば警察により長期の取り調べが行われないか、証拠保全と称して財産権を侵されないか)などもっとさまざまな面から検討が必要だったと考えます。</p> <p>再度検討する機会があるとよいと思います。</p> <p>(3) フェアユースについて、先日の審議会で極度に小規模な「フェアユース」の案が示されたようですが、私たちが欲しいのはそのような「列挙された自由」ではありません。</p> <p>フェアユースについては、利用者側の意見を広く取り入れ、文化や産業の振興に実効性のある、おおらかな規定が定められるとよいと思います。</p> <p>(4) いわゆる「スリーストライク法」(「違法行為」を繰り返すユーザをインターネットから遮断する法律)については、強く反対いたします。</p> <p>これはISPに不当な投資を強いるばかりか、技術的にも非現実な対応をとることを強います。国民の知る権利や、情報にアクセスする権利を、裁判もなしに機械的に剥奪する点で、基本的人権を侵すものであると考えます。</p> <p>再度申し上げます。こうした非現実的な施策については強く反対いたします。</p> <p>(5) 「音楽レコード還流防止措置」について。音楽レコードの販売数は減少する一方であり、海外において販売される邦楽のレコードも減っているのではないかでしょうか。</p> <p>レコード会社による税関への申告も不適切なものが多く見られ、適切に運用され、効果を上げているとはとても思えません。再度検討の上、無駄な措置であることが判明次第、廃止することを求めます。</p>
--	--

No.	意見
59	<p>《要旨》ACTA 海賊版対策条約について可能な限り透明性を維持した慎重な議論及びその検討の詳細の公表、一般フェアユース条項の導入について早期に導入希望、ダウンロード違法化条項の撤廃要望。インターネットにおける現時点以上の知財保護強化に反対する、著作権の保護期間延長に反対する、私的録音録画補償金は廃止すべきである。</p> <p>《全文》</p> <p>「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」について、一部の国は、不透明性への批判に応え、ACTA 文書の共有によりオープンになっているが、他の国々は依然、議論を引き続き秘匿するという姿勢を崩していない。ニュージーランド、スウェーデン両国は、可能な限り透明性を維持することを公表している。</p> <p>ちなみに、日本はというと、経産省が公表したメキシコでの ACTA 会合概要を見る限り、自主的な透明性確保の努力をするつもりはない、ということなのだろうか。「関係国は、広く意見を聞く機会を設けることが重要であるとの共通認識のもと、各国でそのような機会を設け、共同で交渉全体の透明性を高めていく努力をしていくことを確認」したというわりには、肝心の会合の内容は「デジタル環境における知的財産権の執行、民事手続、国境措置について有意義な議論を行いました」と言うだけに留まっている。</p> <p>メキシコでの会合で議論にあがったセーフハーバー規定というのは、オンラインサービスプロバイダの責任の範囲、言い換えれば義務を定めるものだが、そこに定められていることに従っていれば、加入者の侵害行為に対して ISP が責任を負うことはない、という感じだ。ただ、ACTA の文脈でこれが問題になるのは、たとえばスリーストライクスキームに即して ISP の責任の範囲が規定されかねないため。ISP が免責されるためのハードルを遙かにあげるためにも利用されかねない。</p> <p>プロバイダーの責任に関するセーフハーバーの要件においてストライクポリシーなどを押しつけるようなことは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものである。</p> <p>ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化はなされるべきでない。</p> <p>危険な規制強化につながる恐れが極めて強いプロバイダーの責任やDRM回避規制に関する規定は除くべきである。</p> <p>もう1つは、迂回防止。簡単に言ってしまえば、我々が許されている私的複製であっても、技術的保護手段を用いることで、私的複製を違法行為にしてしまう、ということ。私的複製は違法ではないにしても、そうするためには技術的保護手段を回避しなければならない、という状況を作り出せば、私的複製を制限することができてしまう。DVD や Blu-ray のバックアップやポータブルデバイスで利用するためのフォーマット変換すらできなくなる可能性もある。さらに技術的保護手段の回避のための情報、技術の提供も違法行為となるかもしれない。このようなことから、2010年といった妥結目標の記載は国民の基本的な権利に関わる危険な条約は特に慎重に議論されるべきであり削除すべきである。</p> <p>そして、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられており、今現在、このような著作権検閲の提案が政府レベルで検討されかねない非常に危険な状態にあるが、通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること(窃用すること)も含むとされていることを考えると、このような日本レコード協会が提案している著作権対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものである。</p> <p>また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動</p>

	<p>検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置の導入は反対である。</p> <p>最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行う日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、技術による著作権検閲に他ならず、憲法に規定されている表現の自由(情報アクセス権を含む)や検閲の禁止に明らかに反するものであり、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである、このような対策は絶対に導入されるべきでない。</p> <p>さらに付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しているはずであり、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されるべきではない。</p> <p>同じく、フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策の検討が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われ、さらにネット切断までを含むストライクポリシーを著作権団体が求めているが、このような検討も著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。</p> <p>フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、この6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定されている。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべき。警察庁などで検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利がきちんと尊重されているとは思えない。</p> <p>違法コピー対策問題における権利者団体の主張は、ネットの発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとするものばかりである。今後は、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。</p> <p>一般フェアユースの導入については、ユーザーに対する意義からも、早期に導入するべきである。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。しかし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあるはずはないことである。</p> <p>文化庁・文化審議会・著作権分科会の「権利制限一般規定ワーキングチーム報告書」において、写真の写り込みや許諾を得て行うマスター・テープ作成、技術検証のための複製など、形式的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない著作物の不可避的・付隨的利用に対してのみ、しかも要件に「社会通念上、著作者の利益を不当に害しない利用であること」と加えるという極めて限定的な形でのみフェアユースを規定しようとしているが、これで</p>
--	--

	<p>は、仮に導入されたところで、極めて狭く使いにくい「権利制限の個別規定」が追加されるに過ぎない。</p> <p>形式的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない著作物の不可避的・付隨的利用に限るといった形で不当にその範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。</p> <p>権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害帮助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あつてはならないことである。政府にあつては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善をするべき。</p> <p>ISPの責任の在り方の検討について、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを希望する。</p> <p>ダウンロード違法化問題について</p> <p>「著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、施行されたが、「事実を知りながら」なる要件は、証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。</p> <p>ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。民意無視は許されるものではない。法改正前から指摘されていたところであり、著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。ダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。</p> <p>保護期間延長問題について、長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことをするに足る理由はない。</p> <p>私的録音録画補償金問題について</p> <p>アナログチューナー非対応録画機への課金について既に私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展している。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後1年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当である。</p> <p>世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということは無く、この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。</p> <p>無料の地上放送において、コピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下</p>
--	--

	げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきである。
--	---

No.	意見
60	<p>(1)「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」について [44 ページ] 通称「ACTA」(Anti Counterfeiting Trade Agreement)とも呼ばれている様にも記憶している。私は上記案に非常に懐疑的且つ反対である。 所謂「スリーストライク法」といった法案に発展する危惧もある。 具体的にどういった策を計画しているのかの全貌が見てこないが、税関などにおいて個人の所持するパソコンや記憶媒体の内容をチェック可能とする事、輸出の差し止め、郵便物の引受検査徹底などに到っては、最早検閲のレベルであろう。海外において同条約の危険性が問題となりつつある、という話もある事を指摘しておきたい。 こういった個人の権利を害する可能性のある危険な条約は、慎重且つ幅広く議論されるべきであり、安易に早期妥結などするものではない。「2010 年中の妥結」などは言語道断であり、「知的財産推進計画 2010」を出す際には、同項目の妥結策を削除・修正する事を求める。 むしろ国際的に推進していくのとは逆に、日本が率先して、他国に対して同条約の危険性を訴えていくべきであろう。著作権も大事ではあるが、個人の権利の大切さも改めて考えるべきだ。</p> <p>(2)「著作物の保護期間の延長」について [60 ページ] 現内閣の鳩山首相や川端文部科学相らも前向きに検討している事項だが、安易に世界標準にしようというのは、日本の政治家や官僚の悪い癖だ。 保護期間を延ばした際に生じる、リスクとリターンをもっと考えるべきであろう。著作権保護期間を 50 年から 70 年に延ばした所で、創作意欲が高まるとはとても思えない。皆、今を生きているからだ。今を生き、今を表現するものが創作物なのだ。 一方で作者の死後 50 年を過ぎた作品は、広く利用できるようになる。 現代の情報社会筆頭と言っても良いインターネットにおいても公開出来る。そういう作品に触れる事で感銘を受け、創作する意欲が沸く者がいる可能性の方が高い。 例えば 2010 年 1 月 1 日現在に、著作権保護期間を 70 年に延長し、一度著作権の切れた作品にも適用する事になった場合、本の著者などで言えば、太宰治や北原白秋や与謝野晶子の作品なども影響を受ける事になる。 そう考えた時、最も得をするのはどの人間かというと「JASRAC」などの著作権法人団体だ。この問題に限った話ではなく(1)などにも当て嵌まるが、裏で利権が見え隠れしていて仕方がない。</p> <p>(3)「ダウンロード違法化」について [その他] 著作権法改正成立に伴い、今年の 1 月 1 日より施行されている、通称「ダウンロード違法化」の項目の削除を求める。 http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html (第二章 著作者の権利 — 第五款 著作権の制限 — 第三十条1の三) >著作権を侵害する自動公衆送信 >(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。) >を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合 「事実を知りながら行う場合」という項は、内心の自由に寄る問題であり、自白でもさせなければ証明はできず、個人の証言に頼らざるを得ない。</p>

	<p>技術的に違法性の区別を付ける事が不可能な以上、法として不合格で悪用されかねない。</p> <p>(1)でも少し触れた、違法ダウンロードを一定回数行う事により、ネットに接続出来なくなるという「スリーストライク法」なるものが導入された暁には、個人の権利を完全に侵害する、最悪の法となりうる。</p> <p>インターネット上における知財保護強化や規制強化などは、権利者・著作権者だけの意見のみを参考に作られていると感じざるを得ない。</p> <p>一般ユーザー目線での議論を取り入れ、何事も広く深く議論する事をお願いしておく。</p>
--	---

No.	意見
61	<p>研究関連の情報をよりオープンにすべきだと考えます。</p> <p>大学や研究機関で行なわれる研究の多くは、国の予算を何らかのかたちで利用して進められています。よって、それらの研究から得られた成果は国民の財産であり、誰にでも入手できるかたちで開示すべきだと思います。</p> <p>例えば、病気の治療に役立てるために行った研究の成果を疾病者やその家族が閲覧できなかったら、誰のための研究なのかわかりません。</p> <p>また、所属する機関によって研究者間の情報格差が生まれているのも問題だと思います。</p> <p>例えば論文についていえば、東京大学や国のトップ研究所のように豊富な資金をもつ機関では、多くの論文に自由にアクセスすることができます。</p> <p>しかし、地方大学など多くの研究室ではそのような環境は整備されておらず、大学の図書館に直接行って得られる論文の数も限られているのが現状です。</p> <p>大学や機関によって資金力に差があるのは仕方のないことだと思います。</p> <p>しかし、論文を読んで競争相手の現状を知る、アイデアの源泉を得る、というインプットの時点で差をつけられたら、良質なアウトプットを得るのは非常に困難になってしまいます。</p> <p>病気の人、地方大学などを例としてあげましたが、要するに研究成果がそれを受け取るべき人に届いていない、というのが現状だと思います。</p> <p>以上のような理由から、研究関連の情報がより多くの人に共有されるような仕組みづくりを進めることが必要だと考えます。</p>

No.	意見
62	<p>特許情報の強化戦略について -特に外国特許文献の和文抄録について-</p> <p>1、 概略：</p> <p>現在、特許電子図書館では外国特許(米国、欧州)の和文抄録を検索できるようになりました。日独米三極の特許情報の概略を素早く検索できる環境は特許戦略にとって非常に重要です。しかしながら、現在の和文抄録(特に欧州特許の和文抄録)をめぐる環境についてはまだ改善すべき点がみられます。</p> <p>以下、私見ではありますが、とりあえず以下の3点に絞って述べさせていただきます。</p> <p>(1) 和文抄録作成環境の近代化・効率化 (2) 検索可能な和文抄録情報の完備 (3) 抄録作成者の労働条件の整備</p> <p>2、 (1)和文抄録作成環境の近代化・効率化について ・現況：</p> <p>現在、欧州特許の和文抄録作成は次のように行われています。</p> <p>日本特許情報機構から和文抄録作成者にフロッピーディスクと参照用の特許公報(紙媒体)を郵送。和文抄録作成者は作成した抄録文テキストファイルをフロッピーディスクに記録</p>

	<p>し、フロッピーディスクと特許公報を郵送にて返送。</p> <p>・問題点： 紙媒体の郵送やフロッピーの郵送は前近代的であり、費用と時間の面で非常に効率が悪い。また、フロッピーディスクドライブ生産中止がメーカーからアナウンスされており、フロッピーによる文書作成は負担が増大しつつある。 (欧州特許公開公報は欧州特許庁のサイトで閲覧できるので、紙媒体の公開公報を郵送することは非常に効率が悪い。)</p> <p>・解決案： インターネット環境を徹底して利用する。抄録作成に関する諸連絡や納品等は電子メールや関連サイト上で行うようにし、効率化を図る。</p> <p>(2)検索可能な和文抄録情報の完備について</p> <p>・現況： 現在、欧州特許の和文抄録は数年分しか検索できない。それ以外はダーウエント社などの英文抄録を参照するしかない。</p> <p>・問題点： 英文抄録は省略や間違いが多いため、特許情報としての利用に限界がある。</p> <p>・解決案：遡って過去分の和文抄録作成に着手する。このための予算確保は、他の無駄を省くことによって行う。</p> <p>(3)抄録作成者の労働条件の整備について</p> <p>・現況： 抄録作成者への報酬は、数年前に約 1500 円/1 件から約 3000 円/1 件に改善された。</p> <p>・問題点： 独語明細書など辞書環境が整備されていないものは英語明細書にくらべ抄録作成に時間がかかる。特に複雑なものは1件につき3時間以上かかり、時給に換算すると数百円になる。専門的な知識を必要とする仕事としては報酬が不十分といわざるをえず、抄録文の質の確保にとっても、また後進育成にとっても非常に問題がある。</p> <p>・解決案： 「フロッピー郵送」のような無駄を効率化し、そのぶんの予算を抄録作成者の報酬にまわす。過去分の抄録作成を再開し、仕事量を増やす。</p>
--	--

No.	意見
63	<p>《要旨》 海賊版対策条約については慎重に検討する事、議事録の公開を要求。 ダウンロード違法化の撤廃。一部権利者が要求するインターネット検閲及び過度な知財保護法の撤廃を要求。</p> <p>《全文》 天下り団体の利権を拡大するためだけの法は許さない。 知的財産保護の名目で、検閲や規制が存在して良いはずが無い。既に過剰な取締りが行われているのに、さらに強化して何をするつもりなのか。 官僚の天下り利権でなく、国民が望む政策をお願いしたい。</p> <p>模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)は公開情報があまりにも少なすぎる。 秘密裏に検閲を進めているとしか思えない。</p> <p>保護・権利を建前に国民の自由を侵害する政策を許しません。 現在進められている戦略を一から見直し、真に国民が望む政策になることを要求する。</p>

No.	意見
64	<p>《要旨》</p> <p>著作権保護期間の延長が検討されているが、延長されるべきではない。</p> <p>延長すると、作品が埋もれてしまう可能性が高くなり、文化の発展を阻害する。</p> <p>著作権を「保護」することにより、作品生命を断つてしまうことになる。</p> <p>これでは本末転倒である。作品は、全人類の共有財産として活かされるべきである。</p> <p>《全文》</p> <p>【作品が後世に読まれるためにすべきこと】</p> <p>後世に読み継がれること、それはすべての創作者の切なる願いです。かの芥川龍之介でさえこう記しています。</p> <p>時々私は廿年の後、或は五十年の後、或は更に百年の後、私の存在さへ知らない時代が来ると云ふ事を想像する。その時私の作品集は、堆い埃に埋もれて、神田あたりの古本屋の棚の隅に、空しく読者を待つてゐる事であらう。いや、事によつたらどこかの図書館に、たつた一冊残つた儘、無残な紙魚の餌となつて、文字さへ読めないやうに破れ果てゝゐるかも知れない。しかし——(中略)</p> <p>私は猶想像する。落莫たる百代の後に当つて、私の作品集を手にすべき一人の読者のある事を。さうしてその読者の心の前へ、隣りとも浮び上る私の蜃気楼のある事を。</p> <p>(初出:「東京日日新聞」大正8年7月27日)</p> <p>「著作権保護期間の延長」という字面を見ると、いかにも大切にしてもらえるような錯覚を抱きますが、それは大きな間違いです。著作権保護期間が延長されると、後世の再出版を困難にし、小説を時の彼方へ埋もれさせることになります。つまり「著作権」という名の下に「作品が、後世の人々に広く読まれる権利」を著しく阻害することなのです。</p> <p>現行の著作権保護期間は五十年。著者の死後半世紀の長きに渡り、守られています。充分な期間です。むしろ、長すぎるといえましょう。これをさらに二十年延長し、死後七十年に延長するとどうなるでしょう。</p> <p>まず、著作権継承者を探しだすことがより困難となります。その全員の了承を得なければ、出版はできません。印税も発生します。出版のハードルが高くなれば、遺族を捜してまで出版しようとする出版者が減じることは、火を見るよりも明らかです。つまり、再出版され、読まれる機会が著しく減じるのです。</p> <p>データベースの整備をすればよい、との意見もありますが、莫大なコンテンツが回っている今日、すべての著作権継承者を把握することは、ほぼ不可能。実際にデータベースを整備して後に、議論するべき問題です。</p> <p>逆に、著作権が切れるはどうなるか。著作権保護期間が切れたと同時に、大量の作品が出版される、ということを、わたしたちは目の当たりにしています。1984年に宮沢賢治の著作権が切れた時、多くの出版社が絵本や作品集を出版しました。それは、賢治再評価の気運を高め、今まで賢治作品に触れることのなかつた人々さえ巻き込み、作品を広く世に定着させることとなりました。</p> <p>著作権が切れる、というと、あたかも権利を奪われるよう思う人も多いようですが、むしろ、すべての人の共有の知的財産として認められ、より広く知られるきっかけとなるのです。時を超えて多くの人に読まれてこそ、作品は眞の理解者を得、未来に貢献できます。小説家として、そして読者として、著作権保護期間延長に強く反対します。</p>

No.	意見
65	<p>先ず著作権の延長には反対する。</p> <p>現状以上の延長を課する事は著作権保持者にはメリットがあつても一般の利用者には非常に扱いにくい事になつてしまい、今後のコンテンツ文化に対して非常に悪い形で悪影響を及ぼす事は必至と考える。</p>

	<p>また著作権料に関する社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)のように非常に不透明なお金の使われ方をしているのではないか?という見方をされている団体の存在を考えると、著作権料の流れの透明化を進めないと著作権関連の政策に対して理解を得られるのは難しいのではないだろうか?</p> <p>次に著作物のフェアユースに関しては新聞社等を中心に反対の件があるが最終的に利用するのは読者をはじめとする私たち一般諸費者だ、それを考えると一般消費者間の情報の流通に対して阻害する様な事は知財文化促進のためにも一切合財取り扱うべきではないのではないか。それらを考えると新聞社等の主張は勘違いも甚だしい。</p>
--	---

No.	意見
66	<p>《要旨》</p> <p>(1)わが国の文化を振興し、国益を守るために、著作権保護期間の延長を行わない。</p> <p>(2)知的財産によるわが国の文化振興を促進し、世界に向けて効果的に発信する手段として、米 Google 社の「ブック検索」に協力する。わが国の国立国会図書館における出版物全文データベース化プロジェクトは、Google 社を上回る規模と速度で強力に推進する。</p> <p>《全文》</p> <p>(1)著作権保護期間の延長を行わない。</p> <p>著作権保護期間の延長に関する議論がなされているが、作者の死後 50 年の現行保護期間を作者の死後 70 年に延長する案が現実化した場合、文化庁の審議会の経過をみると、著作権継承者の利益を減ずるのみならず、わが国の文化の発展を阻害し、国益を損なうと考えられる。</p> <p>「世界標準は死後 70 年」という意見はデマにすぎず、実際には死後 50 年が国際標準である。国によって保護期間が異なることで取引に困る、という意見は、文化庁の審議会において、実際に国際的に著作権の処理を行っている弁護士が意見陳述をし、否定されている。</p> <p>文化を守り、著作権継承者の利益とわが国の国益を守るために、著作権保護期間の延長は行わないことが望ましい。</p> <p>(2)わが国の文化振興を促進し、世界に向けて効果的に発信する手段として、米 Google 社の「ブック検索」に協力する。わが国の国立国会図書館における出版物全文データベース化プロジェクトは、Google 社を上回る規模と速度で強力に推進する。</p> <p>Google 社のブック検索は、書物の価値を飛躍的に増し、過去に蓄積してきた文化遺産を活用し新たな価値を創造するのに極めて有効なツールである。現行法に抵触する部分は法改正でクリアし、出版物の全文データベース化を推進することが望ましい。</p> <p>使用者が比較的少なく、通用地域の限られている日本語を、今後世界の主要言語として発展させ、わが国の知的財産の価値を高めることが必要。わが国文化の国際的な競争力を強化し、知的財産の価値を最大限に高めるには、過去の出版物の全文データベース化を早急に完成させることが重要。</p> <p>国立国会図書館における全文データベース化プロジェクトを、Google 社を凌駕する規模と速度で推進し、世界をリードすることが望ましい。</p>

No.	意見
67	<p>1. 総論</p> <p>これまでの「知的財産推進計画」は、商標の重要性及び問題点が余りにも軽んじられてきた。</p> <p>これは、知的財産に関する施策が特許を中心に考えられてきたためである。プロパテント政策において、創作・保護・活用の3つのサイクルが想定されているが、商標には、馴染まない。</p>

知財に関する法改正は、特許庁の改正審議室が中心に行われているが、特許と商標の本質的な相違に対する理解と認識の甘さから、商標制度には困った四法横並びの施策がなされている実情がある。商標法第78条の2しかり。商標法第39条で準用する特許法第104条の3の適用しかりである。さらに最近では、例えば、昨年4月に施行が予定されている特許登録令施行規則等において、登録原簿から受付年月日を登録年月日とみなす改正がなされたが、そもそも省令をもって本法の実質(特許法第98条等)が変更されることは法治国家として考えられないことである。また、仮実施権なる特許固有の制度との抱き合いで、このような重要な改正がなされること自体、商標制度が軽んじられている一証左である。

したがって、知的財産法の改正に際しては、特許と商標とを分離し、改正審議室において、それぞれ担当者をおくべきである。

さらに、特許中心の特許庁を特許商標庁または知的財産庁に改称し、組織を再編すべきである。

2. 各論

(1)商標の定義 新しいタイプの商標の導入よりも、「識別」要件の方が先決問題であり、国際的な定義規定にすべきである。

(2)使用の定義 包括的な定義規定を検討すべきである。

(3)登録要件 3条及び4条の抜本的な見直しをすべきである。

① 絶対的要録要件と相対的登録要件の混在を整理すべきである。

② 3条の識別力要件を見直すべきである。識別機能の欠如なのか、独占適応性がないのか

③ 登録要件として法の欠缺がある。公序良俗違反の安易な適用事案が多すぎる(6年半に500件の7号事件が不服審判として請求され、4分の3が登録審決となっている。)。

④ 類似と混同の異同を徹底的に議論すべきである。

⑤ 4条1項13号を廃止すべきである。

⑥ 4条1項16号を我が国独特の考え方ではなく、世界共通の考え方へ移行すべきである。

⑦ 4条1項19号から括弧書きを削除すべきである。

(4)団体商標の見直し 地方自治体による登録を認めるべきである。地域団体商標も同様。

(5)地域団体商標の定義(7条の2第1項)を改正すべきである。3条2項は一定の出所表示であれば足りるにも拘らず、7条の2第1項は、特定の出所表示であることを要求しているように、要件が加重されているように解釈されるおそれがある。

(6)商標権の効力を専用権のみならず、禁止権とすべきである。また、上記(3)④を踏まえた効力規定とすべきである。

(7)26条の効力が及ばない範囲を明確にすべきである。「商標」ではなく「標章」とするのも一策である。

(8)37条1号は、侵害とみなすのではなく、商標権の直接的効力とすべきである。

(9)特許法第104条の3等の準用を見直すべきである。

(10)登録異議申立制度は、付与前異議制度に戻すべきである。

(11)取消審判手数料は、減額すべきである。インターネットにおける使用を明確にすべきである。

(12)防護標章登録制度の存廃について検討すべきである。

(13)侵害の罪、特に78条の2について見直すべきである。

(14)書換登録を職権で一気に行うべきである。

(15)小売等役務商標と商品商標のクロスサーチを直ちに廃止すべきである。

(16)審査基準、審査便覧及び審判便覧を法改正マターと並行して行うべきである。

(17)欧州型の異議待ち審査制度は導入すべきではなく、アジアが中心となって、審査主義・登録主義を堅持すべきである。

No.	意見
68	<p>「知恵」に恵まれた社会の建設は、知的財産をテコとした成長戦略の確立と推進の基礎をなす。</p> <p>著作物の取り扱いを規定する制度の方向付けは、その鍵となる「知恵」を、社会によく巡らせて、豊かに育てることができるか否かに直結する。</p> <p>著作権保護期間の延長は、自由にアーカイビングできる公有作品の幅をせばめ、電子図書館推進の足かせとなる。また、翻訳や翻案による新しい著作物の創造機会を遅らせ、その可能性を狭める。</p> <p>「知的財産戦略本部の使命」知的財産戦略本部、資料3-5の言う通り、著作権法にいわゆるフェアユース規定を盛り込み、保護期間の延長は行なわず、よく「知恵」の巡る社会を目指すことを、推進計画に盛り込むべきである。</p>

No.	意見
69	<p>科学技術は人類存続の手段であり、それ自身が目的ではない。官学発信型の戦略ばかりで、“手段としての知財戦略”および“産が主役の産学連携”がやり残されている。第3期科学技術基本計画で指摘された対費用効果の改善は不十分であるが、科学技術基本法という法律によって、即ち、「官学主導によって産学連携が推進されざるを得ない」、という構造的要因が大きい。別紙1が参考になれば幸いである。</p>

No.	意見
70	<p>ダウンロード違法化条項の撤廃、私的録音録画補償金の対象範囲の拡大への反対、無料の地上放送からのB-CASシステムの排除、著作権検閲・ストライクポリシーへの反対を求める</p> <p>現在の著作権も 著作者の為ではなく JASRACなどの「中間搾取団体」の為の著作権になってしまっている。JASRAC達は、将来音楽だけでなく 漫画や絵画などの著作権も一本化しようとしている。これではただの天下り体制を強化するだけである。</p> <p>他にも 著作権の保護期間延長、補償金の矛盾を 拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大にも反対する。</p> <p>最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。</p> <p>今まで通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討してもらいたい。</p> <p>昨年7月にゲームメーカーがいわゆる「マジコン」の販売業者を不正競争防止法に基づき提訴し、さらにこの2月にゲームメーカー勝訴の判決が出ておりなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。現状でも、不正競争法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。</p> <p>それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。</p>

	<p>スリーストライク法自体が情報アクセスへの弾圧でしかない。</p> <p>違法ダウンロードした人間がわかるなら、権利者とその人物とで争えばいいだけである。それを強制遮断するというのは、最初から完全におかしいとしか思えずただの検閲である。そもそも現在の著作権自体が権利者に有利すぎて、一般人には不利すぎるという根本的問題もあるから、一から著作権のあり方自体を見直すべきである。</p> <p>著作権の現在より厳しくすることはあってはならない。自分のつくった歌の歌詞をインターネットで公表して JASRACなどの 中間搾取団体に金を請求される今の著作権からして異常である。</p> <p>またアメリカから年次改革要望で出されている 著作権非親告化は、特に問題が大きい。</p> <p>音楽にしろ 漫画や絵画にしろ 世界で初めて創作物をつくった人を除いて 大半の人は、他人の作品に影響を受けている人は少なくなく 音楽や絵が似ている場合があることも珍しくない。それを 自分で創作物をつくったわけでもない 警察や中間搾取団体 が好き勝手に 創作物を作った人を「お前は著作 権を侵害した。」として 逮捕しやすいようにする法改正には断固として反対である。</p> <p>また テレビや新聞で年次改革要望のことを国民に周知させずに 国民無視でこっそりと可決させようというやり方も極めて悪質である。</p> <p>既に今の日本は、マスメディアも検閲を受けて政府の都合が悪い情報は インターネットでしか知ることが出来ないという今の状況は異常である。</p> <p>そのインターネットを検閲したい理由はよく分かる。 それは、政府に都合の悪い情報を中華人民共和国のように 検閲して 政府が国民無視の独裁政治を今以上にやりやすいようにしたいからである。</p> <p>これ以上の規制強化は、一切行わない方向で 本当に 音楽や 絵画を創作している人自身の意見を聞くような著作権改正の議論をすべきである。</p>
--	---

No.	意見
71	<p>《要旨》</p> <p>知的財産から産業化に至るまでの国としての戦略的施策の立案を早急に望みます。</p> <p>《本文》</p> <p>私は高エネルギー加速器研究機構で知的財産室・産学公連携室を立ち上げ、微力ながら本機構の知的財産の産業化へ向けた活動を行ってまいりました。</p> <p>本機構は世界最先端の加速器を建設・運転し、その開発・維持において生み出される技術や知的財産は世界最先端レベルのものです。しかしながら、最近、これらの技術や知的財産が日本の産業力強化に結びつかないまま世界へ流出していくのではないかという危惧を抱いています。</p> <p>知的創造サイクルは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産の創造と発掘(権利確保) 2. 製品化へ向けた開発(先行力確保) 3. 生産・販売(社会還元)(競争力確保による安定雇用確保、税収増) <p>という3つのステージがあり、日本の産業競争力を高めるという視点からは、これら3つのステージが「日本で」行われる必要があります。</p> <p>しかしながら、グローバル化に伴い、日本企業といえども、これらすべてが日本で行われるとは限らない状況になっています。</p> <p>グローバル企業にとって、知的財産の活用は競争力ある製品の開発・製造・販売を行うための一つの要素にすぎず、世界的視点で上記3つのステージが最も効率がよく回るように戦略を立てているように思われます。その戦略の中で、たとえ日本の知的財産を使うという選択を行っても、製品化へ向けた開発は外国のベンチャー企業に開発させ、製造は労働力</p>

	<p>の安い開発途上国で行うという傾向がしばしば見られます。これでは、日本にとってステージ1による収益しか得られず、競争力ある産業を育てる目的が果たせません。</p> <p>知的財産が国際的競争力ある産業化へ結びつくためには、知的財産権の国際的確保はもちろん、世界の中で、グローバル企業にとって、日本に製品開発拠点や生産・販売拠点を置くことが魅力となるような施策・立案を早急に行うべきであると考えます。</p> <p>現在の日本では、言語面での問題のみならず製品化のための研究開発を志向する人材の不足、国際的視野でのビジネス感覚を持った人材の不足など、多数の問題があります。知的財産権の確保から製品の開発・生産・販売まで含め日本に投資を呼び込み日本の産業として成り立たせるための戦略的施策が必要であると考えます。そのためには科学者や技術者だけでなく、経営や各国法などの識者も含め立案を行うべきであると考えます。</p>
--	---

No.	意見
72	<p>日本の活力を「デジタル技術」によって向上させるという観点では、しばしば、漫画・アニメ・映画といったコンテンツが中心となっている。しかし、デジタル技術によるイノベーションや知財立国は、コンテンツだけではなく、科学の推進についても非常に重要である。日本では、欧米に比べて、このようなデジタル技術を駆使した科学のイノベーションのための環境整備において、一つのピースが欠けていると感じる。それは、国の委託費によって行われている研究や調査によって得られたデータの公開である。</p> <p>デジタル時代の科学は、多くのデータを相互に突き合わせることで、シミュレーションやデータマイニングを行い、その中から特許性のある発明につながるイノベーションが生まれる。そのためには、多くの科学者がデータにアクセスをもち、切磋琢磨しながら発明を競うことが有効である。現在では、ひとつのプロジェクトによって収集できるデータの量は膨大になっており、限られたプロジェクトメンバーによる研究では、どれほど優れた研究者でもそのデータの鮮度が高い間に全ての成果を隅々まで調べ尽くすことは難しくなっている。そのため、特に米国では、国の予算で収集されたデータから生まれる発明やイノベーションを最大化するために、そのデータの公開と関連論文の公開を義務付け、国中の研究者にアクセスを補償することで、国の科学予算の効率最大化を図っている。</p> <p>一方、日本では、多額の科学予算が多くのプロジェクトに使われてきたが、いかなるプロジェクトが行われ、どのようなデータがどこにあるのかを知ることすら困難であり、本来であれば著作権が及ばず、特許発明ともいえないため万人の共有財産である事実レベルのデータ(たとえば、ゲノムデータ、医療健康に関するデータ、地球観測データ、地理データなど)に対して研究者がアクセス出来る機会が極めて限られているため、イノベーションの速度が遅くなってしまっているのが現状である。これを多くの研究者がアクセス出来る状態にすることにより、低予算で知恵を絞る応用型の科学研究が可能となり、過去の科学予算による成果の最大化を望くことができる。プライバシー等に配慮することは当然必要であるが、ぜひ、日本の科学予算の最大化と科学者によるイノベーションの促進、および、若い科学者の活躍の場を広げるために、上記のようなデータの統合と公開を進めていただきたいと切望する。</p>

No.	意見
73	<p>「知的財産戦略の推進について」 (知財教育)</p> <p>(1)学校教育における知財教育に力点がおかかれている状況があります。これはとてもいいことなので、続けるべきだと思います。社会教育法第3条の趣旨を生かし、次の一手として</p>

	<p>社会教育を活用した知財教育を各学校で推進できる環境を国レベルで支援していただければ、裾野がひろがると考えます。</p> <p>このように、法律上社会教育は学校教育との連携の確保に努めることで、知財教育は発明クラブなど学校外の取り組みにおいてノウハウがたくさんあるはずですから、これを学校教育で活かすきっかけが大切であると思います。</p> <p>県によっては、学校教育と社会教育は同じ屋根(委員会)の下にあるけれども、別組織のような動きをしているところもあります。お互いのよいところを出し合って知財教育を推進していくたならば、こんなことはないと思います。</p> <p>また、社会教育の世界には、創造性の育成に関するノウハウやツールがたくさんありますが、学社の融合が乏しいため、それらを学校教育で活用できていないのが現状があるのでないでしょうか。</p> <p>(2)社会教育の中で、職業教育や産業教育は法律上可能です。法律があるのにもかかわらず、どれだけ社会教育で産業教育がされているのでしょうか。ここを後押ししていただける国の支援は重要だと思います。(社会教育法第5条8・9・10項参照)</p> <p>今は時代の流れが早く、学んだこともすぐ陳腐化し、生涯を通じて学ぶ環境をどのように整えるかが重要だとおもいます。社会教育関連施設(青年の家、生涯学習センター)の知財事業を実施し、その企画運営を、専門高校で学んだ高校生が、先生役を務められるようなそんな事業が実現できたら良いと考えています。</p>
--	--

No.	意見
74	<p>「知的財産戦略の推進について」</p> <p>(1)施策の結果が現れる時期を分けて、具体的戦略を計画すべきである。</p> <p>教育分野だけにおいてでも、数年先に結果が出るもの(弁理士の数とか、推進協力校の数とか)、10数年先に結果が出るもの(小学生が成人して科学者を目指したり、発明家を目指したりするようになった数とか)、数十年先に結果ができるもの(日本が世界に冠たる知財国家になったとか)など、施策の成果目標にも時間的スパンに大きな差がみられる。従来は、これらをごちゃ混ぜにした戦略になっていた(ベクトルの数は多いが、向きはバラバラ)と思われるので、ベクトルの長さと向きを整理し、分かりやすい戦略にすれば国民にも理解されやすいと思う。国民の努力(数値)目標にもなります。</p> <p>(2)学習指導要領の改訂にあわせた活動を推進すべきである。</p> <p>新しい学習指導要領が告示されたが、知的財産教育や創造性教育については、評価できる。数年後の実施に向けて、教員研修や教材開発、先進校支援など、知財教育と創造性教育を現場で推進するため具体的に提案すべきである。</p>

No.	意見
75	<p>「知的財産戦略の推進について」</p> <p>(1)知財分野の農業支援について</p> <p>農家は、栽培や飼育にあたって、各自で様々な工夫をしており、それは実用新案権や特許権や意匠権として権利化し、流通できる価値あるものである。しかし、それを農家自身が知財意識がないため、安易に公開してしまったり、外国の研修生に教えてしまったりしている。</p> <p>しかし、このような先進分野ではない裾野的知財権は、BRICs が経済成長する中で、必要とするものであり、国際特許として出願され、国内の農業において実施できない技術が出てくる可能性もある。</p> <p>逆に、日本の農業は付加価値のある食料を輸出する方策だけを考えるのではなく、その高度な技術を知財権化し、海外に輸出(知財流通)させることで、利益を上げるという考え方も必要ではないか。</p>

新たな「知的財産推進計画(仮称)」の策定に向けた意見募集

【個人からの意見】

	<p>そこで、全国の篤農家へ特許活用アドバイザー等の知財専門職を派遣し、農家の持つアイデアの知財権化を支援し、日本農業のパテントプールを作り、保護活用する。</p> <p>(2)知財教育の支援について</p> <p>このまま初等中等教育が暗記重視の大学受験対策中心のものである内に、日本のイノベーションを起こす力は失われ、日本の技術、経済は、世界の中で埋没してしまう危機感を感じている。</p> <p>知財権を生む土壤になる、創造性の育成のための教育研究を支援し、その中で生まれた標準的な教材、カリキュラムを、全国へ普及する。</p>
--	---

No.	意見
76	(No.3 と同旨)

No.	意見
77	<p>《要旨》 日本国憲法を厳守して下さい。</p> <p>《全文》 この案件に対して全てにおいて反対いたします理由は違憲だからです日本国の最高法規憲法には通信の秘密というものが定められておりあらゆる通信にはその内容を多数の相手に知られることはなくその保護を国や公権力は義務づけられていますので問題外も腹立たしい事です。</p>

No.	意見
78	<p>【オール・ジャパン・イノベーションの促進のため、大規模パブリックデータベースを構築する】</p> <p>現在の科学は「デジタル技術」を駆使している。たとえば、①人の健康に関する研究(個人レベルでのヒトゲノムデータ、健康記録、画像診断記録、遺伝子発現、蛋白質相互作用データ等のデジタルデータを利用している)も、②地球環境に関する研究(衛星地球探査データ、海洋地球探査データ、生物多様性データ、生物の形態データ、地理的分布情報等のデジタルデータを利用している)などはその代表だ。そして制限なく自由に組み合わせて利用できるデータが新しい科学イノベーションの燃料だ。</p> <p>だから、プライバシーや著作権への周到な配慮のもとで「オール・ジャパンで利用できる大規模デジタル科学データベース」(現在は存在しない)を構築すれば、これを出発材料にマイニング、モデル化、シミュレーションが官民区別なくオール・ジャパンで盛んになるはずだ。</p> <p>既に個々のデータは充実し、計算機やネットへの投資も十分だ。</p> <p>あとは燃料である総てのデータコンテンツをイノベーション機械に流し込む仕組みを構築することで、オール・ジャパン・イノベーションをフル稼働すべきだ。</p>

No.	意見
79	<p>■産業構造審議会知的財産政策部会の小委員会等を広く公開すべきである。</p> <p>産業構造審議会知的財産政策部会の小委員会等、特許庁長官の諮問研究会は、委員による自由闊達な議論を確保するため非公開とされているものが多い。</p> <p>配布資料や議事要旨は公開されるが、国民は生の議論を知ることができない。</p> <p>企業の秘密事項等を扱うこともあるという背景は理解はできるが、政府知的財産戦略本部の会議、文化審議会著作権分科会が公開され、傍聴者が自身のブログや twitter 等でそ</p>

	の模様や感想、意見を述べができるのに対して、きわめて閉鎖的であると言わざるを得ない。 傍聴公開、ネット中継等により公開し、議論の透明性を高めることを期待する。
--	--

No.	意見
80	<p>最も重要な点は、知的財産を利用して価値を生み出す個人が増える社会を創ることである。そのためのインフラとして、「知識基盤社会型の図書館」を提唱する。図書館は著作物（文芸作品、学術情報など）を収集・整理し提供する役割を担ってきた。産業社会から知価社会へ移行しても、その技術は知財の管理・普及に応用できる。</p> <p>詳しくは、文部科学省及び国立教育政策研究所への提言「知識基盤社会における図書館の研究について」を参照。</p>

No.	意見
81	<p>《要旨》 権利制限の一般規定は、「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」で結論された「受け皿規定」の趣旨を没却せず、対象を限定しすぎない形で著作権法に導入すべきである。</p> <p>《全文》 現在、文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会で議論されている権利制限の一般規定について、それに先だって検討を行なった知的財産戦略本部の「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」の報告の趣旨を踏まえた形で同規定を導入すべきである。</p> <p>同調査会は、個別の権利制限規定の追加を検討することも並行してやりつつ、その結果法改正に至るまでの期間、従来権利制限されるべきと考えられる利用態様を形式的違法状態にしないための「受け皿規定」として一般制限規定の導入を提言している。ところが著作権分科会の検討では、たとえばパロディやリバースエンジニアリング等については、個別規定での対応を別途議論するものとして一般規定の議論から外す気配がある。</p> <p>ところがこの考え方は、前述の通り調査会報告の「受け皿規定」の趣旨を没却するものであり、容認できない。パロディやリバースエンジニアリングはまさしくフェアユースかどうかを問われるべき課題であり、このような対象の限定を大きく設定てしまえば、一般規定の導入の意義そのものも潰すことになる。</p> <p>また、パロディがいまだに法改正議論の俎上に上っていないこと、リバースエンジニアリングも法改正で一定の結論を得たにもかかわらず先般の法改正には盛り込まれなかった。これはまさしく一般規定がなければ多くの課題に対応できない証拠である。</p> <p>当然これらは個別の権利制限としても議論すべきだと考えられるが、その議論に基づいて法改正をするまでの間をカバーする目的で知的財産推進計画に盛り込まれたのが「日本版フェアユース」だ。場合によっては、文化庁だけでなく経済産業省も加わって産業振興的な観点からの意見を盛り込むべきだとも考える。</p> <p>調査会報告の趣旨を再度確認されたい。</p>

No.	意見
82	理由としてあげられるのは悪用される可能性があることと違憲であること、誤爆ブロックの可能性があることです。 悪用はウイルスでダウンロードされてそれで強制切断の可能性があるということ。フリーソフトダウンロードしてその中身が変えられていたらそれで強制切断。

	<p>誤爆ブロックはフリーソフトを勘違いのせいでそれで強制切断。</p> <p>違憲の件は、通信全部にチェック入れるのって通信の秘密違反です。立派な違憲です。</p> <p>ダウンロードできなくなったからと言ってダウンロードしていた人が買うわけがないです。</p> <p>買うならばそもそもダウンロードなんてないです。</p> <p>さまざまな問題があるので断固反対です。</p>
--	--

No.	意見
83	<p>近年、WWW の発達に伴って、これまでに予想がつかなかった種類の情報サービスが数多く出現してきている。一例を挙げれば、これまでに国内の研究機関及び企業が開発を進めてきた音声翻訳システムが挙げられるが、この開発に際しては、WWW 上に存在する大量の文書を利用する技術が有望視されている。また、こうした状況を背景に、大量の WWW 文書を収集してきた外国企業がこれまで日本のお家芸であった音声翻訳システムの開発を進めていることが明らかになった。こうした WWW 文書の利用の前提としては、WWW 時代に対応した著作権が整備されていることが必須であるが、フェアユースが導入されている米国とは異なり、日本でこのようなシステムを開発するために必要な文書の計算機による処理がどのレベルまで許容されるかは現状、予測しがたいものがある。平成22年度1月1日に施行された改正後の著作権法においては、「電子計算機による情報解析」に関する条項が加えられ、情報解析に供するための情報の複製、翻案に関しては合法化されたものの、依然としてこの「情報解析」の意味するところが十分に規定されているとは思われず、今後関連する開発にブレーキがかかる恐れがある。</p> <p>一方で米国系の Web 企業はフェアユースを盾に、今後ますます開発を加速する可能性が高く、このままの状況を放置すれば、日本文化の核をなす「日本語」の処理、さらには日本語で書かれた情報、知識の流通が外国企業に独占されるといった状況が生じ得る。これまで、Web 上の検索エンジン等に関して類似の状況が指摘され、また、実際、検索エンジンビジネスは、世界的に見ても、外国企業の独占に近いものがあり、今後、音声翻訳システム、さらには、現在、日本の同様にお家芸とされる、高度な対話機能を要するロボット、その他の情報サービスの開発で同様の状況が生じ得ることが懸念される。これは、そうした技術で遅れを取るのみならず、情報／知識の流通一般を阻害し、最終的には我が国の競争力全般を大きく損なうことにつながりかねない。</p> <p>今後、日本の知財戦略を立案するにあたっては、そうした情報処理分野における技術の発展ならびに、市場の状況を十分に検討した上で、技術発展を阻害しない、さらには促進するような戦略を取り、それに基づいた法整備が行なわれることを切に希望するものである。</p>

No.	意見
84	<p>1.</p> <p>《要旨》</p> <p>私的録音録画補償金をめぐる当事者間の議論の場を、文化庁だけでなく経済産業省・総務省との共管で設置すべきである。加えて、権利者・メーカー・ユーザーをそれぞれ同数参加させ、撮影・録音も許可した上で公開して議論を進めるべきである。</p> <p>《全文》</p> <p>私的録音録画補償金については、文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会で長年議論されてきたが、結局制度の改善に関する結論は全く得られず、さらに地デジ専用録画機への補償金課金をめぐって私的録画補償金管理協会(SARVH)と東芝の間で訴訟に発展してしまっている。その間、文化庁は両者の調整をまったく行なうとせず、このような混乱状況に陥った責任は大きい。</p> <p>未来の補償金制度について文化庁が「協議の場」を設けようとしているとの話も仄聞する</p>

	<p>が、もはや調整能力を失った文化庁だけでなく、経済産業省と総務省との共管で議論の場を設けるべきと考える。</p> <p>また、議論に臨む委員の選任についても、権利者・メーカー・ユーザーでそれぞれ同数とし、公開の場で、かつ撮影・録音を許可した上で設置すべきである。インターネット上で議論の経過を共有する意味から、Ustream などでの同時中継を許可し、傍聴に足を運べない者でもその経緯を知り理解を深められるよう努める必要があろう。</p> <p>私の録音録画補償金は、あくまでもユーザーが「支払う」と理解が得られた範囲において運用されるべきである。そのためにも、これまで文化庁が行なってきた議論のあり方を、他の省庁が関与することで変える必要がある。(知財戦略本部にもぜひ関与していただきたい。)</p> <p>2.</p> <p>《要旨》 ACTA の条約交渉につき、条文案・政府方針・交渉過程などをすべて公表し、国民に対してどのような法改正が起こり得るのか説明すべきである。また、法改正が必要な部分については、あらかじめ国民のコンセンサスを得るよう努力すべきである。</p> <p>《全文》</p> <p>【模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)について】</p> <p>(1) 公開性について</p> <p>模倣品・海賊版拡散防止条約(ATCA)が、日米の提案を機に、知的財産権の保護強化に関心を持つ国との間で交渉されているところである。</p> <p>しかしその提案の内容、具体的な条文案、日本国政府の方針、交渉過程にいたるまで一切公開されていない。関係国会合が始まってからは、会合参加国と抽象的な議題が(参加国すべて同じ内容で)公表されているのみ。ACTA で決定される保護のあり方が、日本の知的財産権制度にも大きな影響を与えるのは必至なだけに、多くの国民があらかじめ交渉内容を把握しておくべきにもかかわらず、交渉が秘密裏に行われている現状は不健全であると言わざるを得ない。</p> <p>ただちに、条文案、日本国政府の方針、交渉過程のすべてを公表すべきである。特に日本の法制度を変更しなければ対応できない課題については、あらかじめ国民に公表してコンセンサスを得ておかなければ、政府が条約交渉の場でそれを決定しても運用の段階で社会問題化することは必至だ。</p> <p>(2) スリーストライク制について</p> <p>知的財産権の保護に関し、ACTA にどのような方策が盛り込まれるかは明らかになっていないが、いわゆる「スリーストライク制」も含まれることが懸念されている。スリーストライク制とは、P2P ファイル共有などの著作権侵害が「疑われる」ユーザーに対し、数度の警告の後にインターネット接続を遮断するというものである。</p> <p>この制度はフランスや韓国・台湾などすでに導入されているが、社会的インフラであるインターネットから機械的なプロセスによって個人を切り離すという、当該個人の「知る権利」を始めとする基本的人権を損なう制度であると言わざるを得ない。この点で先に挙げた国々でも同制度が批判されているところである。</p> <p>著作権制度にはすでに権利者が自助努力を行なうための救済措置は設けられており、数度の警告の後とはいえ基本的人権を損なってまで個人に制裁を科す必要性は無い。創作のインセンティブとして人工的に創設された著作権を保護するのに、国民が文化的・社会的な生活を送ることを補償する「基本的人権」を損なうような制度では、比較衡量の点でもバランスを欠いている。</p> <p>まして、インターネット上の著作物流通における著作権(著作隣接権も同様)の処理・許諾・默認などの事実関係を明らかにするには、権利者の主張だけでなく裁判所などによる公正な法解釈が必要である(著作権が及ぶ範囲にはそれだけの曖昧性もある)。単純に権利者の言い分だけで、事務的に個人の情報源を奪う「インターネットの遮断」を行うのは妥当ではない。</p> <p>(3) 個人使用目的の例外について</p> <p>ACTA が対象とする「模倣品・海賊版」の範囲自体が明らかにされていないが、漏れ伝わ</p>
--	--

る情報によれば、大規模で商業的な権利侵害を指しているものと考えられる。しかし依然として、この対象に個人的な使用目的で「模倣品・海賊版」だと疑われる物品を所持することにまで規制が及ぶことが懸念され、当該個人が国境を行き来するたびに荷物(PC やデータ運搬用のメディアをも含む)を調査されるおそれがあるわけではない。これは、当該個人のプライバシーが保護されるべきなのを考えると、大きな脅威だと言える。

この ACTA による規制が対象とする権利・行為等を直ちに明示・公表すべきなのは言うまでもない。また、「模倣品・海賊版」と疑われる物品が本当に権利侵害品なのかはケースバイケースであり、当該品が作成された時点の事実関係を精査しなければ簡単に結論できない。権利侵害の状態が明らかでないうちから単に「疑い」を持たれただけで個人の所有物が検査されるといったことは、従来の通関時の検査の限度を超えており、認められるべきではない。従って、個人的な使用を目的とした「模倣品・海賊版」の所持の場合は、ACTA によって規制を求められる対象から除外すべきである。

(4) アクセスコントロール回避規制について

ACTA の中に、アクセスコントロール回避行為の規制を盛り込むことも懸念されている。日本の現行法では、アクセスコントロール回避については不正競争防止法によって機器の製造・販売が規制されるのみである。

知的財産戦略本部の「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」でもアクセスコントロール回避規制について検討されたが、著作権法でこの行為規制を設けるのは困難だと結論されている。著作権の支分権として「アクセス権」を創設する必要があり、国民が情報を得ることを禁止し得るこのような権利の創設は、基本的人権(とりわけ知る権利)に対し大きな脅威となる。また同調査会では、アクセスコントロール回避規制を不正競争防止法で考えても、現行法は回避行為そのものを規制できないこと、また回避装置の製造・販売に対しても罰則は無いことなどが課題とされている。これらはいずれも今後慎重な議論を要すると考えられているところであり、国内のコンセンサスもこの方向にあると言える。

ACTA の条約交渉でアクセスコントロール回避に関する更なる規制が盛り込まれた場合、上記のコンセンサスを無視して法制度を変えることになる。単純な法改正にはとどまらず、著作権法や不正競争防止法の制度の趣旨すら変えてしまうおそれがある。

まず国内のコンセンサスを元に条約交渉は行なわれるべきだったのであり、情報公開と ACTA に関する議論の場(当然公開の場である)を設置することが急務である。

(5) ポリシーロンダリング性について

ACTA の条約交渉にあっては、政府は現行の国内法に合致する方向で交渉をしていくべきである。ある方向性に対して国民の支持を取り付けた上で ACTA の内容を提案しているのならまだ理解できるが、提案内容も交渉の経過も公開されないまま、海外で勝手に約束した内容に基づいて法改正を行なうことは、国民的な議論のプロセスを飛ばしてしまって「既成事実」を作る行為に他ならない。

このような経緯で法改正をしたとしても、それを運用する段階で国民の理解を得られることなく、より大きな社会的混乱を招くのは必至である。その意味でも、ACTA 条約向上の公開は必須である。

進化を要する知的財産戦略

現 状	進 化
<p>シーズ発信型</p>	<p>ニーズ対応型</p>
<p>左 脳 型</p> <p>右 脳 型</p>	
<p>利 益 相 反</p> <p>産学連携</p> <p>真理の探究</p>	<p>利 益 互 恵</p> <p>産の繁栄 日食・月食・みそ・しょうゆ・毒草薬草 etc.</p> <p>学の充実 天文學・幾何學・バイオテクノロジー etc.</p>
<p>官学主導の産学連携</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 科基法 2. T L O 法 3. 独法化法 4. 知財法 5. 大企業との包括協定 	<p>産の望む産学連携</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産から学への仕掛け 2. 経済団体の主導性 3. 個人戦から団体戦へ 4. 中小企業団体との包括協定 5. T R O (Tech. Respond Org.) の設立